

令和 7（2025）年度

学 生 便 覧

埼 玉 医 科 大 学 保 健 医 療 学 部

目 次

校 歌	1
序 文	2
埼玉医科大学の教育方針	3
1. 埼玉医科大学の教育方針	3
2. 保健医療学部教育方針	6
学生便覧について	17
I 埼玉医科大学の概要	19
1. 埼玉医科大学の教育理念及び沿革	19
2. 4 学科の概要	20
II 埼玉医科大学学則等	21
埼玉医科大学学則	21
保健医療学部規程	50
III 教育に関する規定	51
1. 保健医療学部の教育の基本的理念	51
2. 各学科における人材養成の目標と卒業後の進路、教育課程編成の考え方及び特色	51
(1) 看護学科	51
(2) 臨床検査学科	53
(3) 臨床工学科	54
(4) 理学療法学科	56
3. 卒業要件及び授業科目	58
(1) 看護学科	58
(2) 臨床検査学科	81
(3) 臨床工学科	97
(4) 理学療法学科	106
4. 履修登録	111
5. 単位の認定	112
6. 試験に関する規則、総括的評価基準、評価方法、各学科の進級の規定	113
7. 特別待遇奨学生（特待生）制度	120
8. 編入学	121
9. 学事予定	121
IV 学生生活に関する規定	129
1. 学籍番号	129
2. 学生証	129
3. ネームカード	130
4. 通学	131
5. キャンパスマナー	132
6. 告示（掲示・ポータルサイトなど）	132
7. 学内 LAN	132
8. ロッカー室	135

9. 学内の環境保全	136
10. 校舎への出入りと教室の使用	136
11. 昼食・売店	137
12. 掲示物	137
13. 印刷物の配布	137
14. 集会、催しなど	138
15. 学内団体の設立・解散など	138
16. 学外団体の本部・支部・事務局などの設置	138
17. 備品などの使用	138
18. 健康管理	139
19. 健康診断書	142
20. 傷害保険	142
21. 賠償責任保険	143
22. 奨学金	144
23. アルバイト	144
24. 困ったときの相談窓口	144
25. ハラスメント	145
26. Letters to the Dean（学部長への手紙）	147
27. 災害に対する予防と事故遭遇時の対応	147
28. 海外への旅行等	148
29. 安全管理は自らの手で	148
埼玉医科大学保健医療学部危機管理マニュアル（抄）	148
V 図書館利用案内	169
VI 諸手続き	173
VII 諸規則等	183
学生の懲戒処分における標準ガイドライン	183
埼玉医科大学学生等個人情報保護規則	185
埼玉医科大学保健医療学部の学生に対するハラスメント等防止規則	189
ハラスメント等防止のためのガイドライン	190
学生生活に関する規定 1（災害に対する予防と対応）	193
学生生活に関する規定 2（安全運転および事故遭遇時の対処）	196
マルチメディア教室利用規則	197
マルチメディア教室を学生が利用するためのガイドライン	199
部活動のガイドライン	200
ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン	203
VIII 教員一覧	205
1. 専任教員	205
2-1. 非常勤教員（大学内部）	208
2-2. 非常勤教員（大学外部）	213

埼玉医科大学校歌

作詞 栗原 浩

作曲 林 光

♩ = 96

1) あも けと ゆー そらー にー あさ かん ぜの は せい
2) も と むりー のお たかー にー あく おー だー はへ せい
3) み ど むりー のお たかー にー あく おー だー はへ せい

てわてー がくの えみー のもー りをー さたき やずわ ぐぬめ とれつ
きばつー せよろ じょうずー ののー はちー こと ころと をぶ あらこ
いろむー しいしめ うくい はのー さみち てるー いいわ きかこ たすう かべど
しくのー わはく れれあ らの つまば どな いびう てー わはく れれあ らの つまば
いびう て 1) こー こー にー あ りりー D.S. 3) こー

こ に あ り

前奏

一、明け行く空に

学園の森

清浄の気は

思想は冴えて

われら集いて

ここにあり

朝風馳せて

さやぐとき

心を洗い

意気高し

われら集いて

ここにあり

二、求むるはただ

その源流を

よろずの命

医学の道に

われら学びて

ここにあり

久遠の平和

たずぬれば

貴ぶ精神

活かすべく

われら学びて

ここにあり

三、翠の丘陵に

真理と技を

毛呂山の地に

使命に燃ゆる

白亜の母校

ここにあり

抱かれて

究めつつ

歴史をきざむ

若人の

白亜の母校

ここにあり

序文

埼玉医科大学は、1972 年に開学され、2022 年創立 50 周年を迎えました。前身は、1892 年に開院した毛呂病院まで遡ることができ 130 年以上に渡り地域の医療に貢献してきました。大学は、医学部、医学研究科、附属病院を擁し、医療人材育成とともに、地域医療と高度・先進医療を担う医療機関として、発展を遂げて参りました。その中で、2006 年には保健医療学部が併設され、看護学科、健康医療科学科、医用生体工学科の 3 学科が設置されました。2007 年、4 学科目となる理学療法学科が、2010 年には、看護学研究科（修士課程）、医学研究科（修士課程）が置かれています。この間、学科名称が変更され、看護学科、臨床検査学科、臨床工学科、理学療法学科となっております。現在、保健医療学部は、4 学科、2 大学院専攻となり、総合医療系大学である埼玉医科大学の一翼を担っています。

保健医療学部設置に伴い、平成 20（2008）年、「埼玉医科大学の期待する医療人像」が示されました。患者さん中心の医療を実践できる『すぐれた医療人』の育成を教育目標に掲げて、医療・福祉・教育の理想郷を作るため未来への挑戦を続けています。目標達成のために、教育環境の整備、教育カリキュラムの改善、教職員の資質向上を継続的に行っています。

これまでに経験したことのない我が国固有の問題や世界的課題を前にして、目的や目標が揺らいではなりません。激動の時代だからこそ、人々の幸福な暮らしを求めることが何より大切です。それを支える医療人は必須で、誰かが医療を担わないと国家は成り立ちません。社会が求めている最重要課題である『すぐれた医療人』の育成は、持続的で継続性のあるものでなければなりません。保健医療学部では、医療のこころ・精神を大切にし、生命科学としての医療を極め、社会に貢献する医療技術者の育成を継続して参りたいと思います。

医療や健康について積極的に関心を持ち、『埼玉医科大学の期待する医療人像』に描かれた『すぐれた医療人』を目指して、4 年間の学生生活を充実したものにしてください。誇りを持って社会に貢献するすぐれた医療人となることを祈念しております。

令和 7 年 4 月

学長 竹内 勤

埼玉医科大学の教育方針

1. 埼玉医科大学の教育方針

(1) 建学の理念

埼玉医科大学は以下の建学の理念の下、1972年に毛呂山の地に創立されました。

【建学の理念】

- 第1. 生命への深い愛情と理解と奉仕に生きるすぐれた実地臨床医家の育成
- 第2. 自らが考え、求め、努め、以て自らの生長を主体的に開展し得る人間の育成
- 第3. 師弟同行の学風の育成

(2) 埼玉医科大学の期待する医療人像

本学の目指すところは、「建学の理念」にすべて言い尽くされており、基本的にはこれに付け加えるものは何也没有ありません。

しかし、本学創立から現在までの間に医学・医療は過去に例を見ない急激な進歩を遂げ、また、社会情勢も大きく変化しました。ことに患者さんの意思尊重の重要性が一層認識され、加えて情報公開時代を迎え、新しい患者－医療人関係の構築が求められています。

1999年11月に制定(2017年4月改訂)された「埼玉医科大学の期待する医師像」は、埼玉医科大学が創立30周年を迎えるにあたり、改めて建学の理念を敷衍し、本学の期待する医師像を描いたものでした。

そして、2006年4月、本学は日高キャンパスに保健医療学部を設置し、医師のみならず保健・医療・福祉の担い手である多種多様な医療人を育成する医療系総合大学として、新たな飛躍への道を歩み始めることとなりました。また、これを機に、この四半世紀余の変化をふまえて「埼玉医科大学の期待する医療人像(2017年改定)」を示し、その目指すところを一層明確にして、本学活動の精神的基盤を再確認することとしました。

【埼玉医科大学の期待する医療人像】

■高い倫理観と人間性の涵養

- ・医療人は、生命に対して深い愛情と畏敬の念を持ち、病める人々の心を理解し、その立場に立って、十分な説明と相互理解のもとに医療を行わなければならない。
- ・医療人は、豊かな人間性を育成すべく、常に倫理観を磨き、教養を積むことに努力しなければならない。

■国際水準の医学・医療の実践

- ・医療人は、生涯にわたり常に最新の知識・技術を学び、自信を持って国際的に最も質の高い医療を提供するよう心掛けなければならない。
- ・医療人は、医療における課題を自ら解決する意欲と探求心を持ち、国際的視野をもって医学・医療の進歩に貢献することを心掛けなければならない。

■社会的視点に立った調和と協力

- ・医療人は自らの能力の限界を自覚し、謙虚に他者と協力し、それぞれの立場で患者中心の医療を実践するために、統合力を磨かなければならない。
- ・医療人は、社会的視野を持ち、健康の保持・増進、疾病の予防から社会復帰、さらに社会福祉に至る保健・医療全般に責任を有することを自覚し、地域ならびに国際社会の保健・医療に貢献しなければならない。

（３）埼玉医科大学の３ポリシー

本学の「建学の理念」に基づき、大学・各学部・各学科および大学院において、以下の３ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めています。

・ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

学位授与の判断のために、どのような能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本方針であり、在学生の学修到達目標となるものです。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

在学生の学修目標達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容をどのような方法で実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本方針です。

・アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育内容等を踏まえ、どのような入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める能力や素養を示すものです。

■埼玉医科大学 ディプロマ・ポリシー

本学の所定の課程を修了し、建学の理念および「埼玉医科大学の期待する医療人像」に基づいた以下の資質・能力等を身につけた者に対し、学士の学位を授与する。

- 1) 生命に対して深い愛情と畏敬の念を持ち、病める人々の心を理解し、その立場に立って、十分な説明と相互理解のもとに医療を行う能力
- 2) 豊かな人間性および、常に倫理観を磨き教養を積む努力を怠りなく続ける意欲と習慣
- 3) 生涯にわたり常に最新の知識・技術を学び、自信をもって国際的に最も質の高い医療を提供する気概
- 4) 医療における課題を自ら解決する意欲と探求心を持ち、国際的視野をもって医学・医療の進歩に貢献できる能力

- 5) 自らの能力の限界を自覚し、謙虚に他者と協力し、それぞれの立場で患者中心の医療を実践できる統合力
- 6) 社会的視野を持ち、健康の保持・増進、疾病の予防から社会復帰、さらに社会福祉に至る保健・医療全般に責任を有する自覚、地域ならびに国際社会の保健・医療に貢献しようとする熱意
- 7) 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、地域の保健医療に積極的に関わろうとする姿勢

■埼玉医科大学 カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するため、下記のような方針でカリキュラムを編成し教育を行う。

- 1) 人間性の涵養と社会人としての成熟を促し、医学の枠にとらわれない幅広い見識を修得させるための、多彩な選択制科目の提供
- 2) 複数領域にわたる知識を総合的・多角的に応用する能力を確立させるための、統合カリキュラムの充実
- 3) 省察の習慣、協働的な学修技能、主体的学修姿勢を涵養するための、グループワーク等の少人数による学修の充実
- 4) 実際の医療の中での経験を通して実践的な知識・技能・態度を修得するための、臨床現場における実習の重視

■埼玉医科大学 アドミッション・ポリシー

カリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラムによって学修することによって、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を達成するため、入学前に以下のような能力・素養を身につけている学生を求める。

- 1) 豊かな人間性、生命への愛情と奉仕する精神
- 2) 社会のルールや規範を遵守して行動することができる倫理観
- 3) 高いコミュニケーション能力および、相手の立場に立つことのできる協調性
- 4) 医療専門職としての責任を果たすために必要な知識を修得し、知識を適切に応用するための基礎学力
- 5) 自ら求めて学び、物事を吟味し考察する能力
- 6) 医療や健康問題への関心および、医学・医療を通じて社会に貢献しようとする意欲と情熱

2. 保健医療学部教育方針

■保健医療学部のディプロマ・ポリシー

本学部では、「建学の精神」を敷衍して描いた“埼玉医科大学の期待する医療人像”を基礎として、下記のような教育上の目的を掲げています(埼玉医科大学保健医療学部規程第2条)。

- 1) 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること
- 2) 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探求心をもつとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること
- 3) 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることを

本学部では、このような教育上の目的に従って策定されたプログラムを終えた学生に卒業を認定し、学位を授与します。なお、より具体的な各学科のディプロマ・ポリシーは別に示します。

■保健医療学部のカリキュラム・ポリシー

本学部では、各資格の指定規則として定められた基礎科目分野、専門基礎科目分野、専門分野の科目群を各学年に適正に配置するとともに、ディプロマ・ポリシーに掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの構成にあたっては下記のような工夫をしています。

- 1) 多様な選択を促す充実した教養科目群に配置
- 2) 医療系専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育
- 3) 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実
- 4) 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視
- 5) 卒業研究
- 6) 専門科目の充実

■保健医療学部のアドミッション・ポリシー

各学科の教育課程に基づいて学修を重ね、定められた期間内に卒業要件を満たして卒業し国家試験に合格するためには、入学にあたって一定以上の学力を備えていることが必要条件となります。したがって本学部の入学者選抜では、学力試験、適性検査、小論文の一部を用いて基礎学力に関する評価を行ないます。しかし、各学科のディプロマ・ポリシーに掲げられているような望ましい医療人として巣立つためには、学力だけでは不十分です。そのため、本学部では下記のアドミッション・ポリシーを提示し、小論文や複数の面接委員による面接試験を用いて評価するとともに、調査書によって学習に対する姿勢や成果、課外学習の実績なども加えて評価します。

- 1) 相手の立場に立ち、協調性をもって行動できる人
- 2) 考えをまとめて言葉に表す能力をもつ人
- 3) 物事を吟味し考察する能力をもつ人
- 4) 医療や健康問題への積極的な関心をもつ人

高校での学習に関しては、本学部を構成する看護学科、臨床検査学科、臨床工学科、理学療法学科の4学科は、看護師、保健師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士などの医療専門職を育成するので、入学後の医療系専門科目の学修に備えて、理科学科科目（生物、化学、物理、数学）、および国語や英語を入学前に十分に学習しておくことが期待されます。この場合、各科目の個々の知識だけでなく、各科目における物事の捉え方や分析方法の論理性などを学習しておくことも望まれます。

（１）看護学科

■看護学科のディプロマ・ポリシー（卒業時アウトカム）

1. 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること
 - 1-1 幅広い教養と生命の尊重を基盤とした豊かな人間性を身につける。（教養と人間性）
 - 1-2 医療における看護の倫理的側面を理解し行動できる。（倫理）
 - 1-3 全人的医療、患者さん中心の医療を原点に、病める人の視点で考え、人を思いやる態度をもち、個別性を重視した看護を行うことができる。（医療への姿勢）
2. 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探究心をもつとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること
 - 2-1 医療人に必要とされる基礎医学および臨床医学の基本的知識を身につける。（医学知識）
 - 2-2 多様な保健・医療・福祉の場で活用できる基本的な看護の知識と技術を身につける。（看護知識・技術）
 - 2-3 看護の専門的知識を活用し、科学的根拠に基づいて、身体的、心理的、社会的側面から適切な判断を行うことができる。（根拠をもった看護）
 - 2-4 看護の実践の中から看護研究の課題を発見し、それを発展させることができる。（研究マインド）
 - 2-5 常に自らの能力を点検・評価し、生涯学びつづける姿勢を身につける。（内省・生涯学習）

3. 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることができること
- 3-1 チーム医療の中で調整・連携の役割を果たすための適切なコミュニケーション能力を身につける。(チーム医療とコミュニケーション能力)
- 3-2 医療安全管理の重要性を理解し、状況に応じた適切な行動をとることができる。(医療安全管理)
- 3-3 保健・医療・福祉チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる。(地域医療)

■看護学科のカリキュラム・ポリシー

看護学科では、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成にあたっては、下記のような工夫をしています。各科目の評価には、学修内容に応じて、筆記試験、レポート、実技試験、観察記録、ルーブリック評価、ポートフォリオなどを用い、全体としての学修成果は、前期末、学年末および4年間のGPAにより評価し、各時期にフィードバックを行います。

1. 多様な選択を促す充実した教養科目群の配置（DP1-1に対応）

教養科目として哲学、文学、法学、社会学、倫理学、心理学、教育学、スポーツ科学、情報リテラシー、ドイツ語などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促します。また、ジェンダー学、カウンセリング論など看護学科独自の選択科目も開講しています。英語では、専任教員およびネイティブスピーカーを含む非常勤教員により、20-30人程度の小クラス構成での英語教育を実践し、医学的内容も加味した質の高い英語教育を目指します。

2. 看護専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育（DP1-2、1-3、2-5、3-1～3-3に対応）

1年次から段階的に行う少人数での問題発見・解決型、かつ双方向・討論型授業として、“医療の基本Ⅰ、Ⅱ”を開講しています。内容は医の倫理、患者・家族と医療人の関係、医療安全管理などで構成され、1グループ6-7名の小グループ学習を通じて、医療系の専門職として身につけるべき基本的な態度・習慣を能動的に学びます。また、看護学科ではこれに加えて、看護におけるコミュニケーション論、病むことの心理などの演習科目を用意しています。

3. 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実（DP2-1に対応）

基礎医学教育や臨床医学教育に関しては、解剖学、生理学、生化学を統合的に学ぶ“人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ”、さらに臨床医学を臓器・機能別に統合した“疾病の成り立ちⅠ～Ⅲ”などを通じて、医療人としての最低限の医学知識を身につけるよう工夫しています。

4. 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視（DP2-2、3-1～3-3 に対応）

臨床現場における実習の準備教育として、学内では各種の演習を通じて看護技術の体得を図り、本学の教育病院としての大学病院、総合医療センター、国際医療センターの3病院および学外諸施設における臨地実習に生かしています。

5. 卒業研究（DP2-4 に対応）

看護研究セミナーを通じて、指導教員のもとで個別のテーマについて問題を自ら発見し解決する能力を養い、論文作成の基礎を学ぶとともに、研究者の視点をもった医療人として活動できる素地を養います。

6. 専門科目の充実（DP2-2～2-5、3-1～3-3 に対応）

専門科目としては、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、地域看護学の各領域に関する講義、演習および臨地実習や実践応用の看護学実習に加えて、ケアの質向上のための看護学として、感染看護学、家族看護学、看護過程論、看護管理学、国際看護論、看護倫理、看護研究概論、看護研究セミナーなどの科目を配し、問題解決能力や研究的・科学的判断力およびそれに基づいた実践能力をより高めていくことを目指しています。

■看護学科のアドミッション・ポリシー

看護師になるためには、「病むことのつらさ」をともに実感できる力を養うとともに、ひとりひとりの人に心からの関心を寄せて、人と関わることを理解していくことが大切です。また、人間の身体や心について確かな知識を身につけていこうという意志を持ち、病む人に安心していただける心と技をみがく努力が必要です。高校では本をたくさん読み、人や人の心について考え、国語・英語などで語学力や論理的思考力をみがき、理科系の科目（生物、化学、物理、数学）をしっかりと勉強し、大学で学ぶ医学知識や看護学の学習を受け入れる基盤をつくっておくことが大切です。

(2) 臨床検査学科

■臨床検査学科のディプロマ・ポリシー（卒業時アウトカム）

1. 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること
 - 1-1 幅広い教養と生命の尊重を基盤とした豊かな人間性を身につける。（教養と人間性）
 - 1-2 医療関連分野に従事する者として、とくにその倫理的側面を理解し行動できる。
(倫理)
 - 1-3 全人的医療、患者さん中心の医療を原点に、患者さんの立場に立った医療を実践できる。
(医療への姿勢)
2. 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探究心をもつとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること
 - 2-1 医療人に必要とされる基礎医学および臨床医学の基本的知識を身につける。
(医学知識)
 - 2-2 患者さんの診断と治療に資するよう、臨床検査に関する最新の知識と技術を身につける。（臨床検査技師）
(知識・技術)
 - 2-3 ニューバイオテクノロジーに関する基礎的な知識と技術を身につける。
(知識・技術)
 - 2-4 環境衛生に関する基礎的な知識と技術を身につける。（第一種衛生管理者）
(知識・技術)
 - 2-5 危険物の取扱に関する基礎的な知識と技術を身につける。（甲種危険物取扱者）
(知識・技術)
 - 2-6 患者さんの身体的、心理的問題を解決するために、専門的知識を活用し、科学的根拠をもった適切な判断ができる。
(根拠をもった医療)
 - 2-7 各自の実践の中から研究の課題を発見し、それを発展させることができる。
(研究マインド)
 - 2-8 常に自らの能力を点検・評価し、生涯学びつづける姿勢を身につける。
(内省・生涯学習)
3. 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることができること
 - 3-1 チーム医療の中で調整・連携の役割を果たすための適切なコミュニケーション能力を身につける。
(チーム医療とコミュニケーション能力)
 - 3-2 安全管理について常に細心の注意を怠らずに業務を遂行できる。（医療安全管理）
 - 3-3 保健・福祉・医療チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる。
(地域医療)

■臨床検査学科のカリキュラム・ポリシー

臨床検査学科では、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成にあたっては、下記のような工夫をしています。各科目の評価には、学修内容に応じて、筆記試験、レポート、実技試験、観察記録、ルーブリック評価などを用い、全体としての学修成果は、前期末、学年末および4年間のGPAにより評価し、各時期にフィードバックを行います。

1. 多様な選択を促す充実した教養科目群の配置（DP1-1 に対応）

教養科目として哲学、文学、法学、社会学、倫理学、心理学、社会福祉論、スポーツ科学、数学、自然科学、ドイツ語などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促します。英語では、専任教員およびネイティブスピーカーを含む非常勤教員により、20-30人程度の小クラス構成での英語教育を実践し、医学的内容も加味した質の高い英語教育を目指します。

2. 医療専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育（DP1-2、1-3、2-7、3-1～3-3 に対応）

1年次から段階的に行う少人数での問題発見・解決型、かつ双方向・討論型授業として、“医療の基本Ⅰ～Ⅲ”を開講しています。内容はコミュニケーションの基礎、医の倫理、患者・家族と医療人の関係、医療安全管理などで構成され、1グループ6-7名の小グループ学習を通じて、医療系の専門職として身につけるべき基本的な態度・習慣を能動的に学びます。

3. 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実（DP2-1 に対応）

基礎医学教育や臨床医学教育に関しては、解剖学、生理学、生化学を統合的に学ぶ“人体の構造と機能Ⅰ、Ⅱ”、さらに臨床医学を臓器・機能別に統合した“臨床医学各論Ⅰ～Ⅳ”、病理学、微生物学、免疫学などを通じて、医療人としての最低限の医学知識を身につけるよう工夫しています。

4. 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視（DP2-2～2-5、3-1～3-3 に対応）

臨床現場における実習の準備教育として、学内では各種の演習を通じて臨床検査その他の専門的技術の体得を図り、本学の教育病院としての大学病院、総合医療センター、国際医療センターの3病院および学外諸施設における臨地実習に生かしています。

5. 卒業研究（DP2-6 に対応）

卒業研究を通じて、指導教員のもとで個別のテーマについて問題を自ら発見し解決する能力を養い、論文作成の基礎を学ぶとともに、研究者の視点をもった医療人として活動できる素地を養います。

6. 専門科目の充実（DP2-2～2-5 に対応）

臨床検査技師国家試験受験資格の取得のための専門科目として、臨床血液学、臨床化学、臨床微生物学、臨床免疫学、臨床生理学などの臨床検査系科目と臨地実習

を、また第一種衛生管理者資格の取得専門科目として、衛生管理学、環境保健学、産業保健学などの社会医学系科目と労働衛生法規、環境衛生工学、救命救急論などの総合科目を配置しています。さらに、甲種危険物取扱者や健康食品管理士の受験資格が得られるように工夫するとともに、生体機能科学の研究者育成にも配慮しています。

■臨床検査学科のアドミッション・ポリシー

臨床検査学科では、国民の健康維持に対する関心や医療への期待に応えるために、保健と医療の分野で貢献できる専門的な高度の知識と技術を兼ね備えた人材の育成を目指しています。そのため、病気や健康に関する真実を追究する科学的な思考と技術、そして研究への実践的な関心の両方を有する人材を広く求めます。具体的には、高校の学習の中で、思考力を養う語学（国語や英語）、科学の基礎になる数学と理科（生物、化学、物理）などに十分関心をもち、しっかり勉強しておくことを望んでいます。

（３）臨床工学科

■臨床工学科のディプロマ・ポリシー（卒業時アウトカム）

1. 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること
 - 1-1 幅広い教養と生命の尊重を基盤とした豊かな人間性を身につける。
(教養と人間性)
 - 1-2 医療関連分野に従事する者として、とくにその倫理的側面を理解し行動できる。
(倫理)
 - 1-3 全人的医療、患者さん中心の医療を原点に、患者さんの立場に立った医療を実践できる。
(医療への姿勢)
2. 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探究心をもつとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること
 - 2-1 医療人に必要とされる基礎医学および臨床医学の基本的知識を身につける。
(医学知識)
 - 2-2 医用生体工学・臨床工学の進歩に対応可能な理工学的素養を身につける。
(知識・技術)
 - 2-3 医用生体工学ならびに各種医療機器に関する最新の知識と技術を身につける。
(知識・技術)
 - 2-4 患者さんの身体的、心理的問題を解決するために、専門的知識を活用し、科学的根拠をもった適切な判断ができる。
(根拠をもった医療)

2-5 各自の実践の中から研究の課題を発見し、それを発展させることができる。

(研究マインド)

2-6 常に自らの能力を点検・評価し、生涯学びつづける姿勢を身につける。

(内省・生涯学習)

3. 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることができること

3-1 チーム医療の中で調整・連携の役割を果たすための適切なコミュニケーション能力を身につける。

(チーム医療とコミュニケーション能力)

3-2 医療安全管理の重要性を理解し、日常的な医療機器の動作・安全確認作業を実施できる。

(医療安全管理)

3-3 医療機器の動作不良や故障、さらに動作異常の事態に適切に対処できる。

(医療安全管理)

3-4 保健・福祉・医療チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる。

(地域医療)

■臨床工学科のカリキュラム・ポリシー

臨床工学科では、ディプロマ・ポリシー (DP) に掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成にあたっては、下記のような工夫をしています。各科目の評価には、学修内容に応じて、筆記試験、レポート、実技試験、観察記録、ルーブリック評価などを用い、全体としての学修成果は、前期末、学年末および4年間のGPAにより評価し、各時期にフィードバックを行います。

1. 多様な選択を促す充実した教養科目群の配置 (DP1-1 に対応)

教養科目として哲学、法学、社会学、倫理学、心理学、社会福祉論、スポーツ科学、数学、基礎統計学、ドイツ語などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促します。英語では、専任教員およびネイティブスピーカーを含む非常勤教員により、20人程度の小クラス構成での英語教育を実践し、医学的内容も加味した質の高い英語教育を目指します。

2. 医療専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育 (DP1-2、1-3、2-6、3-1~3-3 に対応)

1年次から段階的に行う少人数での問題発見・解決型、かつ双方向・討論型授業として、“医療の基本Ⅰ、Ⅱ”を開講しています。内容はコミュニケーションの基礎、医の倫理、患者・家族と医療人の関係、医療安全管理などで構成され、1グループ6-7名の小グループ学習を通じて、医療系の専門職として身につけるべき基本的な態度・習慣を能動的に学びます。また、医用機器安全学の講義・演習を用意しています。

3. 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実 (DP2-1 に対応)

基礎医学教育や臨床医学教育に関しては、解剖学、生理学、生化学を統合的に学ぶ“人体の構造と機能Ⅰ、Ⅱ”、さらに臨床医学を臓器・機能別に統合した“臨床

医学各論Ⅰ～Ⅲ”などを通じて、医療人としての最低限の医学知識を身につけるよう工夫しています。

4. 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視（DP2-2～2-4、3-1～3-3 に対応）

臨床現場における実習の準備教育として、学内では各種の演習を通じて臨床工学的技術の体得を図り、本学の教育病院としての大学病院、総合医療センター、国際医療センターの3病院および学外諸施設における臨地実習に生かしています。

5. 卒業研究（DP2-5 に対応）

卒業研究を通じて、指導教員のもとで個別のテーマについて問題を自ら発見し解決する能力を養い、論文作成の基礎を学ぶとともに、研究者の視点をもった医療人として活動できる素地を養います。

6. 専門科目の充実（DP2-2～2-5 に対応）

力学、電磁気学、電気・電子回路、機械工学、通信工学など臨床工学に必要な基礎的科目に加えて、専門科目としてセンサ・計測工学や生体物性論などの医用生体工学科目および生体計測機器、医用画像機器などの医用機器学科目、生体機能代行技術学関連の諸科目および臨床実習を配置するとともに、システム制御論、応用光学、メカトロニクスなどより高度な専門選択科目群を用意して、研究者の育成にも配慮しています。

■臨床工学科のアドミッション・ポリシー

医用生体工学は、現代医療を支えるために生まれた医学と工学が連携する新しい学問領域です。中でも医療に直結した臨床工学という分野があり、その知識と技術を医療に応用しているのが臨床工学技士です。本学科は、医療機器の技術に精通し、高い問題解決能力を持ち、チーム医療の一員として優れたコミュニケーション能力を持った臨床工学技士の育成に力を入れています。このような領域を学ぶために、物理、化学、生物、数学等の理科系科目に広く興味を持つと共に、人間関係の構築と自己研鑽に努める方の入学を待ち望んでいます。

（４）理学療法学科

■理学療法学科のディプロマ・ポリシー（卒業時アウトカム）

1. 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること

1-1 幅広い教養と生命の尊重を基盤とした豊かな人間性を身につける。

（教養と人間性）

1-2 医療における理学療法の役割、とくにその倫理的側面を理解し行動できる。

（倫理）

1-3 全人的医療、患者さん中心の医療を原点に、患者さんを思いやり、病める人の視

点で考える態度をもち、個別性を重視した理学療法を行うことができる。

(医療への姿勢)

2. 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探究心をもつとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること

2-1 医療人に必要とされる基礎医学および臨床医学の基本的知識を身につける。

(医学知識)

2-2 多様な臨床現場で実践可能な基本的な理学療法の知識と技術を身につける。

(知識・技術)

2-3 患者さんの身体的、心理的問題を解決するために、専門的知識を活用し、科学的根拠をもった適切な判断ができる。

(根拠をもった医療)

2-4 理学療法の実践の中から理学療法研究の課題を発見し、それを発展させることができる。

(研究マインド)

2-5 常に自らの能力を点検・評価し、生涯学びつづける姿勢を身につける。

(内省・生涯学習)

3. 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全につねに留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることができること

3-1 チーム医療の中で調整・連携の役割を果たすための適切なコミュニケーション能力を身につける。

(チーム医療とコミュニケーション能力)

3-2 医療安全管理の重要性を理解し、状況に応じた適切な行動をとることができる。

(医療安全管理)

3-3 保健・福祉・医療チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる。

(地域医療)

■理学療法学科のカリキュラム・ポリシー

理学療法学科では、ディプロマ・ポリシー (DP) に掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成にあたっては、下記のような工夫をしています。各科目の評価には、学修内容に応じて、筆記試験、レポート、実技試験、観察記録、ループリック評価などを用い、全体としての学修成果は、前期末、学年末および4年間のGPAにより評価し、各時期にフィードバックを行います。

1. 多様な選択を促す充実した教養科目群の配置 (DP1-1 に対応)

教養科目として哲学、社会学、心理学、スポーツ科学、情報リテラシー、自然科学、ドイツ語などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促します。英語では、専任教員およびネイティブスピーカーを含む非常勤教員により、20人程度の小クラス構成での英語教育を実践し、医学的内容も加味した質の高い英語教育を目指します。

2. 医療専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育（DP1-2、1-3、2-5、3-1～3-3に対応）

1 年次から段階的に行う少人数での問題発見・解決型、かつ双方向・討論型授業として、“医療の基本Ⅰ～Ⅲ”を開講しています。内容はコミュニケーションの基礎、医の倫理、患者・家族と医療人の関係、医療安全管理などで構成され、1グループ6-7名の小グループ学習を通じて、医療系の専門職として身につけるべき基本的な態度・習慣を能動的に学びます。

3. 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実（DP2-1に対応）

基礎医学教育や臨床医学教育に関しては、解剖学、生理学、生化学を統合的に学ぶ“人体の構造と機能Ⅰ～Ⅱ”、さらに臨床医学を臓器・機能別に統合した“疾病の成り立ちⅠ～Ⅲ”などを通じて、医療人としての最低限の医学知識を身につけるよう工夫しています。

4. 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視（DP2-2、3-1～3-3に対応）

臨床現場における実習の準備教育として、学内では各種の演習を通じて理学療法技術の体得を図り、本学の教育病院としての大学病院、総合医療センター、国際医療センターの3病院および学外諸施設における臨地実習に生かしています。

5. 卒業研究（DP2-4に対応）

卒業研究セミナーを通じて、指導教員のもとで個別のテーマについて問題を自ら発見し解決する能力を養い、論文作成の基礎を学ぶとともに、研究者の視点をもった医療人として活動できる素地を養います。

6. 専門科目の充実（DP2-2～2-5、3-1～3-3に対応）

専門科目として理学療法学概論、基礎理学療法学、臨床運動学などの基礎理学療法学関連の諸科目、機能能力診断学などの理学療法評価学、筋・骨格系、神経・筋系、中枢神経系、心肺系の各領域にわたる理学療法学、物理療法学、日常生活活動学、義肢装具学、筋・骨格系および中枢神経系徒手技術学、理学療法機器技術学、運動療法学などの理学療法治療学、地域理学療法学および臨床実習を配置しています。

■理学療法学科のアドミッション・ポリシー

理学療法学科では、科学的な知識と技術に裏付けられた理学療法を行うことで社会に貢献できる理学療法士の育成を目指しています。そのため、高等学校では大学での学習の基礎となる科目に関心を持ち、学習しておくことが大切です。具体的には、大学で学ぶ人体の構造と機能、運動学、理学療法学などの基礎として、数学、物理、化学、生物等の理系科目と、豊かな表現力と国際的な情報収集力を高めるために、国語、英語を勉強しておくことが望まれます。

学生便覧について

埼玉医科大学保健医療学部は看護学科、健康医療学科（現 臨床検査学科）、医用生体工学科（現 臨床工学科）の3学科で2006年4月に新設され、翌2007年に理学療法学科が加わり4学科の体制になりました。

埼玉医科大学は1972年に医学部だけの単科大学としてスタートし、現在では毛呂山キャンパスの医学部と日高・川角キャンパスの保健医療学部を擁する医療系総合大学として、大学病院・総合医療センター・国際医療センターの三つの総合病院とともに医療と福祉を融合した理想郷をめざして努力しています。

この学生便覧は、看護学科、臨床検査学科、臨床工学科、理学療法学科の諸君の学修を実りあるものとするために、指針となるように作成してあります。

教育に関する規定では、基本的な教育理念と学科ごとの目標やカリキュラム編成の考え方が示され、さらに卒業して各種の資格を得るための**卒業要件**に関する事項が詳細に記載されています。また、試験に関する規則や評価の基準についても示されています。内容をよく読んで進級や卒業の条件を理解し、また自分の取得したい国家資格に必要な単位を確実に取るようにしてください。

学生生活に関する規定では、学籍番号や学生証などに関する事項、校舎や備品に関する事項、健康管理その他、学生生活を快適に送る上で必要な事柄が書かれています。なお、多くの学生、教職員が同じ校舎や敷地内で行動をともにする際、守るべきルールがあることはいうまでもありません。学生便覧には**ルールブック**としての側面もありますから、必要に応じて参照するようにしてください。

学生便覧には、このほか各種の手続きについての解説や体調不良時の対応と欠席報告の方法なども記載されています。期日の決まった手続きをきちんとすることは、将来社会人として自立する時に必要不可欠です。ごく一部にきちんとできずに落ちこぼれる学生がいますが、そうならないように約束事をよく読んで理解してください。

皆さんの学生生活が楽しく実りあるものになるように、教職員一同ができるだけお手伝いいたします。

令和7年4月

保健医療学部長 茅野 秀一

追記：令和2年度から、新型コロナウイルス感染症のために、教室での授業をWEB配信授業に替えていましたが、令和4年度後期からは従来通りの対面授業を復活させています。新型コロナ感染症の収束がまだ予測できず、各種ウイルス感染症の流行もありますから、大学が示す感染対策を十分に理解し順守して、感染症による被害を最小限にするように協力してください。

I 埼玉医科大学の概要

I 埼玉医科大学の概要

1. 埼玉医科大学の教育理念及び沿革

埼玉医科大学の創起は1892年（明治25年）の毛呂病院に始まります。本学はこの毛呂病院を母体とし、「①生命への深い愛情と理解と奉仕に生きるすぐれた実地臨床医家の育成、②自らが考え、求め、努め、以って自らの生長を主体的に開展し得る人間の育成、③師弟同行の学風の育成」とする建学の精神を掲げて、創立者である丸木清美先生により1972年（昭和47年）に設立されました。

それ以来、本学はこの建学の精神に則り教育研究の充実を図るとともに、医療技術の向上に努め、埼玉県内の医療システムの中核的役割を担ってきました。

本学創立から現在までの間に医学は過去に例をみない急激な進歩を遂げ、また、社会情勢も大きく変化しました。ことに、国民の医療に対する意識の高まりは、個々の患者さんの意志を尊重し、その生活の質を重視する医療、情報公開化時代に伴う開かれた医療を求め、さらに、急速な高齢化社会の到来は地域医療への積極的参加の拡充を求めています。これら時代の要請を踏まえ、本学では建学の精神をさらに敷衍して、「高い倫理観と人間性」、「国際水準の医学と医療」および「社会的視点に立った調和と協力」を柱とした埼玉医科大学の期待する医師像を提示しました。

なお、本学は長い間、医学部だけの単科大学でしたが、2006年4月から、新たに看護学科、健康医療科学科(2015年4月より臨床検査学科に名称を変更)、医用生体工学科(2018年4月より臨床工学科に名称を変更)の3学科を擁する保健医療学部を開設し、さらに、2007年4月には理学療法学科も増設しました。これに伴い学則も改定し、建学の精神にある「実地臨床医家の育成」は、「実地臨床医家並びに保健医療技術者の育成」と改められています。また、「埼玉医科大学の期待する医師像」は、2008年3月（2017年4月改訂）に「埼玉医科大学の期待する医療人像」（P3～4）と改められました。

1972年4月	埼玉医科大学(医学部) 開学
1972年8月	埼玉医科大学附属病院 開院
1973年4月	埼玉医科大学附属医療技術専門学校 開校
1976年4月	埼玉医科大学附属看護専門学校 開校
1978年4月	埼玉医科大学大学院医学研究科(博士課程) 開設
1985年4月	埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校 開校
1985年6月	埼玉医科大学総合医療センター 開院
1989年4月	埼玉医科大学短期大学 開学
2006年4月	埼玉医科大学保健医療学部 開設
2007年4月	同理学療法学科 開設
2007年4月	埼玉医科大学国際医療センター 開院

2010 年 4 月	埼玉医科大学大学院医学研究科医科学専攻(修士課程) 開設
〃	同看護学研究科看護学専攻(修士課程) 開設
2015 年 4 月	健康医療科学科が臨床検査学科に名称変更
2018 年 4 月	医用生体工学科が臨床工学科に名称変更

2. 4 学科の概要

(1) 看護学科

看護学科は、平成 24 (2012) 年度からのカリキュラム改訂により、看護師課程と保健師課程の二課程構成となりました。看護師課程では問題解決能力や科学的判断力およびそれに基づいた高い実践能力を身につけることを目的とし、また、保健師課程では広い視野で公衆衛生看護の実践能力を高めていくことを目指しています。臨床現場での実習が重要となるため、十分な指導体制の整った本学の 3 つの大学病院において実習できることが大きな強みとなります。

(2) 臨床検査学科

臨床検査学科は、検体検査や生理機能検査など正しい診断に役立つ検査を正しく実践できる臨床検査技師を第一に育成します。この目標を達成するために、国家試験関連科目に重点をおく教育内容が提供されます。加えて、職場の衛生管理を行い、作業する人々の健康と安全を守る第一種衛生管理者を育成するカリキュラムも同時に組まれています。また、希望により健康食品管理士などの受験資格の取得も可能です。

(3) 臨床工学科

臨床工学科は、医療系・工学系の科目をバランスよく配置したカリキュラム構成により先端技術を駆使した医療機器を操作する臨床工学技士を養成します。さらに、医療機器の開発にも従事できる、より高度な専門的人材の育成も目指します。

(4) 理学療法学科

理学療法学科では、日本理学療法士協会が推進させている専門理学療法士の専門分野である基礎系分野、神経系分野、骨・関節系分野、内部障害系分野、生活環境支援系分野、物理療法分野、教育・管理系分野から構成される 7 つの分野のバランスを考えるとともに、各分野の演習時間に十分配慮したカリキュラム構成により、しっかりとした専門的知識および技術を有する理学療法士を育成します。

Ⅱ 埼玉医科大学学則

埼玉医科大学学則

(昭和47年 2月16日制定)

改正	昭和51年 4月 1日	昭和53年 4月 1日
	昭和57年 4月 1日	昭和60年 4月 1日
	昭和61年 4月 1日	平成元年 4月 1日
	平成 2年 4月 1日	平成 3年 4月 1日
	平成 3年 9月27日	平成 3年12月 1日
	平成 4年 4月 1日	平成 6年 4月 1日
	平成 7年 4月 1日	平成 8年 4月 1日
	平成 9年 4月 1日	平成10年 4月 1日
	平成11年 4月 1日	平成12年 4月 1日
	平成13年 4月 1日	平成14年 4月 1日
	平成16年 4月 1日	平成17年 4月 1日
	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
	平成20年 4月 1日	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日	平成27年 4月 1日
	平成27年11月28日	平成28年 4月 1日
	平成29年 3月25日	平成29年 9月 8日
	平成30年 3月24日	平成30年 5月26日
	平成30年 9月 7日	平成31年 3月23日
	令和元年 5月25日	令和元年 9月11日
	令和 2年 3月30日	令和 3年 3月27日
	令和 3年 7月31日	令和 3年11月20日
	令和 4年 3月26日	令和 4年 7月30日
	令和 5年 7月29日	令和 6年 3月30日
		令和 6年 7月27日

目 次

- 第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価
- 第2章 学部学科、修業年限及び収容定員
- 第3章 学年度、学期及び休業日
- 第4章 学科目及び教育課程
- 第5章 課程修了の認定等
- 第6章 進級、卒業及び学位の授与
- 第7章 入学
- 第8章 休学、転学及び退学等
- 第9章 除籍及び賞罰
- 第10章 学費
- 第11章 職員組織
- 第12章 教授会等
- 第13章 委託学生、専攻生及び外国人学生
- 第14章 大学院
- 第15章 附属施設
- 附 則

第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価

(目的及び使命)

第1条 埼玉医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と

技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検・評価及び認証評価機関による評価)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するために、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施、結果の公表等については、別に定める。

第2章 学部学科、修業年限及び収容定員

(学部・学科)

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

医学部・医学科

保健医療学部・看護学科

臨床検査学科

臨床工学科

理学療法学科

(修業年限)

第3条 医学部の修業年限は6年とし、保健医療学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第4条 在学年限は、前条の修業年限の2倍を超えることができない。

2 同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	1 1 0 名		6 6 0 名
保健医療学部	看 護 学 科	8 0 名	若干名	3 2 0 名
	臨床検査学科	4 0 名		1 6 0 名
	臨床工学科	3 0 名		1 2 0 名
	理学療法学科	4 0 名		1 6 0 名

第3章 学年度、学期及び休業日

(学年度)

第6条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年度を分けて次の学期とする。

区 分	学 期	期 間
医 学 部	第1学期	4月1日から 8月31日まで
	第2学期	9月1日から 12月31日まで
	第3学期	1月1日から 3月31日まで
保健医療学部	前 期	4月1日から 9月30日まで
	後 期	10月1日から 翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学創立記念日 5月4日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要により前項各号の休業日を変更し、あるいは臨時に休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 学科目及び教育課程

(時間数及び単位数)

第10条 医学部において開設するコース・ユニット並びに履修すべき時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数は、別表第2のとおりとする。

(開設講座等)

第11条 本学の目的使命を達成するために、医学部に基本学科を設ける。

2 基本学科については別に定める。

3 保健医療学部については別に定める。

第5章 課程修了の認定等

(試験)

第12条 各授業科目の履修が修了したときは試験を行う。

2 試験は口答又は筆答により行う。ただし、科目の性質により、あらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

3 成績の評価は、A、B、C、Dをもって表し、A、B及びCを合格とする。Dは不合格とする。

4 前項の評価基準は別に定める。

(単位の計算)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(3) 講義、演習、実験(若しくは実習又は実技)が同じ授業科目の中で併用して行われる場合には、前各号により各学部において定める1単位当たりの時間数で45時間を除した数値を講義はa、演習はb、実験等はcとし、講義、演習、実験等の授業時間数をそれぞれx、y、zとして、該当する授業の方法に当てはめた次の計算式で算定した数値の合計が45をもって、1単位とすること。

$$a x + b y + c z = 45$$

(4) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究については、これらに必要な学習の成果を考慮して単位数を定めること。

(他学部の授業科目の履修等)

第13条の2 学生は他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校の専門課程(別に定めるところにより大学教育に相当する水準を有するものに限る。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の3第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

第14条 進級の認定は、学年末に教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。進級に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(卒業)

第15条 医学部にあっては6年以上、保健医療学部にあつては4年以上在学し、所定の課程を修了した者には、卒業と認定し卒業証書・学位記を授与する。卒業に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(学位)

第16条 本学を卒業した者には、別に定めるところにより学位を授与する。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年度の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第19条 入学を志願する者は、医学部にあっては60,000円、保健医療学部にあつては35,000円の入学検定料を添えて、所定の入学願書及び必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学者の選抜時期、選抜方法等は、別に定める。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を添えて、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する手続きをとらない者は、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第21条 定員内において編入学を公募することがある。なお、編入学を希望する者は、次の各号の一に該当する者に限り、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 編入学学年以前に履修すべき科目及び時間数に相当する課程を、国内外において修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者

(保健医療学部看護学科の第3年次編入学)

第21条の2 前条の規定にかかわらず、保健医療学部看護学科への第3年次編入学を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (2) 専修学校の看護系の専門課程(就業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (3) 大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者
- (4) 看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (5) 高等学校の看護系専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

第8章 休学、転学及び退学等

(休学)

第22条 疾病その他やむを得ない事由のため、3箇月以上修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。この場合、その事由が病気である場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、その学年度を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、更に翌学年度内に限り延長することがある。

3 休学の期間は、通算3学年度を超えることはできない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

5 休学の期間中は、第3条の修業年限及び第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学の期間中であっても、その事由が消滅した時は、学長に願い出て復学することができる。休学の事由が病気であった場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第24条 本学から他の大学に転学しようとする者が、事由書を添えて願い出た場合には、学長は教授会の意見を聴いて許可をすることができる。

(転部、転科、転入学)

第24条の2 本学の他の学部転部又は保健医療学部の他の学科に転科を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転部又は転科を許可することがある。

2 他の大学の学生で、本学の保健医療学部転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転入学を許可することがある。

(退学)

第25条 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、退学の事由が疾病によるときは、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

第26条 前条の規定により退学した者で、その後2年以内に退学の事由が消滅し、再び入学を願い出る者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、相当学年次に再入学を認めることができる。再入学に関する内規は別に定める。

2 再入学を許可された者の納入する授業料等は、同学年次者と同額とする。

- 3 再入学者の在学年限は、再入学した学年次から最終学年次までの修業年限の2倍を超えることはできない。また同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。
- 4 再入学者の休学できる期間は、その者の再入学以前の在籍した期間における休学を含めて、通算3学年度を超えることはできない。ただし、再入学以前の在籍期間内において休学した期間がある場合は、教授会においてその者の諸般の事情を勘案し、更に1学年度を限度として期間の延長を認めることがある。

第9章 除籍及び賞罰

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 故なくして3箇月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 行方不明の届出のあった者

(表彰)

第28条 学業その他が特にすぐれた他の学生の範となる者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、適当な方法でこれを表彰することがある。

(懲戒)

第29条 本学の教育方針に違背し、又は学生の本分にもとる行為のある者については、学長は教授会の意見を聴いて、これを懲戒することができる。

2 懲戒はその軽重に応じ、けん責、停学及び退学とする。

(退学の要件)

第30条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に行うことができるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 学費

(学費)

第31条 入学金、授業料等は、次のとおりとする。

種 別	医 学 部	保健医療学部
入学金(入学時のみ)	2,000,000円	300,000円
授業料(年額)	2,750,000円	1,000,000円
実験実習費(年額)(第1学年次)	1,000,000円	200,000円
実験実習費(年額)(第2学年次以降)	1,000,000円	300,000円
施設設備費(年額)	1,500,000円	300,000円
医学教育充実特別学納金(入学時のみ)	1,000,000円	—
教育充実費(年額)(第2学年次以降)	500,000円	—

(学費の納入)

第32条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願い出により2期に分納することができる。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても徴収する。ただし、事情により減免することがある。
- 3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料等は、その納期に属する分はこれを徴収する。
- 4 授業料等を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、定期試験の受験、図書の閲覧、その他施設の利用を認めない。
- 5 入学金、授業料その他の既納の学費は還付しない。ただし、入学時の学費については、所定の期日までに申し出た場合には入学金以外のものは返還する。
- 6 学費の納入の時期その他の細目については、別に定める。

(学費の減免)

第33条 学長は、教授会の意見を聴いて、学業成績、人物共に優れた学生に対し、特別待遇奨学生(特待生)として学費を一部減免することができる。

2 学費の減免に関する事項は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員組織)

第34条 本学の目的を達成するために、次の職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び補助職員

なお、必要に応じてこれ以外の職員を置くことができる。

2 教職員の定員、資格、勤務等に関しては、別に定める。

第12章 教授会等

(教授会等)

第35条 各学部に、教授会を置き、学部長が招集し、その議長となる。

2 本学に教授総会を置き、学長が招集し、その議長となる。

3 教授会並びに教授総会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

(審議事項等)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

第13章 委託学生、専攻生及び外国人学生

(委託学生)

第37条 公共又は民間の諸機関から委託学生の受け入れについて申入れがあったときは、公募によることなく、受け入れることができる。

2 委託学生については、この条に定めるもののほか、本学則を準用する。

(専攻生)

第38条 専門科目につき研鑽を志望する者があるときは、教育研究上支障のない場合に限り、専攻生としてこれを許可することがある。

2 専攻生に関する規定は、別に定める。

(外国人学生)

第39条 外国人であって、本学学生としての教育を受けることを希望する者があるときは、外国人学生として入学させることができる。

2 外国人学生の入学者選抜に関しては、第18条の規定を準用し、かつ、日本語の能力に関する試験を加える。

第14章 大学院

(大学院)

第40条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第15章 附属施設

(附属施設)

第41条 本学に附属図書館、大学病院、総合医療センター、国際医療センター、ゲノム医学研究センターその他必要な施設を置く。これらに関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この学則を改正しようとするときは、3分の2以上が出席した教授会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年4月1日)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和60年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日)

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項、第23条第3項及び第29条については、昭和61年度入学者から適用する。

附 則(平成元年4月1日)

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、前年度の3月31日までに納入した入学金については、なお、従前の額による。

附 則(平成2年4月1日)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日)

この学則は、平成3年9月27日から施行する。

附 則(平成3年12月1日)

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月1日)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月24日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月10日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科の経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成27年11月28日)

この学則は、平成27年11月28日から施行する。

附 則(平成28年3月26日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月28日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月3日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月25日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び別表第3(第10条関係)の改正は、平成30年4月1日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科の存続に関する経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成29年9月8日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	129名	129名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	756名	764名	749名	733名	716名	698名	679名

附 則(平成30年3月24日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月26日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月7日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成31年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	765名	750名	734名	717名	699名	680名

附 則(平成31年3月23日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月25日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月11日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	130名	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	770名	774名	757名	739名	720名	700名	680名

附 則(令和2年3月30日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月27日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2(第10条関係)保健医療学部看護学科については、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月31日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	777名	759名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和3年11月20日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月26日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月30日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第5条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	779名	760名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和5年7月29日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
 2 第5条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	780名	760名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和6年3月30日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定(収容定員)については、令和7年4月1日から施行する。
 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、令和7年度の保健医療学部看護学科並びに令和7年度から令和9年度までの保健医療学部の臨床検査学科、臨床工学科及び理学療法学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保健医療学部看護学科

年 度	令和7年度
入学定員	80名
収容定員	330名

保健医療学部臨床検査学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	40名	40名	40名
収容定員	250名	220名	190名

保健医療学部臨床工学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	30名	30名	30名
収容定員	150名	140名	130名

保健医療学部理学療法学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	40名	40名	40名
収容定員	190名	180名	170名

附 則(令和6年7月27日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 第5条の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	780名	760名	740名	720名	700名	680名

別表第2（第10条関係）令和4年度以降の入学生に適用

保健医療学部 看護学科

◎印の科目は必修科目

(※)は保健師教育課程との共通科目

卒業要件 124 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
生活している人間の理解	人文科学系	哲学 文学 法学 日本国憲法 心理学 ◎発達心理学	2 2 2 2 2 2	必修 2 単位を含む 4 単位以上
	社会科学系	社会学 教育学 文化人類学 ◎カウンセリング論 ジェンダー学	2 2 1 1 1	必修 1 単位を含む 4 単位以上
	自然科学系	人体の科学 人間工学 スポーツ科学 体育実技 ◎情報リテラシー	1 1 2 2 2	必修 2 単位を含む 3 単位以上
	外国語	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅱ 英語Ⅲ ドイツ語	1 1 1 1	必修 2 単位を含む 3 単位以上
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	◎看護倫理 ◎病むことの心理 ◎看護におけるコミュニケーション論 ◎医療の基本Ⅰ ◎医療の基本Ⅱ ◎看護学生のためのリテラシー	1 1 1 1 1 1	必修 6 単位
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	◎人体の構造と機能Ⅰ ◎人体の構造と機能Ⅱ ◎人体の構造と機能Ⅲ ◎食物・栄養学Ⅰ ◎食物・栄養学Ⅱ ◎疾病の成り立ちⅠ ◎疾病の成り立ちⅡ ◎疾病の成り立ちⅢ ◎病原微生物学 免疫学 ◎薬理学 ◎放射線医学概論	1 2 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1	必修 16 単位を含む 16 単位以上
	健康支援と社会保障制度	環境論 ◎生活と健康（※） ◎社会福祉論（※） ◎公衆衛生学 ◎看護関係法規 ◎看護政策論（※） 医療経済学 ◎保健医療行政論Ⅰ（※） 保健医療行政論Ⅱ（※）	1 1 1 1 1 1 1 1 1	必修 6 単位を含む 7 単位以上 （保健師選択履修生については、※印の 5 単位を含む 7 単位以上）
	健康現象の疫学と統計	◎保健統計学（※） 医療情報学（※） 疫学（※）	1 1 2	必修 1 単位を含む 2 単位以上 （保健師選択履修生については、※印の 4 単位を含む 4 単位以上）

授業科目の名称			単位数	備 考
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	看護専門分野	◎看護学概論Ⅰ（看護の基本的概念）	2	必修 47 単位を含む 47 単位以上 (保健師選択履修生については、※印の 5 単位を含む 49 単位以上)
		◎看護学概論Ⅱ（看護・看護学の成り立ち）	1	
		◎看護技術論	1	
		◎基礎看護技術Ⅰ（活動・休息の援助技術）	1	
		◎基礎看護技術Ⅱ（健康状態の観察技術）	1	
		◎基礎看護技術Ⅲ（清潔・衣生活の援助技術）	1	
		◎基礎看護技術Ⅳ（食事・排泄の援助技術）	1	
		◎基礎看護技術Ⅴ（検査・治療における援助技術）	1	
		◎看護方法演習Ⅰ	1	
		◎看護方法演習Ⅱ	1	
		◎成人看護学概論	2	
		◎成人看護学方法論Ⅰ（慢性期の看護）	1	
		◎成人看護学方法論Ⅱ（急性期の看護）	1	
		◎成人看護学方法論Ⅲ（がん看護）	1	
		◎成人看護学方法論Ⅳ（成人看護技術）	1	
		◎老年看護学概論	2	
		◎老年看護学活動論	2	
		◎小児看護学概論	2	
		◎小児看護学活動論	2	
		◎母性看護学概論	2	
		◎母性看護学活動論	2	
		◎母子看護方法論	1	
		◎精神看護学概論	2	
		◎精神看護学活動論	2	
		◎在宅看護学概論	2	
		◎在宅看護学活動論Ⅰ	1	
		◎在宅看護学活動論Ⅱ	2	
		◎公衆衛生看護学概論（※）	2	
		学校看護論（※）	1	
		産業看護論（※）	1	
		◎看護管理学	1	
		◎家族看護学（※）	1	
		◎災害看護学	1	
		◎国際看護論	2	
		◎看護総合セミナー	1	
	ケアの質向上のための看護学	◎感染看護学	1	必修 9 単位を含む 9 単位以上 (保健師選択履修生については、※印の 12 単位を含む 21 単位以上)
		◎看護過程論	1	
		パリアティブケア論	1	
		◎フィジカルアセスメント	1	
		救急看護論	1	
◎リハビリテーション看護論		1		
生殖医療と看護		1		
◎看護研究概論		2		
◎看護研究セミナー		3		
公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ（※）		2		
公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ（※）		2		
公衆衛生看護学対象別活動論Ⅲ（※）		1		
公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ（※）		1		
公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ（※）		1		
健康教育論Ⅰ（※）		1		
健康教育論Ⅱ（※）	1			
地域診断論Ⅰ（※）	1			
地域診断論Ⅱ（※）	1			
公衆衛生看護管理論（※）	1			

授業科目の名称			単位数	備 考
看護師保健師教育課程	臨地実習	◎基礎看護学実習Ⅰ	1	必修 23 単位を含む 23 単位以上 (保健師選択履修生に ついては、※印の 5 単 位を含む 28 単位以 上)
		◎基礎看護学実習Ⅱ	2	
		◎成人看護学実習Ⅰ	3	
		◎成人看護学実習Ⅱ	2	
		◎成人看護学実習Ⅲ	1	
		◎老年看護学実習Ⅰ	1	
		◎老年看護学実習Ⅱ	3	
		◎小児看護学実習	2	
		◎母性看護学実習	2	
		◎精神看護学実習	2	
		◎在宅看護学実習	2	
		◎実践応用の看護学実習	2	
		公衆衛生看護学実習 (※)	5	
保健師教育課程 (再掲)	公衆衛生看護学	◎公衆衛生看護学概論	2	保健師課程を選択す る者は、保健師教育 課程の全ての科目 (31 単位) を履修す ること
		◎生活と健康	1	
		◎家族看護学	1	
		◎学校看護論	1	
		◎産業看護論	1	
		◎公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ	2	
		◎公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ	2	
		◎公衆衛生看護学対象別活動論Ⅲ	1	
		◎公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1	
		◎公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1	
		◎健康教育論Ⅰ	1	
		◎健康教育論Ⅱ	1	
		◎地域診断論Ⅰ	1	
		◎地域診断論Ⅱ	1	
		◎公衆衛生看護管理論	1	
		◎疫学	2	
		◎保健統計学	1	
		◎医療情報学	1	
		◎社会福祉論	1	
		◎保健医療行政論Ⅰ	1	
		◎保健医療行政論Ⅱ	1	
		◎看護政策論	1	
		◎公衆衛生看護学実習	5	

別表第2（第10条関係）平成29年度以降の入学生に適用

保健医療学部 看護学科

◎印の科目は必修科目

○印の科目は選択必修科目

（共通）は保健師教育課程との共通科目

卒業要件 125 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
看護師教育課程	生活している人間の理解	人文科学系	哲学 文学 法学 日本国憲法 心理学 ◎発達心理学	2 2 2 2 2 2 必修2単位含む 6単位以上
		社会科学系	社会学 教育学 文化人類学 カウンセリング論 ジェンダー学	2 2 1 1 1 3単位以上
		自然科学系	人体の科学 人間工学 スポーツ科学 体育実技 ◎情報リテラシー	1 1 2 2 2 必修2単位含む 3単位以上
		外国語	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅱ 英語Ⅲ ドイツ語	1 1 1 1 必修2単位含む 3単位以上
	看護の対象としての人間の理解	医療と人間	◎看護倫理 ◎病むことの心理 ◎看護におけるコミュニケーション論 ◎医療の基本Ⅰ ◎医療の基本Ⅱ ◎看護学生のためのリテラシー	1 1 1 1 1 1 6単位必修
		人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	◎人体の構造と機能Ⅰ ◎人体の構造と機能Ⅱ ◎人体の構造と機能Ⅲ ◎食物・栄養学Ⅰ ◎食物・栄養学Ⅱ ◎疾病の成り立ちⅠ ◎疾病の成り立ちⅡ ◎疾病の成り立ちⅢ ◎病原微生物学 免疫学 ◎薬理学 ◎放射線医学概論	1 2 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1 必修16単位 含む16単位以上
		社会保障制度と健康支援	環境論 ◎生活と健康（共通） ◎社会福祉論（共通） ◎公衆衛生学 ◎看護関係法規 ◎看護政策論（共通） 医療経済学 保健医療行政論（共通）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 必修5単位含む 7単位以上
		の健康統計と象	◎保健統計学（共通） 医療情報学（共通） 疫学（共通）	1 1 2 必修1単位含む 2単位以上

	授業科目の名称		単位数	備 考
	基本的知識、技術、態度の修得	ケアの質向上のための看護学		
看護師教育課程		◎感染看護学	1	必修 9 単位含む 13 単位以上
		◎看護過程論	1	
		パリアティブケア論	1	
		◎フィジカルアセスメント	1	
		救急看護論	1	
		◎リハビリテーション看護	1	
		生殖医療と看護	1	
		◎看護研究概論	2	
		◎看護研究セミナー	3	
		公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ（共通）	2	
		公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ（共通）	2	
		公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ（共通）	1	
		公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ（共通）	1	
		健康教育論Ⅰ（共通）	1	
		健康教育論Ⅱ（共通）	1	
		地域診断論Ⅰ（共通）	1	
		地域診断論Ⅱ（共通）	1	
		公衆衛生看護管理論（共通）	1	
保健師教育課程	公衆衛生看護学概論	○公衆衛生看護学概論	2	保健師課程を選択する者は、保健師教育課程のすべての科目を履修すること
	個人・家族・集団の支援	◎生活と健康	1	
		◎家族看護学	1	
		○学校看護論	1	
		○産業看護論	1	
		○公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ	2	
		○公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ	2	
	公衆衛生看護学活動展開論	○公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1	
		○公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1	
		○健康教育論Ⅰ	1	
		○健康教育論Ⅱ	1	
		○地域診断論Ⅰ	1	
		○地域診断論Ⅱ	1	
	公衆衛生看護学管理論	○公衆衛生看護管理論	1	
	疫学	○疫学	2	
	保健統計学	◎保健統計学	1	
		○医療情報学	1	
	保健医療福祉行政論	◎社会福祉論	1	
		○保健医療行政論	1	
		◎看護政策論	1	
	臨地実習	○公衆衛生看護学実習	5	

別表第2（第10条関係）令和4年度以降の入学生に適用

保健医療学部 臨床検査学科

◎印の科目は必修科目

卒業要件 128 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
基礎科目	人文科学	倫理学	2	2 単位以上
		哲学	2	
		心理学	2	
		文学	2	
	社会科学	法学	2	2 単位以上
		社会学	2	
		社会福祉論	2	
	数学・自然科学	◎人体の科学入門	1	必修 15 単位
		◎統計学	2	
		◎数学	2	
		◎物理学	2	
		◎物理学実験	1	
		◎化学Ⅰ	2	
		◎化学Ⅱ	1	
		◎化学実験	1	
		◎生物学	2	
		◎生物学実験	1	
	外国語	◎英語Ⅰ	1	必修 2 単位を含む 2 単位以上
		◎英語Ⅱ	1	
		英会話	1	
		医学英語	1	
		ドイツ語	1	
	体育	スポーツ科学	2	
専門基礎科目	医療の基本	◎医療の基本Ⅰ（コミュニケーション、患者-医療人関係）	1	必修 3 単位
		◎医療の基本Ⅱ（医の倫理、診療の基本）	1	
		◎医療の基本Ⅲ（医療安全管理とチーム医療）	1	
	基礎医学系	◎人体の構造と機能Ⅰ（解剖学）	2	必修 24 単位を含む 24 単位以上
		◎人体の構造と機能Ⅱ（生理学）	3	
		◎人体の構造と機能Ⅲ（生化学A）	2	
		◎人体の構造と機能Ⅲ（生化学B）	2	
		◎人体の構造と機能Ⅱ（生理学実験）	1	
		◎人体の構造と機能Ⅲ（生化学実験）	1	
		◎病理学	2	
		◎微生物学	2	
		◎免疫学	2	
		◎薬理学	2	
		◎栄養学	2	
		◎公衆衛生学	2	
		◎公衆衛生学実習	1	
		疫学	2	
		保健医療福祉総論	2	
		医用工学概論	2	
		医用工学実験	1	
専門科目	臨床医学系	◎ヒトの病気Ⅰ（内分泌、呼吸器、腎・尿路・生殖器系）	2	必修 8 単位
		◎ヒトの病気Ⅱ（神経、消化器、救急）	2	
		◎ヒトの病気Ⅲ（血液、特殊感染、運動器、皮膚、耳鼻咽喉科系）	2	
		◎ヒトの病気Ⅳ（循環器、中毒、乳腺、眼科、膠原病・免疫系）	2	

専門科目	臨床検査系	病理診断学	1	必修 21 単位を含む 21 単位以上
		◎病理検査学	2	
		病理検査学実習	1	
		病理細胞診断学	1	
		◎血液検査学Ⅰ	2	
		血液検査学Ⅱ	2	
		血液検査学実習	1	
		◎一般検査学	2	
		一般検査学実習	1	
		◎医動物学	1	
		◎臨床化学Ⅰ	2	
		臨床化学Ⅱ	2	
		臨床化学実習	1	
		◎臨床微生物学Ⅰ	2	
		臨床微生物学Ⅱ	2	
		臨床微生物学実習	2	
		◎免疫検査学	2	
		免疫検査学実習	1	
		輸血移植検査学	3	
		輸血移植検査学実習	1	
		遺伝子・染色体検査学	2	
		◎生理検査学Ⅰ	2	
		生理検査学Ⅱ	2	
		生理検査学Ⅲ	2	
		生理検査学Ⅳ	1	
		生理検査学実習Ⅰ	1	
		生理検査学実習Ⅱ	1	
		生理検査学実習Ⅲ	1	
		検査システム学	2	
		◎臨床検査概論	1	
	臨床検査系	◎基礎臨床検査技術	2	
		臨床検査総管理Ⅰ	2	
		臨床検査総管理Ⅱ	2	
		※臨地実習（臨地実習前の技能修得到達度評価を含む。）	12	
		検査学特論	3	
	社会医学系	環境保健学	2	
		産業保健学	2	
		保健社会学	2	
		衛生管理学	2	
	総合科目	救急救命論	2	
		◎情報科学	2	
		◎情報科学実習	1	
		検査診断学	1	
		環境衛生工学	2	
		労働衛生法規Ⅰ（労働基準法・その他）	2	
		労働衛生法規Ⅱ（労働安全衛生法各論）	2	
		食品学	2	
		健康食品総論	1	
		薬事関係法規	1	
		原書講読	1	
		企業実習	1	
		卒業研究	4	

※臨地実習については、35 時間をもって 1 単位とする。

別表第2（第10条関係）平成28年度以降の入学生に適用

保健医療学部 臨床検査学科 ◎印の科目は必修科目

卒業要件 128 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
基礎科目	人文科学	倫理学	2	2 単位以上
		哲学	2	
		心理学	2	
		文学	2	
	社会科学	法学	2	2 単位以上
		社会学	2	
		社会福祉論	2	
		人間発達学	2	
	数学・自然科学	◎人体の科学入門	1	15 単位必修
		◎統計学	2	
		◎数学	2	
		◎物理学	2	
		◎物理学実験	1	
		◎化学Ⅰ	2	
		◎化学Ⅱ	1	
		◎化学実験	1	
		◎生物学	2	
		◎生物学実験	1	
	外国語	◎英語Ⅰ	1	必修2 単位含む 2 単位以上
		◎英語Ⅱ	1	
		英会話	1	
		医学英語	1	
		ドイツ語	1	
	体育	スポーツ科学	2	
専門基礎科目	医療の基本	◎医療の基本Ⅰ（コミュニケーション、患者-医療人関係）	1	3 単位必修
		◎医療の基本Ⅱ（医の倫理、診療の基本）	1	
		◎医療の基本Ⅲ（医療安全管理とチーム医療）	1	
	基礎医学系	◎人体の構造と機能Ⅰ（解剖学・生理学）	4	必修24 単位含む 24 単位以上
		◎人体の構造と機能ⅡA（生化学A）	2	
		◎人体の構造と機能ⅡB（生化学B）（演習）	1	
		◎人体の構造と機能Ⅰ（構造系実習）	1	
		◎人体の構造と機能Ⅰ（機能系実習）	1	
		◎人体の構造と機能Ⅱ（生化学実習）	1	
		◎病理学	2	
		◎微生物学	2	
		血液学	2	
		◎免疫学	2	
		◎薬理学	2	
		◎公衆衛生学	2	
		◎公衆衛生学実習	1	
		疫学	2	
		保健医療福祉総論	2	
		医用工学概論	2	
		医用工学実習	1	
		◎情報科学	2	
		◎情報科学実習	1	
専門科目	臨床医学系	◎臨床医学各論Ⅰ（循環器、呼吸器、血液系）	2	8 単位必修
		◎臨床医学各論Ⅱ（消化器、内分泌・代謝系）	2	
		◎臨床医学各論Ⅲ（神経・運動器系、腎・尿路・生殖器系、免疫系）	2	
		◎臨床医学各論Ⅳ（皮膚・感覚器系、感染・中毒 その他）	2	

授業科目の名称		単位数	備 考
専門科目	臨床検査系	臨床病理学総論	2
		病理組織細胞検査学	2
		病理組織細胞検査学実習	1
		病理細胞検査診断学	2
		臨床血液学	2
		臨床血液学実習	1
		臨床検査総論	2
		臨床検査総論実習	1
		医動物学	2
		医動物学実習	1
		基礎臨床化学	2
		基礎臨床化学実習	1
		臨床化学	2
		臨床化学実習	1
		放射性同位元素検査学	2
		臨床微生物学	2
		臨床微生物学実習	1
		臨床免疫学	2
		臨床免疫学実習	1
		輸血移植学	2
		輸血移植学実習	1
		遺伝子検査学	2
		臨床生理学Ⅰ	2
		臨床生理学Ⅱ	2
		臨床生理学Ⅲ	2
		臨床生理学Ⅰ実習	1
		臨床生理学Ⅱ実習	1
		臨床生理学Ⅲ実習	1
		検査管理学	2
		検査情報処理科学	2
		検査機器総論	2
		検体採取処理技術	2
		臨地実習	7
		検査学特論	3
	社会医学系	環境保健学	2
		産業保健学	2
		保健社会学	2
		衛生管理学	2
	総合科目	救急救命論	2
		環境衛生工学	2
		労働衛生法規Ⅰ（労働基準法・その他）	2
		労働衛生法規Ⅱ（労働安全衛生法各論）	2
		食品学	2
		食品衛生学	2
		栄養学	2
		健康食品総論	1
		薬事関係法規	1
		原書講読	1
		企業実習	1
		卒業研究	4

別表第2（第10条関係）令和5年度以降の入学生に適用

保健医療学部 臨床工学科

◎印の科目は必修科目 ○印の科目は選択必修科目

卒業要件 127 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
基礎科目	科学的思考の基盤・人間と生活・社会の理解	哲学	2	必修2単位を含む 4単位以上
		心理学	2	
		倫理学	2	
		社会学	2	
		法学	2	
		◎医療法規学概論	2	
		社会福祉論	2	
		スポーツ科学	2	
		◎英語Ⅰ	1	必修2単位を含む 3単位以上
		英語Ⅱ	1	
		英語Ⅲ	1	
		英会話	1	
		◎技術英語	1	
		ドイツ語Ⅰ	1	
		ドイツ語Ⅱ	1	
		◎数学Ⅰ（微分積分・線形代数Ⅰ）	2	必修6単位以上
		数学Ⅰ演習	1	
		数学Ⅱ（微分積分・線形代数Ⅱ）	2	
		数学Ⅱ演習	1	
		◎応用数学	2	
		◎基礎統計学	2	
		◎社会の理解（コミュニケーション、患者－医療人関係）	1	必修1単位
専門基礎科目	人体の構造と機能及びその発展	◎人体の構造と機能Ⅰ（生理学）	2	必修6単位
		◎人体の構造と機能Ⅱ（解剖学）	2	
		◎生物化学	2	
	臨床工学に必要な医学的基礎	◎医療の基本Ⅰ（医の倫理、診療の基本）	2	必修8単位を含む 9単位以上
		◎医療の基本Ⅱ（医療安全管理とチーム医療）	2	
		細胞生物学	1	
		◎臨床工学概論	2	
		◎公衆衛生学	2	
		薬理学	1	
	臨床工学に必要な工学的基礎	◎電磁気学	2	必修14単位を含む 16単位以上
		◎電気回路	2	
		◎電子工学	2	
		通信工学概論	2	
		電磁気学演習	1	
		電気回路演習	1	
		電子工学演習	1	
		◎力学	2	
		◎機械工学	2	
		力学演習	1	
		機械工学演習	1	
		◎基礎工学実験Ⅰ	2	
		◎基礎工学実験Ⅱ	2	

授業科目の名称			単位数	備 考
専門基礎科目	臨床工学技術の基礎 とシステム工学 な医療情報技術 な臨床工学に必要	○情報と計算機	2	必修3単位及び 選択必修2単位を 含む7単位以上
		○計算機アーキテクチャ	2	
専門科目	医学 工学 医学生体	デジタル信号処理	1	
		システム制御	1	
		○情報リテラシー実習	1	
		○プログラミング実習	2	
		○センサ・計測工学	2	必修6単位を含む 7単位以上
	及び 臨床工学 技術 医工機器学 支援	○生体物性論	2	
		○医用材料学	2	
		医用音響工学	1	
		医用超音波工学	2	
	代行 技術学 生体機能	○生体計測機器	2	必修10単位
		○医用画像機器	2	
		○医用治療機器学Ⅰ	2	
		○医用治療機器学Ⅱ	2	
		○臨床支援技術	2	
	代行 技術学 生体機能	○代謝機能代行機器	2	必修12単位
		○循環機能代行機器	2	
		○呼吸機能代行機器	2	
		○機能代行機器実習Ⅰ（血液浄化・代謝系）	2	
		○機能代行機器実習Ⅱ（循環系）	2	
	管理 学 医療安全	○機能代行機器実習Ⅲ（呼吸系）	2	必修6単位
		○医療機器安全管理学Ⅰ	2	
		○医療機器安全管理学Ⅱ	2	
	医学 関連臨床	○医療機器安全管理学実習	2	必修7単位
		○ヒトの病気Ⅰ（呼吸器、血液、腎・尿路・生殖器系）	2	
		○ヒトの病気Ⅱ（循環器系、神経系、膠原病）	2	
		○ヒトの病気Ⅲ（消化器、内分泌、代謝系）	2	
		○ヒトの病気Ⅳ（感染、免疫）	1	
	工学系 分野	○臨床実習	7	必修7単位
		○医用情報処理工学	2	選択必修2単位 以上
		○医用光学	2	
		○臨床工学	2	
	医学系 分野	○生体組織工学	2	
		麻醉学	1	2単位以上
		病理学総論	1	
		放射線医学概論	2	
		救急救命論	2	
		動物実験学	2	
	総合 分野	○生体工学総合演習Ⅰ	1	必修10単位
		○生体工学総合演習Ⅱ	1	
		○生体工学総合演習Ⅲ	2	
		○生体工学総合演習Ⅳ	4	
		○生体工学実習	2	
	卒業論文	○卒業論文	6	必修6単位

別表第2（第10条関係）令和元年度以降の入学生に適用

保健医療学部 臨床工学科

◎印の科目は必修科目 ○印の科目は選択必修科目

卒業要件 127 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
基礎科目	科学的思考の基盤・人間と生活	哲学	2	必修 2 単位含む 4 単位以上
		心理学	2	
		倫理学	2	
		社会学	2	
		法学	2	
		◎医療法規学概論	2	
		社会福祉論	2	
		スポーツ科学	2	
		◎英語Ⅰ	1	必修 2 単位含む 3 単位以上
		英語Ⅱ	1	
		英語Ⅲ	1	
		英会話	1	
		◎技術英語	1	
		ドイツ語Ⅰ	1	
		ドイツ語Ⅱ	1	
		◎数学ⅠA（微分積分）	1	必修 5 単位含む 7 単位以上
		数学ⅠB（微分積分）	1	
		数学Ⅰ演習	1	
		◎数学ⅡA（ベクトル・線形代数）	1	
		数学ⅡB（ベクトル・線形代数）	1	
		数学Ⅱ演習	1	
		◎数学ⅢA（応用数学）	1	
		数学ⅢB（応用数学）	1	
		◎基礎統計学	2	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び機能の基盤	◎人体の構造と機能Ⅰ（生理学）	2	6 単位必修
		◎人体の構造と機能Ⅱ（解剖学）	2	
		◎生物化学	2	
	臨床工学に必要な医学的基礎	◎医療の基本Ⅰ（医の倫理、診療の基本）	1	必修 5 単位含む 8 単位以上
		◎医療の基本Ⅱ（コミュニケーション、患者－医療人関係）	1	
		◎医療の基本Ⅲ（医療安全管理とチーム医療）	1	
		細胞生物学	1	
		病理学総論	1	
		◎公衆衛生学	2	
		薬理学	1	
		麻酔学	1	
	臨床工学に必要な工学的基礎	◎電磁気学	2	必修 14 単位含む 16 単位以上
		◎電気回路	2	
		◎電子工学	2	
		通信工学概論	2	
		電磁気学演習	1	
		電気回路演習	1	
		電子工学演習	1	
		◎力学	2	
		◎機械工学	2	
		力学演習	1	
		機械工学演習	1	
		◎電気・電子実験	2	
		◎応用工学実験	2	

授業科目の名称		単位数	備 考	
専門基礎科目	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	○情報と計算機	2	必修 3 単位及び 選択必修 2 単位 含む 7 単位以上
		○計算機アーキテクチャ	2	
		デジタル信号処理	1	
		システム制御	1	
		◎情報リテラシー実習	1	
		◎プログラミング実習	2	
専門科目	医用生体工学	◎センサ・計測工学	2	必修 6 単位含む 8 単位以上
		◎生体物性論	2	
		◎医用材料学	2	
		医用音響工学	2	
		医用超音波工学	2	
	医用機器学	◎生体計測機器	2	8 単位必修
		◎医用画像機器	2	
		◎医用治療機器学	2	
		◎生体情報モニタリング	2	
	生体機能代行技術学	◎臨床工学概論	2	13 単位必修
		◎代謝機能代行機器	2	
		◎循環機能代行機器	2	
		◎呼吸機能代行機器	2	
		◎機能的生体刺激論	2	
		◎機能代行機器実習Ⅰ（血液浄化・代謝系）	1	
		◎機能代行機器実習Ⅱ（循環系）	1	
		◎機能代行機器実習Ⅲ（呼吸系）	1	
	全医学 医用安全管理学	◎医用機器安全管理学Ⅰ	2	5 単位必修
		◎医用機器安全管理学Ⅱ	2	
		◎医用機器安全管理学実習	1	
	医学 関連臨床	◎ヒトの病気Ⅰ（呼吸器、血液、腎・尿路・生殖器系）	2	6 単位必修
◎ヒトの病気Ⅱ（消化器、内分泌、代謝系）		2		
◎ヒトの病気Ⅲ（循環器系、神経系、免疫系）		2		
◎臨床実習		4	4 単位必修	
工学系分野	○医用情報処理工学	2	選択必修 2 単位 含む 2 単位以上	
	○医用光学	2		
	○臨床工学	2		
	○生体組織工学	2		
	特別講義Ⅰ	2		
	特別講義Ⅱ	2		
医学系分野	放射線医学概論	2	2 単位以上	
	救急救命論	2		
	動物実験学	2		
	特別講義Ⅲ	2		
	特別講義Ⅳ	2		
総合分野	◎生体工学総合演習Ⅰ	1	10 単位必修	
	◎生体工学総合演習Ⅱ	1		
	◎生体工学総合演習Ⅲ	2		
	◎生体工学総合演習Ⅳ	4		
	◎生体工学実習	2		
卒業論文	◎卒業論文	6	6 単位必修	

別表第2（第10条関係）令和2年度以降の入学生に適用

保健医療学部 理学療法学科

◎ 印の科目は必修科目

卒業要件 130 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
基礎分野	科学的思考の基盤	◎物理学 ◎物理学実験 ◎化学 ◎細胞生物学 ◎情報科学演習 ◎教育基礎セミナー	2 1 2 2 1 1	必修 9 単位
	人間と生活	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅱ ドイツ語 社会学 哲学 スポーツ科学	1 1 1 2 1 2	必修 3 単位含む 6 単位以上
	社会の理解	◎社会の理解（コミュニケーション、患者－医療人関係）	1	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	◎人体の構造と機能演習Ⅰ（構造系） ◎人体の構造と機能演習Ⅰ（機能系） ◎人体の構造と機能演習Ⅱ（構造系） ◎人体の構造と機能演習Ⅱ（機能系） ◎人体の構造と機能実習（構造系） ◎人体の構造と機能実習（機能系） ◎運動学 ◎運動学演習 ◎運動学実習 ◎人間発達学	1 1 2 1 2 1 2 2 1 2	必修 15 単位
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	◎病理・微生物学演習 ◎ヒトの病気Ⅰ（総論、画像診断の基礎） ◎ヒトの病気Ⅱ（神経疾患総論） ◎ヒトの病気Ⅲ（消化器疾患、内分泌疾患） ◎ヒトの病気Ⅳ（神経疾患各論） ◎ヒトの病気Ⅴ（臨床薬理学、循環器疾患） ◎骨・関節疾患総論 ◎骨・関節疾患各論 ◎ヒトの病気Ⅵ（呼吸器疾患、血液疾患、腎・尿路・生殖器疾患） ◎ヒトの病気Ⅶ（膠原病・特殊感染症、救命・救急疾患、予防医学、その他） ◎精神疾患 ◎医療の基本Ⅰ（医の倫理、診療の基本） ◎医療の基本Ⅱ（医療安全管理とチーム医療） ◎臨床心理学演習 ◎栄養学	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1	必修 25 単位
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	◎リハビリテーション医学 ◎公衆衛生学 ◎保健医療福祉学	2 2 2	必修 6 単位

授業科目の名称			単位数	備 考
専門分野	療 理 基 法 学 礎 学	◎理学療法学概論 ◎理学療法研究法 ◎臨床運動学	2 2 2	必修 6 単位
	学 管 療 理 学 理 法 学	◎理学療法管理学	2	必修 2 単位
	評 理 価 学 学 療 法	◎理学療法評価学入門 ◎理学療法評価学Ⅰ ◎理学療法評価学Ⅱ ◎理学療法評価学Ⅲ	2 2 2 2	必修 8 単位
	理 学 療 法 治 療 学	◎筋骨格理学療法学演習Ⅰ ◎神経筋理学療法学演習 ◎中枢神経理学療法学演習Ⅰ ◎呼吸循環理学療法学演習 ◎物理療法学演習 ◎理学療法臨床入門 ◎日常生活活動学演習 ◎義肢装具学演習 ◎筋骨格理学療法学演習Ⅱ ◎中枢神経理学療法学演習Ⅱ 理学療法機器技術学 リハビリテーション工学 ◎がん理学療法学 代謝理学療法学 スポーツ理学療法学 予防理学療法学 ◎保健科学統計学演習 ◎発達理学療法学演習Ⅰ 発達理学療法学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1 1	必修 23 単位を 含む 26 単位以上
	学 療 理 地 法 学 域	◎地域理学療法学 ◎生活環境学	1 2	必修 3 単位
	臨 床 実 習	◎臨床見学実習 ◎検査・測定臨床実習 ◎地域理学療法臨床実習 ◎総合臨床実習Ⅰ ◎総合臨床実習Ⅱ ◎総合臨床実習Ⅲ	1 1 1 4 6 7	必修 20 単位
		◎理学療法研究セミナー	4	必修 4 単位

※別表 1（第 10 条関係）医学部において開設するコース・ユニット及び履修すべき時間数（単位数）は省略

埼玉医科大学保健医療学部規程

(平成 20 年 3 月 22 日制定)

改正 平成 27 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 25 日

平成 29 年 11 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉医科大学学則第 1 条の 2 の規定に基づき、埼玉医科大学保健医療学部(以下「学部」という。)並びに看護学科、臨床検査学科、臨床工学科及び理学療法学科(以下「学科」と総称するという。)の教育研究上の目的を定めるものとする。

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第 2 条 学部の教育研究上の目的は、埼玉医科大学の期待する医療人像に従い、次の各号に掲げる事項を基礎として人材の育成を図るものとする。

- (1) 人間の生命に対する深い愛情と畏敬の念を基盤として、高い倫理観と豊かな人間性を涵養すること。
 - (2) 保健医療に関する国際水準の知識と技術の修得を基本とし、未知の課題を自ら解決する意欲と探求心を持つとともに、自らの能力の限界を知り、生涯にわたり自己の資質の向上に努めること。
 - (3) 協調性に富んだ社会人として様々な職種の人々と協力し、医療の安全に常に留意するとともに、社会的視点に立って地域の保健医療に積極的に関わることができること。
- 2 学科の教育研究上の目的は、前項に規定する学部の目的を基礎として、次の各号に掲げる事項によるものとする。
- (1) 看護学科は、学部の教育研究上の目的を満たした看護師及び保健師を育成すること。
 - (2) 臨床検査学科は、学部の教育研究上の目的を満たした臨床検査技師及び食品・衛生分野の専門技術者を育成すること。
 - (3) 臨床工学科は、学部の教育研究上の目的を満たした臨床工学技士、医療機器の開発技術者等を育成すること。
 - (4) 理学療法学科は、学部の教育研究上の目的を満たした理学療法士を育成すること。

附 則(平成 20 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 25 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅲ 教育に関する規定

Ⅲ 教育に関する規定

1. 保健医療学部教育の基本的理念

保健医療学部においては、本学学則に示したように、「専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた保健医療技術者を育成し、更に進んで新しい医学関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献する」ことを目指します。

教育の基本的な理念については、保健医療学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）として別に示しています（P4～17）。

なお、本学部において研究の対象となる学問分野としては、看護学科では基礎、成人、老年、小児、母性、精神、在宅、地域の看護学が、臨床検査学科では各領域の臨床検査学、検査技術学ならびに保健衛生学が、臨床工学科では機械工学、電気工学、生物工学を基盤とした医用工学が、理学療法学科では各種の疾患を対象とした運動療法学、物理療法学などの理学療法治療学、理学療法評価学などがあげられます。

2. 各学科における人材養成の目標と卒業後の進路、教育課程編成の考え方及び特色

（1）看護学科

ア. 人材養成の目標と卒業後の進路

a. 人材養成の目標

看護学科では、深い人間理解に基づき、看護に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたり自らの人間性と看護実践の能力の研鑽に努めることができる人材を育成します。

このため、看護専門職者としての基本的知識、技術、態度を体得させて、看護職としての資質の向上を図るとともに、正確な知識と技術に基づく実践力、柔軟な思考力、的確な判断力、豊かな創造力、深い洞察力を養い、人々の健康や福祉の向上に貢献できる看護実践者、あるいは看護教育者や看護研究者となるための基礎的能力を培います。

具体的な目標については看護学科のディプロマ・ポリシーを参照してください（P7～8）。

b. 卒業後の進路と人材需要の見通し

本学科を卒業し看護師国家試験に合格した者は、看護師として医療の現場で働くことになります。さらに、保健師教育課程を選択し、保健師国家試験に合格した者は、地域看護の専門職である保健師として地域医療に貢献できます。

イ. 教育課程編成の考え方及び特色（看護学科のカリキュラム・ポリシー）

前述した人材養成の目標を達成するために、看護学科の教育課程は、基礎分野に相当する「生活している人間の理解」、専門基礎分野に相当する「看護の対象としての人間の理解」、専門分野に相当する「看護専門職者に必要な基本的知識・技術・態度の修得」に至る段階的な構造としました。

看護師及び保健師教育規定の変更に伴い、保健師教育課程を選択制としました。しかし、看

護実践における地域看護の視点の重要性から、看護師教育課程においても保健師教育課程の実習以外の科目を選択できるようにしてあります。

看護師教育課程の「生活している人間の理解」では、科学的思考の基盤を養い人間及び人間生活を理解するために、「人文科学系」、「社会科学系」、「自然科学系」、「外国語」に関する科目を設け、人間を統合された全体的存在として捉えることを促します。

「看護の対象としての人間の理解」では、「医療と人間」、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」、「健康現象の疫学と統計」に関する科目の履修を通じて、看護の対象となる人の理解を深めます。これらの科目は、1年次から4年次に亘って配置され、看護の専門的学習の進行と連動させています。

令和4年度以前の旧カリキュラムでは、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」には、「基礎看護学」、「臨床看護学」、「実践応用の看護学」に加えて、看護を研究的にみつめ、社会の動向に応じて看護を変革していける能力を養うために「ケアの質向上のための看護学」に関する科目を配置しています。これらの科目は「生活している人間の理解」をさらに深め、「看護の対象としての人間の理解」と連動しつつ、早期から看護学の視点を養うことを目指して、1年次から配置しています。

「基礎看護学」では看護の基礎的知識と技術、態度を理論的根拠に基づいて学びます。「臨床看護学」は成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学からなり、人間の成長と発達の側面から健康の保持増進と疾病の回復の援助について学びます。「実践応用の看護学」は「在宅看護学」、「看護のマネジメント」、「災害看護学」などからなり、実践に近い側面から看護を学びます。また、各看護学実習は看護教育を統合する学びの場として位置づけ、本学関連病院を中心とした指導体制の下に、理論と実践との統合を目指します。なお、「基礎看護学実習」、「老年看護学実習」では、学習の内容を段階的に深めることができるよう、学年を越えて複数学年次に履修するよう配慮しています。さらに「ケアの質向上のための看護学」においては、「フィジカルアセスメント」、「感染看護学」、「看護研究セミナー」など、看護の質を向上させ、研究的・科学的判断力を高めていくための科目を設定しています。

令和4年度からの保健師学校及び看護師学校の指定規則改正に伴い、以下のようにカリキュラムの見直しを行いました。

「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」には、「看護専門分野」と「ケアの質向上のための看護学」「臨地実習」に関する科目を配置しています。このうち「看護専門分野」は、旧カリキュラムにおける「基礎看護学」、「臨床看護学」、「実践応用の看護学」を含むものです。また、改正カリキュラムの趣旨である『対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力』を育てるために「看護方法演習Ⅰ」、「看護方法演習Ⅱ」、「在宅看護学活動論Ⅰ」、「在宅看護学活動論Ⅱ」、「母子看護方法論」などの新たな科目を設定しています。

保健師教育課程を選択した場合は、保健師国家試験の受験に必要な「健康支援と社会保障制度」として「保健医療行政論Ⅰ・Ⅱ」、「看護政策論」など、「健康現象の疫学と統計」として「保健統計学」、「医療情報学」など、「看護専門分野」として「公衆衛生看護学概論」、「学校看護論」など、「ケアの質向上のための看護学」として「公衆衛生看護学対象別活動論

I・II・III」、「公衆衛生看護学活動展開論 I・II」などを、看護師教育課程の進度に合わせて1年次から段階的に履修できるよう配置し、4年次に「公衆衛生看護学実習」を置いています。また、「日本国憲法」と「体育実技」の単位を修め保健師免許を取得した後申請すれば、養護教諭Ⅱ種免許を取得することができます。

(2) 臨床検査学科

ア. 人材養成の目標と卒業後の進路

a. 人材養成の目標

臨床検査学科では、少子高齢化が急速に進む中でますます高まりつつある国民の健康維持に対する関心や医療への期待に応え、医療の分野で貢献できる専門的な高い知識と技術を備え、科学的思考力、創造力を磨き、使命感をもって行動し、生涯にわたり自己の資質向上に努めることができる人材の育成を考えています。高い倫理観と人を思いやる豊かな人間性をもち、確かな医学知識と医療技術を修得し、高度医療の一翼を担える質の高い臨床検査技師を、さらに生命科学を基盤として、働く場の衛生、環境保全などに関する幅広い知識と技術を修得し、社会において保健活動を実践する行動力も備えた人材を育成します。

具体的な目標については臨床検査学科のディプロマ・ポリシーを参照してください(P10)。

b. 卒業後の進路と人材需要の見通し

臨床検査技師を目指す学生は、所定の単位を修得し当該の国家試験に合格することにより、主に臨床検査技師として医療の現場で働くことになります。さらに、先端的な検査診断法や診断薬の開発に携わる医療科学者への道に進むことも期待されます。また、必要な単位を修得することにより、第一種衛生管理者の国家資格及び健康食品管理士／食の安全管理士、甲種危険物取扱者の受験資格を取得できます。第一種衛生管理者は、働く場における健康保持、環境保全、食の安全などに関して活躍することが期待されます。健康食品管理士／食の安全管理士は健康食品等の安全性や効果、医薬品との相互作用、取り扱いに関してアドバイスできる人材として、食品会社等の健康食品開発分野で活躍が期待されている資格です。甲種危険物取扱者は、全ての危険物の取り扱いとその取り扱い作業に関して立ち会うことができる資格で、消防関係・化学工場・石油施設などの危険物を扱う事業所、各種研究所などで活躍できます。

イ. 教育課程編成の考え方及び特色（臨床検査学科のカリキュラム・ポリシー）

本学科では基礎科目として、1年次に科学的思考の基盤となる自然科学系（数学、統計学、物理学、化学、生物学）と人間と生活の理解につながる人文・社会科学系（倫理学、哲学、文学、心理学、社会学、社会福祉論、法学）及び外国語（英語、ドイツ語）を必修または選択科目として満遍なく配置し、基礎分野の各領域を偏りなく学習して、幅広い教養を身につけられるよう工夫しています。

専門基礎科目の1つである「医療の基本Ⅰ、Ⅱ」（1～2年次）では、基礎的なコミュニケーション演習や医の倫理、患者－医療人関係に関する小グループ討論を通じて、患者さんを思いやり、患者さんの立場に立った医療人をロールモデルとして思い描くように図っています。

また、1 年次には、保健医療に関与する者としての学習の基礎となる「人体の構造と機能Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の講義、演習、実験を行い、2 年次の「ヒトの病気」（専門科目）につなげます。1～2 年次では全学生が基礎及び臨床医学を統合的なカリキュラムのもとで継続的に学び、医療人としての下地を作る期間となります。この他の専門基礎科目としては、その他の基礎医学関係の諸科目、「情報科学」及び「医用工学概論」が 1～2 年次に、「保健医療福祉総論」と「公衆衛生学」が 3 年次に開講されます。

臨床検査の専門科目としては、1 年次から「臨床検査概論」、「基礎臨床検査技術」を開講し、病態学、血液・病理・尿糞便等一般・生化学・免疫・遺伝子染色体・輸血移植・微生物・生理の諸検査学、臨床検査・医療安全の各管理学の講義、演習、実習が主として 2～3 年次に開講され、4 年次に 10 週間の「臨地実習」を行います。埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センター、並びに埼玉医科大学総合医療センターのほか、学外施設での幅広い実習は検査医学学習の統合的な意味をもっています。

その他の専門科目としては、「保健社会学」、「環境保健学」、「産業保健学」、「食品学」、「食品衛生学」、「健康食品総論」、「労働衛生法規」などがあります。

なお、3 年次後半から 4 年次に卒業研究を開講し、個別指導のもとに論文の作成を行い、問題をみつけ、それを解決する科学者としての素養を磨き、研究倫理観も養います。所定の単位を修得することにより、臨床検査技師、健康食品管理士／食の安全管理士、甲種危険物取扱者の受験資格や第一種衛生管理者の資格が得られるように、それぞれの関連科目が組みまれています。

（３）臨床工学科

ア．人材養成の目標と卒業後の進路

a. 人材養成の目標

臨床工学科では、最先端技術を活用した医療機器や生命維持管理装置の専門家として、臨床工学技士及び医療機器の開発技術者を育成します。この領域の技術者には安全性の高い医療を提供するための工学領域の専門知識と医療技術、医療チームの一員として高い倫理観と深い教養に裏づけられた豊かな人間性、生涯にわたり科学的思考力や創造力を磨き自己の資質向上に努める姿勢などが要求されます。

具体的な目標については臨床工学科のディプロマ・ポリシーを参照してください（P12～13）。

b. 卒業後の進路と人材需要の見通し

本学科を卒業し臨床工学技士試験に合格した者は、臨床工学技士として医療の現場で働くことができます。さらに、医用生体工学的な素養を基にして先端的な医療機器の開発ができる医療科学者への道を進むことも期待されます。

イ．教育課程編成の考え方及び特色（臨床工学科のカリキュラム・ポリシー）

本学科のカリキュラムは、「基礎科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」に分けられ、これらの科目群の中に「工学系」、「医学系」または「臨床工学系」に分類される各科目がバランスよく配置されています。

1 年次の「基礎科目」として数学、統計学、英語、医療法規、社会の理解が配置され、「専

門基礎科目」として「工学系」の「電磁気学」、「電気回路」、「力学」、「情報と計算機」、「計算機アーキテクチャ」、「医学系」の「細胞生物学」、「生物化学」、「人体の構造と機能」、「公衆衛生学」、「臨床工学系」の「臨床工学概論」、「代謝機能代行機器」などが配置され、「工学系」、「医学系」、「臨床工学系」の3分野をバランス良く学習していくことができます。1年次の数学や工学系の科目には演習科目も充実しており、基礎学力の定着が図れます。情報リテラシーによってコンピューターの利用の手引きも実施します。その他に一般教養といわれる「哲学」、「心理学」、「倫理学」、「社会学」、「法学」、「社会福祉論」など、選択科目を配置して大学生としての一般教養を身につけます。

2年前期から3年前期にかけては専門基礎科目と専門科目、それに実験・実習が配置されます。「工学系」の「電子工学」、「機械工学」、「通信工学」、「デジタル信号処理」、「システム制御」ならびに数学系科目、医用生体工学領域の「センサ・計測工学」、「医用材料学」、「生体物性論」、「医用音響工学」、「医用超音波工学」、「生体計測機器」、「医用画像機器」などの科目によって現代の高度医療を支えるME技術の基礎知識を習得します。2年次においても工学基礎科目には演習を設けています。加えて「基礎工学実験Ⅰ」、「基礎工学実験Ⅱ」、「プログラミング実習」を実施して理解を深め、これまで学習してきた工学の知識を生きた知識として定着することを目指します。さらに、医療系の専門基礎科目の「医療の基本Ⅰ、Ⅱ」、「病理学概論」、「麻酔学」、「薬理学」、専門科目の「ヒトの病気Ⅰ～Ⅳ」によって臨床工学技士に必要な医学の知識を習得します。臨床工学系の科目では、「循環機能代行機器」、「呼吸機能代行機器」、「医療機器安全管理学」、「医用治療機器学」など、臨床工学技士の業務に直接的に関わる知識を習得し、「機能代行機器実習Ⅰ～Ⅲ」、「医療機器安全管理学実習」では、臨床現場で使用する実機による訓練に時間をかけ、実務に即した経験を蓄積します。これらの科目は臨床工学技士には欠かせない知識と技術が集約されており、殆どが必修となります。その他、「英語Ⅱ」、「技術英語(必修)」、「ドイツ語Ⅰ」の語学系科目が開講されます。3年前期に実施される生体工学実習では個々の科目としてではなく医用生体工学、臨床工学の総合的な理解を深めるため、研究室に分かれて少人数グループで実習を行います。

3年後期には臨床実習が実施されます。高度先進医療を日常とする特定機能病院の現場において、2、3名の少人数に分かれて指導を受ける実習は、優れた臨床工学技士となる大きな糧となります。

4年次は卒業研究が中心となります。各人個別のテーマで問題を発見し、解決する能力を養い、論文作成の基礎を学びます。併せて研究室での質疑応答も含めて技術者としてのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を培います。その他、4年次にはより高度な医用生体工学・臨床工学の知識を獲得するために「医用情報処理工学」、「医用光学」、「臨床工学」、「生体組織工学」の必修選択科目や「放射線医学概論」、「救急救命論」、「動物実験学」等の選択科目が準備されています。また、「英会話」により高度な英語、「ドイツ語Ⅱ」を選択し、外国語のスキルを高めることも可能です。

また、各学年に生体工学総合演習が組み込まれています。これらは特に国家試験で出題が見られる分野について知識の定着を目指すものであり、単位を修得できなければ進級ならびに卒業することはできません。

（４）理学療法学科

ア．人材養成の目標と卒業後の進路

a. 人材育成の目標

理学療法学科では、医療の高度化及び多様化、社会の高齢化に対応した国民の健康維持に対する関心や医療への期待に応え、保健と医療の分野で貢献できる専門的な知識と技術を備え、科学的思考力を実践できる素養を育て、生涯にわたり自己の資質向上と国際的水準を満たした理学療法サービスを提供できる人材を育成します。疾患の急性期から回復期、維持期と各段階で必要となる専門的な医学的知識及び技術を習得し、患者さんの障害からの回復と生活の質の向上の手助けができるように致します。

具体的な目標については理学療法学科のディプロマ・ポリシーを参照してください（P14～15）。

b. 卒業後の進路と人材需要の見通し

本学科を卒業し理学療法士国家試験に合格したものは、理学療法士として保健・福祉・医療の現場で働くことになります。実習施設として大学附属の３病院を持つ本学理学療法学科では、高度な専門知識と技術が必要な理学療法士の養成が可能です。また、全国の理学療法士の需給不足及び高齢化、人口増加などの社会環境の変化を勘案すると、本学科の卒業生が県内外の保健・福祉・医療の向上に十分貢献するものと考えています。

イ．教育課程編成の考え方及び特色（理学療法学科のカリキュラム・ポリシー）

近年では、理学療法士が活躍する場は多岐に及んでいます。具体的には、重篤な患者さんの救命処置を必要とする集中治療室（ICU）や重篤な心臓疾患を対象とした冠疾患集中治療室（CCU）などを含む急性期医療からリハビリテーションを主目的とした回復期リハビリテーション病棟などの医療機関をはじめとし、在宅で生活する障害者や高齢者を支援する訪問リハビリテーションや福祉施設、障害児を対象とした学校や福祉施設、理学療法士の養成大学などの教育・研究機関、障害者を支援する行政施設、健康維持や疾患・介護予防を中心にした予防事業、幼児期から高齢期に渡る幅広い年代のスポーツ活動を支援する活動などがあります。本学科では、このような多様な環境で理学療法士として活躍できる専門的な知識と技能及び高い倫理性を修得できるようにカリキュラムを工夫しています。

まず、１年生では「基礎分野」として科学的思考の基盤を養い、人間及び人間生活を理解するために、人文科学、社会科学、自然科学、外国語に関する科目を設け、人間を統合された全体的存在として捉えることを促します。さらに全ての理学療法の基本となる「人体の構造と機能」、「運動学」、「人間発達学」など専門基礎分野の学習が講義形式及び演習科目として開始されます。これらは高校までにはない新しい科目となりますが、理学療法を学ぶためには必須の科目となりますのでしっかりと学習することが必要です。また、病院で実施する「臨床見学実習」を後期に配置し、１年生から臨床のイメージを持って学習できるように工夫されています。

２年生では、「専門基礎分野」がさらに専門的に発展し、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」に関する諸科目を重点的に学習するようになっていきます。具体的には、「ヒト

の病気」「医療の基本Ⅰ」などの科目が配置され医学教育に強い当学部の特徴が著明になっています。これらの科目の履修を通じて、理学療法の視点から理学療法の対象としての人間理解を深めます。医療の基本となる専門的学習が進むにつれ、それと連動して「疾患を有する患者さん、高齢者や障がい者への理学療法」に対する理解が深まるように図っています。また、理学療法士が臨床で行う評価の演習も始まります。学生同士での演習ではありますが、患者さんを想定した演習はより臨床を意識することができ実践的な学習効果が期待できます。前期の授業終了後は、検査・測定臨床実習が配置され、臨床で必要とされる技能を臨床現場で学修します。

3年生では、「専門科目」として筋骨格理学療法学演習、中枢神経理学療法学演習、呼吸循環理学療法学演習、発達理学療法学演習、神経筋理学療法学演習、がん理学療法学、地域理学療法学といった臨床的な理学療法の中核になる科目が多数配置されています。当学科では卒業後すぐに役立つように臨床演習を多く取り入れた学習方法をとっていることが大きな特色になっています。さらに後期では4週間の総合臨床実習Ⅰが配置され、臨床現場での本格的な学習が進められます。臨床実習では、現場で働く理学療法士のもとで患者さんに接することで大学の授業だけでは得られない多くの事に気づくでしょう。また、そのような体験を通し、大学での授業の必要性をより一層自覚できるはずです。

4年生では、13週間の総合臨床実習に加えて1週間の地域理学療法臨床実習が行われます。長期に及ぶ臨床実習では断片的な知識や技術だけではなく、職場で働く理学療法士からプロフェッショナルとしての考え方や行動を学ぶことになります。約半年後には卒業して国家試験に合格し、理学療法の有資格者として働く事ができるようにここで助走をつけることになります。また、後期ではさらに特殊あるいは高度な理学療法を学べるようにスポーツ理学療法学、代謝理学療法学、予防理学療法学などの科目が配置され、さらに将来には自らの手で新しい理学療法を開拓する研究ができるように保健科学統計学演習や理学療法研究セミナーといった科目が配置されています。

3. 卒業要件及び授業科目

(1) 看護学科

令和4（2022）年度以降の入学生（令和4年度改正カリキュラム）

ア. 卒業要件

本学科を卒業して看護師の国家試験受験資格を得るためには、「表1. 令和4年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件」に示したように「生活している人間の理解」14単位以上、「看護の対象としての人間の理解」31単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」79単位以上の計124単位以上を、卒業までに修得する必要があります。

表1. 令和4年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件

授業科目の区分		卒業に必要な修得単位数
生活している人間の理解	人文科学系	必修2単位を含む4単位以上
	社会科学系	必修1単位を含む4単位以上
	自然科学系	必修2単位を含む3単位以上
	外国語	必修2単位を含む3単位以上
	小 計	14単位以上
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	必修6単位
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	必修16単位を含む16単位以上
	健康支援と社会保障制度	必修6単位を含む7単位以上
	健康現象の疫学と統計	必修1単位を含む2単位以上
	小 計	31単位以上
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	看護専門分野	必修47単位を含む47単位以上
	ケアの質向上のための看護学	必修9単位含む9単位以上
	臨地実習	必修23単位
	小 計	79単位以上
合 計		124単位以上

卒業要件を満たすために必要な授業科目や配当年次を「表3. 令和4年度改正カリキュラムにおける看護師・保健師教育課程の授業科目」に示してあります。「表1. 令和4年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件」と「表3. 令和4年度改正カリキュラムにおける看護師・保健師教育課程の授業科目」をよく理解して、「生活している人間の理解」で14単位以上、「看護の対象としての人間の理解」で31単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」で79単位以上の計124単位以上を卒業までに修得する計画を立ててください。

例えば、「生活している人間の理解」の「人文科学系」では、必修の「発達心理学」2単位に加えて、選択の5科目から、少なくとも2単位を修得する必要があります。さらに、「社会科学系」では、必修の「カウンセリング論」1単位に加えて、選択の4科目から3単位を、「自

然科学系」では、必修の「情報リテラシー」2単位に加えて、選択の4科目から少なくとも1単位を修得する必要があります。また、「外国語」必修2科目に加えて選択1科目を履修し、3単位を修得することで、「生活している人間の理解」で必要な14単位を得ることができます。医療系の学部では必修科目が多いので、時間的な余裕が少ないかもしれませんが、選択科目は自由に履修することができます。卒業に必要な最低ラインを目指すのではなく、幅広い学習の機会をもつことを心掛けてください。

なお、時間割の関係で1年次の開講科目を2年次以降に履修するのは非常に困難です。進級・卒業にかかわることになるので、余裕をもった履修計画を立ててください。

保健師の国家試験受験資格を得るためには、「表2. 令和4年度改正カリキュラムにおける保健師教育課程の修了要件」に示したように「生活している人間の理解」14単位以上、「看護の対象としての人間の理解」33単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」98単位以上、計145単位以上を、卒業までに修得する必要があります。また、「日本国憲法」と「体育実技」の単位を修め、保健師免許を取得した後、申請すれば、養護教諭Ⅱ種免許を取得することができます。

表2. 令和4年度改正カリキュラムにおける保健師教育課程の修了要件

授業科目の区分		修了に必要な修得単位数
生活している人間の理解	人文科学系	必修2単位含む4単位以上
	社会科学系	必修1単位含む4単位以上
	自然科学系	必修2単位含む3単位以上
	外国語	必修2単位含む3単位以上
	小 計	14単位以上
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	必修6単位
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	必修16単位含む16単位以上
	健康支援と社会保障制度	必修5単位含む7単位以上
	健康現象の疫学と統計	必修4単位
	小 計	33単位以上
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	看護専門分野	必修49単位を含む49単位以上
	ケアの質向上のための看護学	必修21単位含む21単位以上
	臨地実習	必修28単位
	小 計	98単位以上
保健師国家試験受験資格を取得する場合		145単位以上

イ. 授業科目

表 3. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける看護師・保健師教育課程の授業科目

区分		資格取得要件		卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）								
		看護師	保健師			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次		
											前	後	前	後	前	後	前	後	
生活している人間の理解	人文科学系			必修 2 単位含む 4 単位以上	哲学		2	○			30								
					文学		2	○			30								
					法学		2	○				30							
			●		日本国憲法		2	○					30						
					心理学		2	○			30								
		○	○		発達心理学	2		○			30								
	社会科学系			必修 1 単位含む 4 単位以上	社会学		2	○			30								
					教育学		2	○				30							
					文化人類学		1	○					15						
		○	○		カウンセリング論	1			○				30						
					ジェンダー学		1	○					15						
		自然科学系				必修 2 単位含む 3 単位以上	人体の科学		1	○				15					
				人間工学			1	○				15							
				スポーツ科学			2	○			30								
			●	体育実技			2		○				60						
	○		○	★情報リテラシー	2			○			30								
	外国語		○	○	必修 2 単位含む 3 単位以上		英語Ⅰ	1			○		30						
		○	○	英語Ⅱ		1			○			30							
				英語Ⅲ			1		○				30						
				ドイツ語			1		○		30								
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	○	○	必修 6 単位	看護倫理	1			○				30						
		○	○		病むことの心理	1			○			30							
		○	○		看護におけるコミュニケーション論	1			○		30								
		○	○		医療の基本Ⅰ	1			○			30							
		○	○		医療の基本Ⅱ	1			○				30						
		○	○		看護学生のためのリテラシー	1			○		30								
			○		○	必修 16 単位含む 16 単位以上	人体の構造と機能Ⅰ	1			○		30						
	○		○	人体の構造と機能Ⅱ	2				○		60								
	○		○	人体の構造と機能Ⅲ	2				○			60							
	○		○	食物・栄養学Ⅰ	1			○			15								

区分		資格取得要件		卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）								
		看護師	保健師			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次		
											前	後	前	後	前	後	前	後	
看護の対象としての人間の理解	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	○	○		食物・栄養学Ⅱ	1		○			15								
		○	○		疾病の成り立ちⅠ	2			○				60						
		○	○		疾病の成り立ちⅡ	1			○				30						
		○	○		疾病の成り立ちⅢ	2			○					60					
		○	○		病原微生物学	1			○			30							
					免疫学		1	○				15							
		○	○		薬理学	2		○				30							
		○	○		放射線医学概論	1		○						15					
		健康支援と社会保障制度				環境論		1	○				15						
	○		*		生活と健康	1		○				15							
	○		*		社会福祉論	1		○					15						
	○		○		公衆衛生学	1			○				30						
	○		○		看護関係法規	1		○					15						
	○		*		看護政策論	1		○										15	
					医療経済学		1	○										15	
	○		*		保健医療行政論Ⅰ	1		○						15					
			*		保健医療行政論Ⅱ		1		○						30				
	健康現象の疫学と統計	○	*		★保健統計学	1			○							30			
			*		医療情報学		1		○						30				
			*		疫学		2	○						30					
	看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	看護専門分野	○	○		看護学概論Ⅰ （看護の基本的概念）	2		○				30						
○			○		看護学概論Ⅱ （看護・看護学の成り立ち）	1		○										15	
○			○		看護技術論	1		○				15							
○			○		基礎看護技術Ⅰ （活動・休息の援助技術）	1			○			30							
○			○		基礎看護技術Ⅱ （健康状態の観察技術）	1			○				30						
○			○		基礎看護技術Ⅲ （清潔・衣生活の援助技術）	1			○				30						
○			○		基礎看護技術Ⅳ （食事・排泄の援助技術）	1			○					30					
○			○		基礎看護技術Ⅴ （検査・治療における援助技術）	1			○					30					
○			○		看護方法演習Ⅰ	1			○					30					
○			○		看護方法演習Ⅱ	1			○						30				

区分		資格取得要件		卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		看護師	保健師			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
											前	後	前	後	前	後	前	後
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	看護専門分野	○	○		成人看護学概論	2		○					30					
		○	○		成人看護学方法論Ⅰ（慢性期の看護）	1			○					30				
		○	○		成人看護学方法論Ⅱ（急性期の看護）	1			○						30			
		○	○		成人看護学方法論Ⅲ（がん看護）	1			○						30			
		○	○		成人看護学方法論Ⅳ（成人看護技術）	1			○						30			
		○	○		老年看護学概論	2		○					30					
		○	○		老年看護学活動論	2			○						60			
		○	○		小児看護学概論	2		○					30					
		○	○		小児看護学活動論	2			○					60				
		○	○		母性看護学概論	2		○					30					
		○	○		母性看護学活動論	2			○					60				
		○	○		母子看護方法論	1			○						30			
		○	○		精神看護学概論	2		○						30				
		○	○		精神看護学活動論	2			○						60			
		○	○		在宅看護学概論	2		○					30					
		○	○		在宅看護学活動論Ⅰ	1			○					30				
		○	○		在宅看護学活動論Ⅱ	2			○						60			
		○	*		公衆衛生看護学概論	2		○					30					
			*		学校看護論		1	○										15
			*		産業看護論		1	○										15
		○	○		看護管理学	1		○						15				
		○	*		家族看護学	1			○				30					
		○	○		災害看護学	1		○					15					
		○	○		国際看護論	2		○										30
		○	○		看護総合セミナー	1			○									45
	ケアの質向上のための看護学	○	○		感染看護学	1		○					15					
		○	○		看護過程論	1			○				30					
					パリアティブケア論		1	○										15
		○	○		フィジカルアセスメント	1			○				30					
					救急看護論		1	○										15

区分		資格取得要件		卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）								
		看護師	保健師			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次		
											前	後	前	後	前	後	前	後	
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	ケアの質向上のための看護学	○	○	必修 9 単位含む 9 単位以上 (保健師課程履修生は * 印の 12 単位を含む 21 単位以上)	リハビリテーション看護論	1		○						15					
					生殖医療と看護		1	○					15						
		○	○		看護研究概論	2		○						30					
		○	○		看護研究セミナー	3			○								90		
			*		公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ		2	○						30					
			*		公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ		2	○						30					
			*		公衆衛生看護学対象別活動論Ⅲ		1		○					30					
			*		公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ		1	○						15					
			*		公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ		1		○					30					
			*		健康教育論Ⅰ		1	○						15					
			*		健康教育論Ⅱ		1		○					30					
			*		地域診断論Ⅰ		1	○									15		
			*		地域診断論Ⅱ		1		○								30		
			*		公衆衛生看護管理論		1	○									15		
	臨地実習	○	○	必修 23 単位 (保健師課程履修生は * 印の 5 単位を含む 28 単位以上)	基礎看護学実習Ⅰ	1				○		45							
		○	○		基礎看護学実習Ⅱ	2				○			90						
		○	○		成人看護学実習Ⅰ	3				○					135				
		○	○		成人看護学実習Ⅱ	2				○					90				
		○	○		成人看護学実習Ⅲ	1				○						45			
		○	○		老年看護学実習Ⅰ	1				○		45							
		○	○		老年看護学実習Ⅱ	3				○					135				
		○	○		小児看護学実習	2				○					90				
		○	○		母性看護学実習	2				○					90				
		○	○		精神看護学実習	2				○					90				
		○	○		在宅看護学実習	2				○						90			
		○	○		実践応用の看護学実習	2				○							90		
			*		公衆衛生看護学実習		5			○								225	

○ … 看護師教育課程での必修科目

* … 保健師教育課程での必修科目

● … 養護教諭Ⅱ種の要件科目

★ … 全学共通データサイエンスAI学修プログラム科目

ウ. 看護学実習の履修要件

看護学実習の各科目を履修するためには、「表 4. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける看護学実習の履修要件」に示す要件を満たすとともに履修状況を含め、履修要件を満たしているか看護学実習要件の判定に関する会議で判定します。

表 4. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける看護学実習の履修要件

履修しようとする科目	単位修得していることが履修要件となる科目	授業を履修し単位認定資格を有することが履修要件となる科目
基礎看護学実習Ⅰ		看護学概論Ⅰ 看護技術論 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 看護方法演習Ⅰ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ	看護方法演習Ⅱ 基礎看護技術Ⅳ・Ⅴ
成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習	成人看護学概論 成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 老年看護学概論 老年看護学活動論 老年看護学実習Ⅰ 小児看護学概論 小児看護学活動論 母性看護学概論 母性看護学活動論 母子看護方法論 精神看護学概論 精神看護学活動論 在宅看護学概論 在宅看護学活動論Ⅰ・Ⅱ	
実践応用の看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ 老年看護学実習Ⅰ 家族看護学 災害看護学 看護管理学	成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 国際看護論

履修しようとする科目	単位修得していることが履修要件となる科目	授業を履修し単位認定資格を有することが履修要件となる科目
公衆衛生看護学実習	生活と健康 社会福祉論 保健医療行政論Ⅰ・Ⅱ 保健統計学 医療情報学 疫学 公衆衛生看護学概論 家族看護学 公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ・Ⅱ 健康教育論Ⅰ・Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 地域診断論Ⅰ・Ⅱ 公衆衛生看護管理論

エ. 保健師教育課程の履修

看護師及び保健師教育規定の変更に伴い、本学では平成 24（2012）年度入学生より保健師教育課程において選択制をとることとなりました。

保健師教育課程を修了し、保健師国家試験受験資格を得るためには、公衆衛生看護学実習の単位取得が必須となります。なお、公衆衛生看護学実習の履修には人数制限があり、履修希望者数がこの制限を越えた場合、3 年次前期までの学業成績および履修状況をもとに保健師教育課程の履修者決定に関する会議において選抜者を決定します。

また、保健師国家試験受験資格を得るためには、「表 5. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける保健師国家試験受験資格を得るための必修科目」に示した本学設置科目が必修となります。さらに、「日本国憲法」と「体育実技」の単位を修め、保健師免許を取得した後、申請すれば、養護教諭Ⅱ種免許を取得することができます。保健師教育課程の履修を希望する者や、養護教諭Ⅱ種免許の取得を目指す者は、1 年次から開講する科目があるので配当年次に留意し、計画的に履修してください。

なお、他大学における同名科目の履修については、既習得単位として認められません。

表 5. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける保健師国家試験受験資格を得るための必修科目

区 分	科目名	単位	配当 年次
健康支援と社会保障制度	生活と健康	1	1
	社会福祉論	1	2
	看護政策論	1	4
	保健医療行政論Ⅰ	1	2
	保健医療行政論Ⅱ	1	2
健康現象の疫学と統計	保健統計学	1	3
	医療情報学	1	2
	疫学	2	2
看護専門分野	公衆衛生看護学概論	2	2
	学校看護論	1	4
	産業看護論	1	4
	家族看護学	1	2
ケアの質向上のための看護学	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ	2	3
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ	2	3
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅲ	1	3
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1	3
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1	3
	健康教育論Ⅰ	1	3
	健康教育論Ⅱ	1	3
	地域診断論Ⅰ	1	4
	地域診断論Ⅱ	1	4
	公衆衛生看護管理論	1	4
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学実習	5	4
合 計		31	

令和 3（2021）年度以前の入学生（平成 29 年度改正カリキュラム）

ア．卒業要件

本学科を卒業して看護師の国家試験受験資格を得るためには、「表 6. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件」に示したように「生活している人間の理解」15 単位以上、「看護の対象としての人間の理解」31 単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」79 単位以上の計 125 単位以上を、卒業までに修得する必要があります。

表 6. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件

授業科目の区分		卒業に必要な修得単位数
生活している人間の理解	人文科学系	必修 2 単位を含む 6 単位以上
	社会科学系	3 単位以上
	自然科学系	必修 2 単位を含む 3 単位以上
	外国語	必修 2 単位を含む 3 単位以上
	小 計	15 単位以上
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	必修 6 単位
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	必修 16 単位を含む 16 単位以上
	健康支援と社会保障制度	必修 5 単位を含む 7 単位以上
	健康現象の疫学と統計	必修 1 単位を含む 2 単位以上
	小 計	31 単位以上
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	基礎看護学（専門分野Ⅰ）	必修13単位
	臨床看護学（専門分野Ⅱ）	必修38単位
	実践応用の看護学（統合分野）	必修14単位を含む15単位以上
	ケアの質向上のための看護学	必修9単位含む13単位以上
	小 計	79単位以上
合 計		125 単位以上

卒業要件を満たすために必要な授業科目や配当年次を「表 8. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護師教育課程の授業科目」に示してあります。「表 6. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件」と「表 8. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護師教育課程の授業科目」をよく理解して、「生活している人間の理解」で 15 単位以上、「看護の対象としての人間の理解」で 31 単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」で 79 単位以上の計 125 単位以上を卒業までに修得する計画を立ててください。

例えば、「生活している人間の理解」の「人文科学系」であれば、必修の「発達心理学」2 単位に加えて、選択の 5 科目から、少なくとも 2 単位を修得する必要があります。さらに、「社会科学系」では、選択の 5 科目から 3 単位を、「自然科学系」では、必修の「情報リテラシー」2 単位に加えて、選択の 4 科目から少なくとも 1 単位を修得する必要があります。また、「外国語」でも必修 2 科目と選択 1 科目（3 単位）を履修することで、「生活している人間の理解」に必要な 15 単位を得ることができます。医療系の学部では必修科目が多いので、時間的な余

裕が少ないかもしれませんが、選択科目は自由に履修することができます。卒業に必要な最低ラインを目指すのではなく、幅広い学習の機会をもつことを心掛けてください。

なお、時間割の関係で1年次の開講科目を2年次以降に履修するのは非常に困難です。進級・卒業にかかわることになるので、余裕をもった履修計画を立ててください。

保健師の国家試験受験資格を得るためには、「表7. 平成29年度改正カリキュラムにおける保健師教育課程の修了要件」に示したように「生活している人間の理解」15単位以上、「看護の対象としての人間の理解」24単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」73単位以上、「公衆衛生看護学（19単位）、保健統計学（2単位）、保健医療福祉行政論（3単位）、公衆衛生看護学実習（5単位）の29単位以上」計141単位以上を、卒業までに修得する必要があります。また、「日本国憲法」と「体育実技」の単位を修め、保健師免許を取得した後、申請すれば、養護教諭Ⅱ種免許を取得することができます。

表7. 平成29年度改正カリキュラムにおける保健師教育課程の修了要件

授業科目の区分		修了に必要な修得単位数
生活している人間の理解	人文科学系	必修2単位含む6単位以上
	社会科学系	3単位以上
	自然科学系	必修2単位含む3単位以上
	外国語	必修2単位含む3単位以上
	小 計	15単位以上
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	必修6単位
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	必修16単位含む16単位以上
	健康支援と社会保障制度	必修2単位以上
	小 計	24単位以上
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	基礎看護学（専門分野Ⅰ）	必修13単位
	臨床看護学（専門分野Ⅱ）	必修38単位
	実践応用の看護学（統合分野）	必修13単位
	ケアの質向上のための看護学	必修9単位含む9単位以上
	小 計	73単位以上
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	必修2単位
	個人・家族・集団・組織の支援	必修8単位
	公衆衛生看護活動展開論	必修7単位
	疫学	必修2単位
保健統計学		必修2単位
保健医療福祉行政論		必修3単位
公衆衛生看護学実習		必修5単位
小 計		29 単位
保健師国家試験受験資格を取得する場合		141単位以上

イ. 授業科目

表 8. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護師教育課程の授業科目

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
生活している人間の理解	人文科学系	哲学	2	○			30							
		文学	2	○			30							
		法学	2	○				30						
		日本国憲法	2	○					30					
		心理学	2	○			30							
		発達心理学	2	○			30							
	社会科学系	社会学	2	○			30							
		教育学	2	○				30						
		文化人類学	1	○					15					
		カウンセリング論	1		○				30					
		ジェンダー学	1	○					15					
	自然科学系	人体の科学	1	○				15						
		人間工学	1	○				15						
		スポーツ科学	2	○			30							
		体育実技	2		○				60					
		情報リテラシー	2	○			30							
	外国語	英語Ⅰ	1		○		30							
		英語Ⅱ	1		○			30						
		英語Ⅲ	1		○				30					
		ドイツ語	1		○		30							
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	看護倫理	1		○				30					
		病むことの心理	1		○				30					
		看護におけるコミュニケーション論	1		○		30							
		医療の基本Ⅰ	1		○			30						
		医療の基本Ⅱ	1		○					30				
		看護学生のためのリテラシー	1		○		15							

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護の対象としての人間の理解	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体の構造と機能Ⅰ	1		○		30							
		人体の構造と機能Ⅱ	2		○		60							
		人体の構造と機能Ⅲ	2		○			60						
		食物・栄養学Ⅰ	1	○			15							
		食物・栄養学Ⅱ	1	○			15							
		疾病の成り立ちⅠ	2		○				60					
		疾病の成り立ちⅡ	1		○					30				
		疾病の成り立ちⅢ	2		○					60				
		病原微生物学	1		○			30						
		免疫学		1	○		15							
		薬理学	2		○			30						
		放射線医学概論	1		○					15				
	健康支援と社会保障制度	環境論		1	○			15						
		生活と健康 *	1		○			15						
		社会福祉論 *	1		○				15					
		公衆衛生学	1			○		30						
		看護関係法規	1		○				15					
		看護政策論 *	1		○									15
		医療経済学		1	○								15	
		保健医療行政論 *		1		●				30				
	健康現象の疫学と統計	保健統計学 *	1		○						30			
		医療情報学 *		1		●				30				
		疫学 *		2	●				30					
看護専門職者に必要な基本的知識・技術・態度の修得	基礎看護学（専門分野Ⅰ）	看護学概論Ⅰ （看護の基本的概念）	2		○		30							
		看護学概論Ⅱ （看護・看護学の成り立ち）	1		○									15
		看護技術論	1		○		15							
		基礎看護技術Ⅰ （活動・休息の援助技術）	1			○	30							
		基礎看護技術Ⅱ （健康状態の観察技術）	1			○		30						
		基礎看護技術Ⅲ （清潔・衣生活の援助技術）	1			○		30						

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	基礎看護技術Ⅳ (食事・排泄の援助技術)	1			○				30					
	基礎看護技術Ⅴ (検査・治療における援助技術)	1			○				30					
	看護方法演習	1			○				30					
	基礎看護学実習Ⅰ	1				○		45						
	基礎看護学実習Ⅱ	2				○				90				
	成人看護学概論	2		○					30					
	成人看護学方法論Ⅰ (慢性期の看護)	1			○					30				
	成人看護学方法論Ⅱ (急性期の看護)	1			○						30			
	成人看護学方法論Ⅲ (がん看護)	1			○						30			
	成人看護学方法論Ⅳ (成人看護技術)	1			○						30			
	老年看護学概論	2		○						30				
	老年看護学活動論	2			○						60			
	小児看護学概論	2		○						30				
	小児看護学活動論	2			○						60			
	母性看護学概論	2		○					30					
	母性看護学活動論	2			○					60				
	精神看護学概論	2		○						30				
	精神看護学活動論	2			○						60			
	成人看護学実習Ⅰ	3				○						13		
	成人看護学実習Ⅱ	2				○						90		
	成人看護学実習Ⅲ	1				○							45	
	老年看護学実習Ⅰ	1				○			45					
	老年看護学実習Ⅱ	3				○						135		
	小児看護学実習	2				○						90		
	母性看護学実習	2				○						90		
	精神看護学実習	2				○						90		
	在宅看護学概論	2		○						30				
	在宅看護学活動論	2			○						60			
	公衆衛生看護学概論 *		2	●					30					

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	ケアの質向上のための看護学		1	●										15
			1	●										15
		1		○									15	
		1			○				30					
		1		○					15					
		2		○									30	
		1			○								45	
		2				○							90	
		2				○							90	
	ケアの質向上のための看護学	1		○				15						
		1		○					15					
			1	○										15
		1		○					15					
			1	○										15
		1		○					15					
			1	○					15					
			1	○						15				
		2		○							30			
		3			○								90	
			2	●							30			
			2	●							30			
			1	●							15			
			1		●						30			
			1	●							15			
			1		●						30			
			1	●									15	
			1		●								30	
			1	●									15	
			1	●									15	

* … 看護師教育課程と保健師教育課程で授業区分が異なる科目

● … 保健師教育課程の選択必修科目

表 9. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける保健師教育課程の授業科目

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
生活している人間の理解	人文科学系	哲学	2	○			30							
		文学	2	○			30							
		法学	2	○				30						
		日本国憲法 #	2	○						30				
		心理学	2	○			30							
		発達心理学	2	○			30							
	社会科学系	社会学	2	○			30							
		教育学	2	○				30						
		文化人類学	1	○						15				
		カウンセリング論	1		○				30					
		ジェンダー学	1	○						15				
	自然科学系	人体の科学	1	○				15						
		人間工学	1	○				15						
		スポーツ科学	2	○			30							
		体育実技 #	2		○					60				
		情報リテラシー	2	○			30							
	外国語	英語Ⅰ	1		○		30							
		英語Ⅱ	1		○			30						
		英語Ⅲ	1		○					30				
		ドイツ語	1		○		30							
看護の対象としての人間の理解	医療と人間	看護倫理	1		○					30				
		病むことの心理	1		○				30					
		看護におけるコミュニケーション論	1		○		30							
		医療の基本Ⅰ	1		○			30						
		医療の基本Ⅱ	1		○					30				
		看護学生のためのリテラシー	1		○		15							

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護の対象としての人間の理解	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体の構造と機能Ⅰ	1		○		30							
		人体の構造と機能Ⅱ	2		○		60							
		人体の構造と機能Ⅲ	2		○			60						
		食物・栄養学Ⅰ	1	○			15							
		食物・栄養学Ⅱ	1	○			15							
		疾病の成り立ちⅠ	2		○				60					
		疾病の成り立ちⅡ	1		○					30				
		疾病の成り立ちⅢ	2		○					60				
		病原微生物学	1		○			30						
		免疫学		1	○		15							
		薬理学	2		○			30						
		放射線医学概論	1		○					15				
	健康支援と社会保障制度	環境論		1	○			15						
		公衆衛生学	1		○			30						
		看護関係法規	1		○				15					
		医療経済学		1	○								15	
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	基礎看護学（専門分野Ⅰ）	看護学概論Ⅰ （看護の基本的概念）	2		○		30							
		看護学概論Ⅱ （看護・看護学の成り立ち）	1		○								15	
		看護技術論	1		○		15							
		基礎看護技術Ⅰ （活動・休息の援助技術）	1		○		30							
		基礎看護技術Ⅱ （健康状態の観察技術）	1		○			30						
		基礎看護技術Ⅲ （清潔・衣生活の援助技術）	1		○			30						
		基礎看護技術Ⅳ （食事・排泄の援助技術）	1		○				30					
		基礎看護技術Ⅴ （検査・治療における援助技術）	1		○				30					
		看護方法演習	1		○				30					
		基礎看護学実習Ⅰ	1			○		45						
		基礎看護学実習Ⅱ	2			○				90				

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	臨床看護学（専門分野Ⅱ）	成人看護学概論	2		○				30					
		成人看護学方法論Ⅰ（慢性期の看護）	1		○					30				
		成人看護学方法論Ⅱ（急性期の看護）	1		○						30			
		成人看護学方法論Ⅲ（がん看護）	1		○						30			
		成人看護学方法論Ⅳ（成人看護技術）	1		○						30			
		老年看護学概論	2		○					30				
		老年看護学活動論	2		○						60			
		小児看護学概論	2		○					30				
		小児看護学活動論	2		○						60			
		母性看護学概論	2		○				30					
		母性看護学活動論	2		○					60				
		精神看護学概論	2		○					30				
		精神看護学活動論	2		○						60			
		成人看護学実習Ⅰ	3			○						135		
		成人看護学実習Ⅱ	2			○						90		
		成人看護学実習Ⅲ	1			○							45	
		老年看護学実習Ⅰ	1			○			45					
		老年看護学実習Ⅱ	3			○						135		
		小児看護学実習	2			○						90		
		母性看護学実習	2			○						90		
		精神看護学実習	2			○						90		
	実践応用の看護学（統合分野）	在宅看護学概論	2		○					30				
		在宅看護学活動論	2			○					60			
		看護のマネジメント	1		○								15	
		災害看護学	1		○				15					
		国際看護論	2		○								30	
		看護総合セミナー	1			○								45

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得	在宅看護学実習	2				○							90	
	実践応用の看護学実習	2				○							90	
	感染看護学	1		○				15						
	看護過程論	1		○						15				
	パリアティブケア論		1	○										15
	フィジカルアセスメント	1		○					15					
	救急看護論		1	○										15
	リハビリテーション看護	1		○						15				
	生殖医療と看護		1	○						15				
	看護研究概論	2		○							30			
	看護研究セミナー	3			○									90
	公衆衛生看護学概論	2		○					30					
公衆衛生看護学	個人・家族・集団・組織の支援													
	生活と健康	1		○				15						
	家族看護学	1			○				30					
	学校看護論	1		○										15
	産業看護論	1		○										15
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ	2		○							30			
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ	2		○							30			
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1		○							15			
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1			○						30			
	健康教育論Ⅰ	1		○							15			
	健康教育論Ⅱ	1			○						30			
	地域診断論Ⅰ	1		○									15	
	地域診断論Ⅱ	1			○								30	
	公衆衛生看護管理論	1		○									15	
	疫学	2		○					30					
統計学 保健	保健統計学	1			○						30			
	医療情報学	1			○					30				

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
福祉保健医療 行政論	社会福祉論	1		○					15					
	保健医療行政論	1			○					30				
	看護政策論	1		○										15
公衆衛生看護学実習		5				○								225

※… 保健師免許取得後、養護教諭Ⅱ種免許を申請する際に必要な単位

注：「公衆衛生看護学実習」は保健師教育課程選択者のみ履修する

ウ. 看護学実習の履修要件

看護学実習の各科目を履修するためには、「表 10. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護学実習の履修要件」に示す要件を満たすとともに履修状況を含め、履修要件を満たしているか看護学実習要件の判定に関する会議で判定します。

表 10. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける看護学実習の履修要件

履修しようとする科目	単位修得していることが履修要件となる科目	授業を履修し単位認定資格を有することが履修要件となる科目
基礎看護学実習Ⅰ		看護学概論Ⅰ 看護技術論 基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ	看護方法演習 基礎看護技術Ⅳ・Ⅴ
成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習	成人看護学概論 成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 老年看護学概論 老年看護学活動論 老年看護学実習Ⅰ 小児看護学概論 小児看護学活動論 母性看護学概論 母性看護学活動論 精神看護学概論 精神看護学活動論 在宅看護学概論 在宅看護学活動論	

履修しようとする科目	単位修得していることが履修要件となる科目	授業を履修し単位認定資格を有することが履修要件となる科目
実践応用の看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ 老年看護学実習Ⅰ 家族看護学 災害看護学	成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 看護のマネジメント 国際看護論
公衆衛生看護学実習	生活と健康 社会福祉論 保健医療行政論 保健統計学 医療情報学 疫学 公衆衛生看護学概論 家族看護学 公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ 公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ 公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ 公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ 健康教育論Ⅰ 健康教育論Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	成人看護学実習Ⅲ 老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 地域診断論Ⅰ 地域診断論Ⅱ 公衆衛生看護管理論

エ. 保健師教育課程の履修

看護師及び保健師教育規定の変更に伴い、本学では平成 24（2012）年度入学生より保健師教育課程において選択制をとることとなりました。

保健師教育課程を修了し、保健師国家試験受験資格を得るためには、公衆衛生看護学実習の単位取得が必須となります。なお、公衆衛生看護学実習の履修には人数制限があり、履修希望者数がこの制限を越えた場合、3 年次前期までの学業成績および履修状況をもとに保健師教育課程の履修者決定に関する会議において選抜者を決定します。

また、保健師国家試験受験資格を得るためには、「表 11. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける保健師国家試験受験資格を得るための必修科目」に示した本学設置科目が必修となります。さらに、「日本国憲法」と「体育実技」の単位を修め、保健師免許を取得した後、申請すれば、養護教諭Ⅱ種免許を取得することができます。保健師教育課程の履修を希望する者や、養護教諭Ⅱ種免許の取得を目指す者は、1 年次から開講する科目があるので配当年次に留意し、

計画的に履修してください。

なお、他大学における同名科目の履修については、既習得単位として認められません。

表 11. 平成 29 年度改正カリキュラムにおける保健師国家試験受験資格を得るための必修科目

区 分	科目名	単位	配当 年次
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	2
	生活と健康	1	1
	家族看護学	1	2
	学校看護論	1	4
	産業看護論	1	4
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅰ	2	3
	公衆衛生看護学対象別活動論Ⅱ	2	3
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	1	3
	公衆衛生看護学活動展開論Ⅱ	1	3
	健康教育論Ⅰ	1	3
	健康教育論Ⅱ	1	3
	地域診断論Ⅰ	1	4
	地域診断論Ⅱ	1	4
	公衆衛生看護管理論	1	4
	疫学	2	2
保健統計学	保健統計学	1	3
	医療情報学	1	2
保健医療福祉行政論	社会福祉論	1	2
	保健医療行政論	1	2
	看護政策論	1	4
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学実習	5	4
合 計		29	

オ. 令和 4（2022）年度以降の 3 年次編入学生（令和 4 年度改正カリキュラム）

3 年次編入学生は、以下の事項をふまえて卒業に必要な単位を履修してください。これまでの学習を振り返り専門職としての将来を考え、さらに学習を深めるために必要と思われる科目や興味・関心のある科目は積極的に履修しましょう。

a. 就業年限、在学期間及び休学期間

- ・ 修学年限は 2 年とします。（学則第 15 条）
- ・ 在学期間は 4 年を超えることはできません。（学則第 4 条）
- ・ 休学期間は通算 3 年を超えることはできません。（学則第 22 条）

b. 既修得単位の認定

入学前に看護系短期大学・看護系専門学校において修得した単位は、その授業内容が本学の教育課程における授業科目の「生活している人間の理解」「看護の対象としての人間の理

解」「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」の区分に属するものと認められる場合は、本学の授業科目の履修とみなし、92 単位を上限として修得したものと認定します。既修得単位の認定は、別に記す所定の手続きにより申請してください。

c. 授業科目の履修方法等

- ・「表 12. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける編入学生の履修必要科目」に示した科目については、履修届を提出して単位を修得してください。これらの科目の修得単位と前項にて認定された単位を合わせて、卒業要件として定められた単位の修得になります。

表 12. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける編入学生の履修必要科目

区 分	科目名	単 位
看護の対象としての人間の理解	看護倫理	1
	病むことの心理	1
	看護におけるコミュニケーション論	1
	医療の基本Ⅰ（患者-医療人関係と医療倫理）	1
	医療の基本Ⅱ（医療安全管理とチーム医療）	1
	看護学生のためのリテラシー	1
	放射線医学概論	1
	生活と健康	1
	保健医療行政論Ⅰ	1
	保健医療行政論Ⅱ	1
	看護政策論	1
	保健統計学	1
看護専門職者に必要な 基本的知識、技術、態度の修得	感染看護学	1
	看護研究概論	2
	看護研究セミナー	3
	家族看護学	1

- ・保健師国家試験の受験を希望する場合は、このほかに保健師教育課程の授業科目を履修する必要があります。なお、公衆衛生看護学実習の履修は定員があるため、希望者が多い場合は、3 年次前期終了時に指定された科目の成績をもって選抜します。
- ・本学の卒業要件は、「表 1. 令和 4 年度改正カリキュラムにおける看護学科の卒業要件」に示すとおりです。

d. その他

「ケアの質向上のための看護学」の科目は、短期大学や専門学校では設置していないものが多く、大学教育として必要性の高い科目です。また、看護研究概論については、本学は研究能力の基礎を培うための看護研究セミナーを必修としていますので、看護研究概論を含め「ケアの質向上のための看護学」の科目はできるだけ履修してください。

（２）臨床検査学科

平成 27（2015）年度入学生から学科名を臨床検査学科に改名しました。

主に臨床検査技師を養成するカリキュラムとし、さらに、第一種衛生管理者の資格と、健康食品管理士／食の安全管理士、甲種危険物取扱者の受験資格を得ることができるようにカリキュラムを改訂しました。

令和 7（2025）年度の入学生

ア．卒業要件

本学科を卒業するためには、以下のように履修する必要があります（表 1．）。

令和 4（2022）年度以降の入学生は、最低限、「基礎科目」21 単位、「専門基礎科目」27 単位、「専門科目」29 単位と卒業要件を満たすために必要な科目（以下、卒業要件科目）を含め、計 128 単位を卒業までに修得する必要があります（表 1．）。なお、臨床検査技師の資格を希望する者は、卒業要件科目に加えて、臨床検査技師の資格取得に必要な全ての科目の単位が修得されていなければ卒業することができません。

ただし、本学科では、主に臨床検査技師の国家試験受験資格が取得できるほか、第一種衛生管理者の国家資格を取得できます。それぞれ必要となる修得単位数が異なります。「表 2．授業科目と資格取得要件」を参考に履修する科目を吟味して、卒業までに必要な単位を修得するよう計画を立ててください。

表 1．授業科目の区分と卒業要件

授業科目の区分		卒業要件
基礎科目	人文科学	2 単位以上
	社会科学	2 単位以上
	数学・自然科学	必修 15 単位
	外国語	必修 2 単位を含む 2 単位以上
	体育	
	小 計	必修 17 単位を含む 21 単位以上
専門基礎科目	医療の基本	必修 3 単位
	基礎医学系	必修 24 単位を含む 24 単位以上
	小 計	必修 27 単位を含む 27 単位以上
専門科目	臨床医学系	必修 8 単位
	臨床検査系	必修 21 単位を含む 21 単位以上
	社会医学系	
	総合科目	
	小 計	必修 29 単位を含む 29 単位以上
合 計		必修 73 単位を含む 128 単位以上

小計に記載した数字を合計しても 128 単位にはなりません。

履修すべき必修科目に加えて選択科目の中から取得する資格要件科目等を選んで、全体で 128 単位以上になるように工夫してください。

イ. 資格取得要件と授業科目の対比

「表 2.」は、授業科目と資格取得要件を対比して示しています。

臨床検査技師、第一種衛生管理者を希望する者は、それぞれの資格を取得するために定められた○で示す科目の単位を修得してください。

健康食品管理士／食の安全管理士を希望する者は、「健康食品管理士」欄の○で示す科目の単位を修得してください。この資格は臨床検査技師と合わせて取ることを推奨します。

甲種危険物取扱者を希望する者は、△で示した科目の中から合わせて 15 単位以上を修得します。

表 2. 授業科目と資格取得要件

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
基礎科目	人文科学	2単位以上				2単位以上	倫理学		2	○			30							
							哲学		2	○				30						
							心理学		2	○				30						
							文学		2	○				30						
	社会科学	2単位以上				2単位以上	法学		2	○				30						
							社会学		2	○				30						
							社会福祉論		2	○				30						
	数学・自然科学				必修15単位	人体の科学入門	1			○		30								
		○				★統計学	2		○			30								
		○				数学	2		○			30								
		○				物理学	2		○			30								
		○				物理学実験	1				○	45								
		○		△		化学Ⅰ	2		○			30								
		○		△		化学Ⅱ	1			○			30							
		○		△		化学実験	1				○	45								
		○				生物学	2		○			30								
		○				生物学実験	1				○	45								
	外国語	○			必修2単位を含む2単位以上	英語Ⅰ	1			○		30								
		○				英語Ⅱ	1			○			30							
						英会話		1		○			30							
						医学英語		1		○			30							
						ドイツ語		1		○			30							
体育								2	○			30								

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
専門基礎科目	医療の基本	○				必修3単位	医療の基本Ⅰ （コミュニケーション、患者-医療人関係）	1			○			30						
		○					医療の基本Ⅱ （医の倫理、診療の基本）	1			○				30					
		○					医療の基本Ⅲ （医療安全管理とチーム医療）	1			○					30				
	基礎医学系	○	○	○		必修24単位を含む24単位以上	人体の構造と機能Ⅰ（解剖学）	2			○			60						
		○	○	○			人体の構造と機能Ⅱ（生理学）	3		○				45						
		○		○	△		人体の構造と機能Ⅲ（生化学A）	2		○				30						
		○			△		人体の構造と機能Ⅲ（生化学B）	2		○					30					
		○	○	○			人体の構造と機能Ⅱ（生理学実験）	1				○		45						
		○		○	△		人体の構造と機能Ⅲ（生化学実験）	1				○				45				
		○		○			病理学	2		○				30						
		○		○	△		微生物学	2		○					30					
		○		○			免疫学	2		○					30					
		○		○	△		薬理学	2		○						30				
		○		○	△		栄養学	2		○								30		
		○	○	○	△		公衆衛生学	2		○								30		
		○	○	○	△		公衆衛生学実習	1				○						45		
		○	○				疫学		2	○								30		
		○					保健医療福祉総論		2	○									30	
		○					医用工学概論		2	○					30					
		○					医用工学実験		1			○			45					
専門科目	臨床医学系	○		○		必修8単位	ヒトの病気Ⅰ（内分泌、呼吸器、腎・尿路・生殖器系）	2		○					30					
		○		○			ヒトの病気Ⅱ（神経、消化器、救急）	2		○					30					
		○		○			ヒトの病気Ⅲ（血液、特殊感染、運動器、皮膚、耳鼻咽喉科系）	2		○					30					
		○		○			ヒトの病気Ⅳ（循環器、中毒、乳腺、眼科、膠原病・免疫系）	2		○					30					
	臨床検査系	○					病理診断学		1		○							30		
		○					病理検査学	2		○					30					
		○					病理検査学実習		1			○				45				
		○					病理細胞診断学		1		○						30			
		○		○			血液検査学Ⅰ	2		○					30					
		○					血液検査学Ⅱ		2	○						30				
		○					血液検査学実習		1			○				45				

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容				学年配当（時間数）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
													前	後	前	後	前	後	前	後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
専門科目	臨床検査系	○			△	必修21単位を含む21単位以上	一般検査学	2		○						30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	総合科目	○	○				救急救命論		2	○							30			
		○					情報科学	2		○				30						
		○					★情報科学実習	1				○	45							
		○					検査診断学		1	○								15		
			○		△		環境衛生工学		2	○							30			
			○				労働衛生法規Ⅰ （労働基準法・その他）		2	○				30						
			○				労働衛生法規Ⅱ （労働安全衛生法各論）		2	○				30						
					△		食品学		2	○				30						
				○			健康食品総論		1	○						15				
				○			薬事関係法規		1	○									15	
							原書講読		1		○			30						
							企業実習		1			○				45				
							卒業研究		4			○							180	

※ … 臨地実習については、1単位あたり35時間の学修を必要とする

★ … 全学共通データサイエンスAI学修プログラム科目

令和 4（2022）、令和 5（2023）、令和 6（2024）年度の入学生

ア．卒業要件

本学科を卒業するためには、以下のように履修する必要があります（表 3. ）。

令和 4（2022）年度以降の入学生は、最低限、「基礎科目」21 単位、「専門基礎科目」27 単位、「専門科目」29 単位と卒業要件を満たすために必要な科目（以下、卒業要件科目）を含め、計 128 単位を卒業までに修得する必要があります（表 3. ）。なお、臨床検査技師の資格を希望する者は、卒業要件科目に加えて、臨床検査技師の資格取得に必要な全ての科目の単位が修得されていなければ卒業することができません。

ただし、本学科では、主に臨床検査技師の国家試験受験資格が取得できるほか、第一種衛生管理者の国家資格を取得できます。それぞれ必要となる修得単位数が異なります。「表 4. 授業科目と資格取得要件」を参考に履修する科目を吟味して、卒業までに必要な単位を修得するよう計画を立ててください。

表 3. 授業科目の区分と卒業要件

授業科目の区分		卒業要件
基礎科目	人文科学	2 単位以上
	社会科学	2 単位以上
	数学・自然科学	必修 15 単位
	外国語	必修 2 単位を含む 2 単位以上
	体育	
	小 計	必修 17 単位を含む 21 単位以上
専門基礎科目	医療の基本	必修 3 単位
	基礎医学系	必修 24 単位を含む 24 単位以上
	小 計	必修 27 単位を含む 27 単位以上
専門科目	臨床医学系	必修 8 単位
	臨床検査系	必修 21 単位を含む 21 単位以上
	社会医学系	
	総合科目	
	小 計	必修 29 単位を含む 29 単位以上
合 計		必修 73 単位を含む 128 単位以上

小計に記載した数字を合計しても 128 単位にはなりません。

履修すべき必修科目に加えて選択科目の中から取得する資格要件科目等を選んで、全体で 128 単位以上になるように工夫してください。

イ. 資格取得要件と授業科目の対比

「表 4.」は、授業科目と資格取得要件を対比して示しています。

臨床検査技師、第一種衛生管理者を希望する者は、それぞれの資格を取得するために定められた○で示す科目の単位を修得してください。

健康食品管理士／食の安全管理士を希望する者は、「健康食品管理士」欄の○で示す科目の単位を修得してください。この資格は臨床検査技師と合わせて取ることを推奨します。

甲種危険物取扱者を希望する者は、△で示した科目の中から合わせて 15 単位以上を修得します。

表 4. 授業科目と資格取得要件

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）								
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次		
													前	後	前	後	前	後	前	後	
基礎科目	人文科学	2単位以上					2単位以上	倫理学		2	○			30							
								哲学		2	○				30						
								心理学		2	○			30							
								文学		2	○			30							
	社会科学	2単位以上					2単位以上	法学		2	○				30						
								社会学		2	○				30						
								社会福祉論		2	○				30						
	数学・自然科学					必修15単位	人体の科学入門	1			○		30								
		○					★統計学	2		○			30								
		○					数学	2		○			30								
		○					物理学	2		○			30								
		○					物理学実験	1				○	45								
		○			△		化学Ⅰ	2		○			30								
		○			△		化学Ⅱ	1			○			30							
		○			△		化学実験	1				○	45								
		○					生物学	2		○			30								
		○					生物学実験	1				○	45								
	外国語		○			必修2単位を含む2単位以上	英語Ⅰ	1			○		30								
			○				英語Ⅱ	1			○			30							
							英会話		1		○			30							
							医学英語		1		○			30							
							ドイツ語		1		○			30							
							スポーツ科学		2	○				30							

区分	資格取得要件	卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
				必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次	
									前	後	前	後	前	後	前	後
専門基礎科目	医療の基本	○	医療の基本Ⅰ （コミュニケーション、患者-医療人関係）	1			○			30						
			医療の基本Ⅱ （医の倫理、診療の基本）	1			○					30				
			医療の基本Ⅲ （医療安全管理とチーム医療）	1			○						30			
	基礎医学系	○	○	○			○			60						
		○	○	○						45						
		○		○	△					30						
		○			△						30					
		○	○	○				○		45						
		○		○	△			○		45						
		○		○						30						
		○		○	△						30					
		○		○							30					
		○		○	△							30				
		○	○	○	△								30			
		○	○	○	△									30		
		○	○					○						45		
		○	○									30				
		○												30		
		○													30	
		○														30
		○														
		○														
専門科目	臨床医学系	○		○							30					
		○		○							30					
		○		○								30				
		○		○								30				
	臨床検査系	○												30		
		○									30					
		○						○				45				
		○						○					30			
		○		○							30					
		○										30				
		○												45		
		○														

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	臨床検査系	○			△	必修21単位を含む21単位以上	一般検査学	2		○					30					
		○			△		一般検査学実習		1			○			45					
		○					医動物学	1			○			30						
		○			△		臨床化学Ⅰ	2		○					30					
		○		○	△		臨床化学Ⅱ		2	○						30				
		○			△		臨床化学実習		1			○				45				
		○		○	△		臨床微生物学Ⅰ	2		○					30					
		○		○	△		臨床微生物学Ⅱ		2	○						30				
		○		○	△		臨床微生物学実習		2			○					90			
		○					免疫検査学	2		○					30					
		○					免疫検査学実習		1			○				45				
		○					輸血移植検査学		3	○						45				
		○					輸血移植検査学実習		1			○					45			
		○			△		遺伝子・染色体検査学		2		○					60				
		○					生理検査学Ⅰ	2		○					30					
		○					生理検査学Ⅱ		2	○					30					
		○					生理検査学Ⅲ		2	○						30				
		○					生理検査学Ⅳ		1	○									15	
		○					生理検査学実習Ⅰ		1			○			45					
		○					生理検査学実習Ⅱ		1			○				45				
		○					生理検査学実習Ⅲ		1			○					45			
		○					検査システム学		2	○							30			
		○					臨床検査概論	1		○			15							
		○					基礎臨床検査技術	2			○			60						
		○					臨床検査総合管理学Ⅰ		2	○							30			
		○					臨床検査総合管理学Ⅱ		2	○								30		
		○					臨地実習※（臨地実習前の技能修得到達度評価含む）		12			○								420
		○					検査学特論		3		○									90
	社会医学系		○				環境保健学		2	○						30				
			○				産業保健学		2	○									30	
							保健社会学		2	○									30	
			○				衛生管理学		2	○							30			

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容				学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習・実験	1年次		2年次		3年次		4年次		
													前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	総合科目	○	○				救急救命論		2	○								30			
		○					情報科学	2		○				30							
		○					★情報科学実習	1				○	45								
		○					検査診断学		1	○								15			
			○		△		環境衛生工学		2	○							30				
			○				労働衛生法規Ⅰ (労働基準法・その他)		2	○				30							
			○				労働衛生法規Ⅱ (労働安全衛生法各論)		2	○				30							
					△		食品学		2	○				30							
				○			健康食品総論		1	○						15					
				○			薬事関係法規		1	○									15		
							原書講読		1		○			30							
							企業実習		1			○				45					
							卒業研究		4			○							180		

※ … 臨地実習については、1単位あたり35時間の学修を必要とする

★ … 全学共通データサイエンスAI学修プログラム科目

令和 3（2021）年度以前の入学生

ア．卒業要件

本学科を卒業するためには、以下のように履修する必要があります（表 5.）。

令和 3（2021）年度以前の入学生は、最低限、「基礎科目」21 単位、「専門基礎科目」27 単位、「専門科目」8 単位の卒業要件を満たすために必要な科目（以下、卒業要件科目）を含め、計 128 単位を卒業までに修得する必要があります（表 5.）。なお、臨床検査技師の資格を希望する者は、卒業要件科目に加えて、臨床検査技師の資格取得に必要な全ての科目の単位が修得されていなければ卒業することができません。

ただし、本学科では、主に臨床検査技師の国家試験受験資格が取得できるほか、第一種衛生管理者の国家資格を取得できます。それぞれ必要となる修得単位数が異なります。「表 6. 授業科目と資格取得要件」を参考に履修する科目を吟味して、卒業までに必要な単位を修得するよう計画を立ててください。

表 5. 授業科目の区分と卒業要件

授業科目の区分		卒業要件
基礎科目	人文科学	2 単位以上
	社会科学	2 単位以上
	数学・自然科学	必修 15 単位
	外国語	必修 2 単位を含む 2 単位以上
	体育	
	小 計	必修 17 単位を含む 21 単位以上
専門基礎科目	医療の基本	必修 3 単位
	基礎医学系	必修 24 単位を含む 24 単位以上
	小 計	必修 27 単位を含む 27 単位以上
専門科目	臨床医学系	必修 8 単位を含む 8 単位以上
	臨床検査系	
	社会医学系	
	総合科目	
	小 計	必修 8 単位を含む 8 単位以上
合 計		必修 52 単位を含む 128 単位以上

小計に記載した数字を合計しても 128 単位にはなりません。

履修すべき必修科目に加えて選択科目の中から取得する資格要件科目等を選んで、全体で 128 単位以上になるように工夫してください。

イ. 資格取得要件と授業科目の対比

「表 6.」は、授業科目と資格取得要件を対比して示しています。

臨床検査技師、第一種衛生管理者を希望する者は、それぞれの資格を取得するために定められた○で示す科目の単位を修得してください。

健康食品管理士／食の安全管理士を希望する者は、「健康食品管理士」欄の○で示す科目の単位を修得してください。この資格は臨床検査技師と合わせて取ることを推奨します。

甲種危険物取扱者を希望する者は、△で示した科目の中から合わせて 15 単位以上を修得します。

表 6. 授業科目と資格取得要件

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
基礎科目	人文科学	2単位以上				2単位以上	倫理学		2	○			30							
							哲学		2	○				30						
							心理学		2	○				30						
							文学		2	○				30						
	社会科学	2単位以上				2単位以上	法学		2	○				30						
							社会学		2	○				30						
							社会福祉論		2	○					30					
							人間発達学		2	○				30						
	数学・自然科学				必修15単位	人体の科学入門	1			○			30							
		○				統計学	2		○				30							
		○				数学	2		○				30							
		○				物理学	2		○				30							
		○				物理学実験	1				○		45							
		○				化学Ⅰ	2		○				30							
		○				化学Ⅱ	1			○				30						
		○				化学実験	1				○		45							
		○				生物学	2		○				30							
		○				生物学実験	1				○		45							
	外国語		○			必修2単位を含む2単位以上	英語Ⅰ	1			○			30						
			○				英語Ⅱ	1			○			30						
							英会話		1		○			30						
							医学英語		1		○				30					
							ドイツ語		1		○				30					

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
	体育						スポーツ科学		2	○				30						
専門基礎科目	医療の基本	○				必修3単位	医療の基本Ⅰ (コミュニケーション、患者-医療人関係)	1			○			30						
		○					医療の基本Ⅱ (医の倫理、診療の基本)	1			○			30						
		○					医療の基本Ⅲ (医療安全管理とチーム医療)	1			○			30						
	基礎医学系	○	○	○		必修24単位を含む24単位以上	人体の構造と機能Ⅰ (解剖学・生理学)	4			○			90						
		○		○	△		人体の構造と機能ⅡA (生化学A)	2			○			30						
		○			△		人体の構造と機能ⅡB (生化学B)	1			○			30						
		○	○	○			人体の構造と機能Ⅰ (構造系実習)	1				○		45						
		○	○	○			人体の構造と機能Ⅰ (機能系実習)	1				○		45						
		○		○	△		人体の構造と機能Ⅱ (生化学実習)	1				○		45						
		○		○			病理学	2			○			30						
		○		○	△		微生物学	2			○				30					
		○		○			血液学		2		○			30						
		○		○			免疫学	2			○				30					
		○		○	△		薬理学	2			○					30				
		○	○	○	△		公衆衛生学	2			○						30			
		○	○	○	△		公衆衛生学実習	1				○					45			
		○	○				疫学		2		○				30					
		○					保健医療福祉総論		2		○						30			
		○					医用工学概論		2		○				30					
		○					医用工学実習		1			○			45					
		○					情報科学	2			○				30					
		○					情報科学実習	1				○	45							
専門科目	臨床医学系	○		○		必修8単位	臨床医学各論Ⅰ（ヒトの病気）	2			○				30					
		○		○			臨床医学各論Ⅱ（ヒトの病気）	2			○				30					
		○		○			臨床医学各論Ⅲ（ヒトの病気）	2			○				30					
		○		○			臨床医学各論Ⅳ（ヒトの病気）	2			○				30					
	臨床検査系	○					臨床病理学総論		2		○						30			
		○					病理組織細胞検査学		2		○			30						
		○					病理組織細胞検査学実習		1			○			45					
		○					病理細胞検査診断学		2		○					30				

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	臨床検査系	○					臨床血液学		2	○					30					
		○					臨床血液学実習		1			○			45					
		○			△		臨床検査総論		2	○				30						
		○			△		臨床検査総論実習		1			○		45						
		○					医動物学		2	○				30						
		○					医動物学実習		1			○		45						
		○			△		基礎臨床化学		2	○					30					
		○			△		基礎臨床化学実習		1			○			45					
		○		○	△		臨床化学		2	○						30				
		○			△		臨床化学実習		1			○				45				
		○			△		放射性同位元素検査学		2	○							30			
		○		○	△		臨床微生物学		2	○						30				
		○		○	△		臨床微生物学実習		1			○					45			
		○					臨床免疫学		2	○					30					
		○					臨床免疫学実習		1			○				45				
		○					輸血移植学		2	○						30				
		○					輸血移植学実習		1			○					45			
		○			△		遺伝子検査学		2	○						30				
		○					臨床生理学Ⅰ		2	○					30					
		○					臨床生理学Ⅱ		2	○					30					
		○					臨床生理学Ⅲ		2	○						30				
		○					臨床生理学Ⅰ実習		1			○			45					
		○					臨床生理学Ⅱ実習		1			○				45				
		○					臨床生理学Ⅲ実習		1			○					45			
		○					検査管理学		2	○							30			
		○					検査情報処理科学		2	○							30			
		○					検査機器総論		2		○		60							
		○					検体採取処理技術		2	○						30				
		○					臨地実習		7			○							315	
		○					検査学特論		3		○									90

区分		資格取得要件				卒業要件	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		臨床検査技師	第一種衛生管理者	健康食品管理士	甲種危険物取扱者			必修	選択	講義	演習	実習	1年次		2年次		3年次		4年次	
													前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	社会医学系		○				環境保健学		2	○							30			
			○				産業保健学		2	○									30	
							保健社会学		2	○									30	
			○				衛生管理学		2	○						30				
	総合科目		○				救急救命論		2	○								30		
			○		△		環境衛生工学		2	○								30		
			○				労働衛生法規Ⅰ (労働基準法・その他)		2	○				30						
			○				労働衛生法規Ⅱ (労働安全衛生法各論)		2	○					30					
					△		食品学		2	○					30					
					△		食品衛生学		2	○							30			
				○	△		栄養学		2	○							30			
				○			健康食品総論		1	○							15			
				○			薬事関係法規		1	○									15	
							原書講読		1		○				30					
							企業実習		1			○					45			
							卒業研究		4			○							180	

※… 臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする

各種資格取得の留意点

ア. 臨床検査技師国家試験受験資格の認定

臨床検査技師国家試験の受験資格を得るためには、「表 2.、表 4 または表 6. 授業科目と資格取得要件」に示す臨床検査技師資格取得に必要な科目（○印）の全ての単位を修得しなければなりません。資格要件科目の中には 4 年次後期に開講される検査学特論も含まれます。

- a. 臨地実習を履修するためには、3 年次までに開講されている臨床検査技師資格取得要件の科目全ての単位を修得していなければなりません（「表 2.、表 4. または表 6. 授業科目と資格取得要件」を参照）。
- b. 検査学特論を履修するためには、4 年次前期までに開講されている臨床検査技師資格取得要件の科目全ての単位を修得していなければなりません（「表 2.、表 4. または表 6. 授業科目と資格取得要件」を参照）。

イ. 第一種衛生管理者資格申請

第一種衛生管理者（国家資格）を取得するためには、「表 2.、表 4. または表 6. 授業科目と資格取得要件」に示す第一種衛生管理者資格取得に必要な科目（○印）の全ての単位を修得し、卒業後、申請することにより取得できます。

ウ. 健康食品管理士／食の安全管理士受験資格

健康食品管理士／食の安全管理士の受験資格を取得するためには、「表 2.、表 4. または表 6. 授業科目と資格取得要件」に示す健康食品管理士／食の安全管理士資格取得に必要な科目（○印）の全ての単位を修得しなければなりません。ただし、年 2 回行われる試験の申請時、要件とされた履修科目の中で最大 2 科目まで未履修が認められ、受験は許可されます。なお、認定試験に合格すると合格証書が発送されますが、健康食品管理士／食の安全管理士の登録と管理士会への入会手続きが必要であり、認定証は卒業後に送付されます。

エ. 甲種危険物取扱者受験資格

甲種危険物取扱者の受験資格を取得するためには、「表 2.、表 4. または表 6. 授業科目と資格取得要件」に示す甲種危険物取扱の受験資格取得に必要な科目（△印）のうち、15 単位以上を修得することによって受験は許可されます。これらの科目（△印）には必修科目も含まれていますが、受験申請時には別途単位修得証明書が必要になります。

オ. 在学中に取得可能な資格

- a. 遺伝子分析科学認定士（初級）
- b. バイオ技術者認定試験
- c. 日本不整脈心電学会 心電図検定（4 級・3 級）
- d. 登録販売者（都道府県認定）

(3) 臨床工学科

令和 5 (2023) 年度以降の入学生 (2023 年度改正カリキュラム)

ア. 卒業要件

本学科を卒業して臨床工学技士の国家試験受験資格を得るためには、下表に示したように「基礎科目」14 単位以上、「専門基礎科目」38 単位以上、「専門科目」69 単位以上、「自由選択科目」6 単位以上の計 127 単位以上を卒業までに修得する必要があります。

授業科目の区分			履修すべき単位数
基礎科目	科学的思考の基盤 ・ 人間の生活 ・ 社会の理解	人文科学系	必修 2 単位を含む 4 単位以上
		社会科学系	
		スポーツ科学	
		外国語	必修 2 単位を含む 3 単位以上
		自然科学系	必修 6 単位を含む 6 単位以上
		社会の理解	必修 1 単位
	小 計		14 単位以上
専門基礎科目	人体の構造及び機能		必修 6 単位
	臨床工学に必要な医学的基礎		必修 8 単位を含む 9 単位以上
	臨床工学に必要な工学的基礎		必修 14 単位を含む 16 単位以上
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎		必修 3 単位、選択必修 2 単位を含む 7 単位以上
	小 計		38 単位以上
専門科目	医用生体工学		必修 6 単位を含む 7 単位以上
	医用機器学及び臨床支援技術		必修 10 単位
	生体機能代行技術学		必修 12 単位
	医療安全管理学		必修 6 単位
	関連臨床医学		必修 7 単位
	臨床実習		必修 7 単位
	工学系分野		選択必修 2 単位以上
	医学系分野		2 単位以上
	総合分野		必修 10 単位
	卒業論文		必修 6 単位
	小 計		69 単位以上
自由選択科目			6 単位以上
合 計			127 単位以上

卒業要件を満たすために、以降に具体的な授業科目や配当年次を示してあります。前の表をよく理解した上で各分野の授業科目を吟味して、卒業までに「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」での必要な単位を取得し、さらに自由選択科目として選択科目の中から 6 単位以上、計 127 単位以上を履修する計画を立ててください。選択必修科目は指定された科目群の中で要件の単位数を取得する必要がある科目です。指定外の選択必修科目及び選択科目では代替できませんので注意してください。

イ. 授業科目

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
基礎科目	科学的思考の基礎・人間と生活・社会の理解	倫理学	2	○			30							
		哲学	2	○			30							
		心理学	2	○			30							
		社会学	2	○				30						
		法学	2	○				30						
		医療法規学概論	2	○				30						
		社会福祉論	2	○			30							
		スポーツ科学	2	○			30							
		英語Ⅰ	1		○		30							
		英語Ⅱ	1		○				30					
		英語Ⅲ	1		○								30	
		英会話	1		○								30	
		技術英語	1		○				30					
		ドイツ語Ⅰ	1		○						30			
		ドイツ語Ⅱ	1		○								30	
		数学Ⅰ（微分積分・線形代数Ⅰ）	2	○			30							
		数学Ⅰ演習	1		○		30							
		数学Ⅱ（微分積分・線形代数Ⅱ）	2	○				30						
		数学Ⅱ演習	1		○			30						
		応用数学	2	○					30					
		★基礎統計学	2	○				30						
専門基礎科目	機能 人体の構造及び	社会の理解（コミュニケーション、患者・医療人関係）	1	○			15							
		人体の構造と機能Ⅰ（生理学）	2	○				30						
		人体の構造と機能Ⅱ（解剖学）	2	○				30						
	臨床工学に必要な医学的基礎	生物化学	2	○				30						
		医療の基本Ⅰ （医の倫理、診療の基本）	2	○					30					
		医療の基本Ⅱ （医療安全管理とチーム医療）	2	○						30				
		臨床工学概論	2	○			30							
		細胞生物学	1	○			15							
		公衆衛生学	2	○			30							
		薬理学	1	○					15					
	工学的基礎 臨床工学に必要な	電磁気学	2	○			30							
		電気回路	2	○				30						
		電子工学	2	○					30					

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門基礎科目	臨床工学に必要な工学的基礎	通信工学概論	2	○						30				
		電磁気学演習	1		○		30							
		電気回路演習	1		○			30						
		電子工学演習	1		○				30					
		力学	2	○			30							
		機械工学	2	○					30					
		力学演習	1		○		30							
		機械工学演習	1		○				30					
		基礎工学実験Ⅰ	2			○				90				
		基礎工学実験Ⅱ	2			○					90			
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	情報と計算機	②	○			30							
		計算機アーキテクチャ	②	○				30						
		デジタル信号処理	1	○							15			
		システム制御	1	○							15			
		★情報リテラシー実習	1			○		30						
		プログラミング実習	2			○			60					
専門科目	医用生体工学	センサ・計測工学	2	○					30					
		生体物性論	2	○						30				
		医用材料学	2	○							30			
		医用音響工学	1	○						15				
		医用超音波工学	2	○							30			
	医用機器学及び臨床支援技術	生体計測機器	2	○					30					
		医用画像機器	2	○							30			
		医用治療機器学Ⅰ	2	○					30					
		医用治療機器学Ⅱ	2	○						30				
		臨床支援技術	2	○						30				
	生体機能代行技術学	代謝機能代行機器	2	○				30						
		循環機能代行機器	2	○					30					
		呼吸機能代行機器	2	○						30				

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	生体機能代行技術学	機能代行機器実習Ⅰ	2			○			90					
		機能代行機器実習Ⅱ	2			○				90				
		機能代行機器実習Ⅲ	2			○					90			
	医療安全管理学	医療機器安全管理学Ⅰ	2	○					30					
		医療機器安全管理学Ⅱ	2	○						30				
		医療機器安全管理学実習	2			○					90			
	関連臨床医学	ヒトの病気Ⅰ	2	○						30				
		ヒトの病気Ⅱ	2	○						30				
		ヒトの病気Ⅲ	2	○							30			
		ヒトの病気Ⅳ	1	○							15			
	臨床実習		7			○						315		
	工学系分野	医用情報処理工学	②	○									30	
		医用光学	②	○									30	
		臨床工学	②	○									30	
		生体組織工学	②	○									30	
	医学系分野	麻酔学		1	○					15				
		病理学総論		1	○					15				
		放射線医学概論		2	○								30	
		救急救命論		2	○								30	
		動物実験学		2	○								30	
専門科目	総合系分野	生体工学総合演習Ⅰ	1		○			30						
		生体工学総合演習Ⅱ	1		○					30				
		生体工学総合演習Ⅲ	2		○						60			
		生体工学総合演習Ⅳ	4		○								120	
		生体工学実習	2			○					90			
	卒業論文		6		○								270	

1. 単位数に○が付いた科目は選択必修科目です。

★ … 全学共通データサイエンス AI 学修プログラム科目

令和 4（2022）年度以前の入学生（2019 年度改正カリキュラム）

ア．卒業要件

本学科を卒業して臨床工学技士の国家試験受験資格を得るためには、下表に示したように「基礎分野」14 単位以上、「専門基礎分野」37 単位以上、「専門分野」64 単位以上、「自由選択科目」12 単位以上の計 127 単位以上を卒業までに修得する必要があります。

授業科目の区分			履修すべき単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 ・人間の生活	人文科学系	必修 2 単位を含む 4 単位以上
		社会科学系	
		スポーツ科学	
		外国語	必修 2 単位を含む 3 単位以上
		自然科学系	必修 5 単位を含む 7 単位以上
	小 計		14 単位以上
専門基礎分野	人体の構造及び機能		必修 6 単位
	臨床工学に必要な医学的基礎		必修 5 単位を含む 8 単位以上
	臨床工学に必要な工学的基礎		必修 14 単位を含む 16 単位以上
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎		必修 3 単位、選択必修 2 単位を含む 7 単位以上
	小 計		37 単位以上
専門分野	医用生体工学		必修 6 単位を含む 8 単位以上
	医用機器学		必修 8 単位
	生体機能代行技術学		必修 13 単位
	医用安全管理学		必修 5 単位
	関連臨床医学		必修 6 単位
	臨床実習		必修 4 単位
	工学系分野		選択必修 2 単位を含む 2 単位以上
	医学系分野		2 単位以上
	総合分野		必修 10 単位
	卒業論文		必修 6 単位
	小 計		64 単位以上
自由選択科目			12 単位以上
合 計			127 単位以上

卒業要件を満たすために、以降に具体的な授業科目や配当年次を示してあります。前の表をよく理解した上で各分野の授業科目を吟味して、卒業までに「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」での必要な単位を取得し、さらに自由選択科目として選択科目の中から 12 単位以上、計 127 単位以上を履修する計画を立ててください。選択必修科目は指定された科目群の中で要件の単位数を取得する必要がある科目です。指定外の選択必修科目及び選択科目では代替できませんので注意してください。

イ. 授業科目

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
基礎科目	科学的思考の基礎・人間と生活	倫理学	2	○			30							
		哲学	2	○			30							
		心理学	2	○			30							
		社会学	2	○				30						
		法学	2	○				30						
		医療法規学概論	2	○				30						
		社会福祉論	2	○			30							
		スポーツ科学	2	○			30							
		英語Ⅰ	1		○		30							
		英語Ⅱ	1		○				30					
		英語Ⅲ	1		○								30	
		英会話	1		○								30	
		技術英語	1		○				30					
		ドイツ語Ⅰ	1		○						30			
		ドイツ語Ⅱ	1		○								30	
		数学ⅠA（微分積分）	1	○			15							
		数学ⅠB（微分積分）	1	○			15							
		数学Ⅰ演習	1		○		30							
		数学ⅡA（ベクトル・線形代数）	1	○				15						
		数学ⅡB（ベクトル・線形代数）	1	○				15						
		数学Ⅱ演習	1		○			30						
		数学ⅢA（応用数学）	1	○					15					
		数学ⅢB（応用数学）	1	○					15					
		基礎統計学	2	○				30						
専門基礎科目	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ（生理学）	2	○				30						
		人体の構造と機能Ⅱ（解剖学）	2	○				30						
		生物化学	2	○				30						
	臨床工学に必要な医学的基礎	医療の基本Ⅰ （医の倫理、診療の基本）	1		○		30							
		医療の基本Ⅱ （コミュニケーション、患者－医療人関係）	1		○				30					
		医療の基本Ⅲ （医療安全管理とチーム医療）	1		○					30				
		細胞生物学	1	○			15							
		病理学総論	1	○					15					
		公衆衛生学	2	○			30							
		薬理学	1	○					15					
		麻酔学	1	○					15					

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門基礎科目	臨床工学に必要な工学の基礎	電磁気学	2		○		30							
		電気回路	2		○			30						
		電子工学	2		○				30					
		通信工学概論		2	○					30				
		電磁気学演習		1		○	30							
		電気回路演習		1		○		30						
		電子工学演習		1		○			30					
		力学	2		○		30							
		機械工学	2		○				30					
		力学演習		1		○	30							
		機械工学演習		1		○			30					
		電気・電子実験	2			○				90				
		応用工学実験	2			○					90			
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	情報と計算機	②		○		30							
		計算機アーキテクチャ	②		○			30						
		デジタル信号処理		1	○						15			
		システム制御		1	○						15			
		情報リテラシー実習	1			○		30						
		プログラミング実習	2			○			60					
専門科目	医用生体工学	センサ・計測工学	2		○				30					
		生体物性論	2		○					30				
		医用材料学	2		○						30			
		医用音響工学		2	○					30				
		医用超音波工学		2	○						30			
	医用機器学	生体計測機器	2		○				30					
		医用画像機器	2		○						30			
		医用治療機器学	2		○					30				
		生体情報モニタリング	2		○					30				

区分	授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	生体機能代行技術学	臨床工学概論	2		○		30							
		代謝機能代行機器	2		○			30						
		循環機能代行機器	2		○				30					
		呼吸機能代行機器	2		○					30				
		機能的生体刺激論	2		○				30					
		機能代行機器実習Ⅰ	1			○			45					
		機能代行機器実習Ⅱ	1			○				45				
		機能代行機器実習Ⅲ	1			○					45			
	医用安全管理学	医用機器安全管理学Ⅰ	2		○				30					
		医用機器安全管理学Ⅱ	2		○					30				
		医用機器安全管理学実習	1			○					45			
	関連臨床医学	ヒトの病気Ⅰ	2		○					30				
		ヒトの病気Ⅱ	2		○					30				
		ヒトの病気Ⅲ	2		○						30			
	臨床実習		4			○						10W		
	工学系分野	医用情報処理工学	②		○								30	
		医用光学	②		○								30	
		臨床工学	②		○								30	
		生体組織工学	②		○								30	
		特別講義Ⅰ		2	○				30					
		特別講義Ⅱ		2	○						30			
	医学系分野	放射線医学概論		2	○								30	
		救急救命論		2	○								30	
		動物実験学		2	○								30	
		特別講義Ⅲ		2	○						30			
		特別講義Ⅳ		2	○						30			

区分		授業科目	単位数		内 容			学年配当（時間数）							
			必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
								前	後	前	後	前	後	前	後
専門科目	総合系分野	生体工学総合演習Ⅰ	1			○			30						
		生体工学総合演習Ⅱ	1			○					30				
		生体工学総合演習Ⅲ	2			○						60			
		生体工学総合演習Ⅳ	4			○								120	
		生体工学実習	2				○					90			
	卒業論文		6			○								270	

1. 単位数に○が付いた科目は選択必修科目です。
2. 臨床実習は病院の現場で行うため、時間数でなく週数で表しています。

（４）理学療法学科

ア．卒業要件

本学科を卒業して理学療法士の国家試験受験資格を得るためには、表に示したように「基礎分野」15 単位以上、「専門基礎分野」46 単位以上、「専門分野」69 単位以上の計 130 単位以上を、卒業までに取得する必要があります。

授業科目の区分		卒業に必要な修得単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	必修 9 単位
	人間と生活	必修 3 単位を含む 6 単位以上
	社会の理解	
	小 計	15 単位以上
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	必修 15 単位
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	必修 25 単位
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	必修 6 単位
	小 計	46 単位以上
専門分野	基礎理学療法学	必修 6 単位
	理学療法管理学	必修 2 単位
	理学療法評価学	必修 8 単位
	理学療法治療学	必修 23 単位を含む 26 単位以上
	地域理学療法学	必修 3 単位
	臨床実習	必修 20 単位
	理学療法研究セミナー	必修 4 単位
	小 計	69 単位以上
合 計		130 単位以上

卒業要件を満たすために、以降に理学療法学科の具体的な授業科目や配当年次を示してあります。前の表をよく理解して、「基礎分野」で 15 単位以上、「専門基礎分野」46 単位以上、「専門分野」で 69 単位以上の計 130 単位以上を卒業までに履修する計画を立ててください。

例えば「基礎分野」の「科学的思考の基礎」であれば、必修の 6 科目 9 単位を修得する必要があります。さらに、「人間と生活」、「社会の理解」では必修または選択の 7 科目から必修 3 単位を含む 6 単位以上を履修することで、「基礎分野」で必要な 15 単位を得ることができます。医療系の学部では必修科目が多いので、時間的な余裕が少ないかもしれませんが、選択科目は自由に履修することができます。卒業に必要な最低ラインを目指すのではなく、幅広い学習の機会をもつことを心掛けてください。

イ. 授業科目

区分	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	2		○		30							
		物理学実験	1			○		45						
		化学	2		○			30						
		細胞生物学	2		○		30							
		★情報科学演習	1		○		30							
		教育基礎セミナー	1		○		30							
	人間と生活	英語Ⅰ	1		○		30							
		英語Ⅱ	1		○			30						
		ドイツ語		1		○		30						
		社会学		2	○		30							
		哲学		1	○		15							
		スポーツ科学		2	○			30						
	社会の理解（コミュニケーション、患者・医療人関係）		1		○		15							
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造と機能演習Ⅰ（構造系）	1		○		30							
		人体の構造と機能演習Ⅰ（機能系）	1		○		30							
		人体の構造と機能演習Ⅱ（構造系）	2		○			60						
		人体の構造と機能演習Ⅱ（機能系）	1		○			30						
		人体の構造と機能実習（構造系）	2			○			90					
		人体の構造と機能実習（機能系）	1			○			45					
		運動学	2		○			30						
		運動学演習	2		○				60					
		運動学実習	1			○					45			
		人間発達学	2		○			30						
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理・微生物学演習	1		○					30				
		ヒトの病気Ⅰ（総論、画像診断の基礎）	2		○				30					
		ヒトの病気Ⅱ（神経疾患総論）	2		○				30					
		ヒトの病気Ⅲ（消化器疾患、内分泌疾患）	2		○				30					

区分	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	ヒトの病気Ⅳ（神経疾患各論）	2		○					30				
		ヒトの病気Ⅴ（臨床薬理学、循環器疾患）	2		○					30				
		骨・関節疾患総論	2		○				30					
		骨・関節疾患各論	2		○					30				
		ヒトの病気Ⅵ（呼吸器疾患、血液疾患、腎・尿路・生殖器疾患）	2		○					30				
		ヒトの病気Ⅶ（膠原病・特殊感染症、救命・救急疾患、予防医学、その他）	2		○							30		
		精神疾患	2		○				30					
		医療の基本Ⅰ（医の倫理、診療の基本）	1			○			30					
		医療の基本Ⅱ（医療安全管理とチーム医療）	1			○					30			
		臨床心理学演習	1			○				30				
		栄養学	1		○		15							
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	2		○			30						
		公衆衛生学	2		○			30						
		保健医療福祉学	2		○				30					
専門分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	2			○	60							
		理学療法研究法	2		○						30			
		臨床運動学	2		○						30			
		理学療法管理学	2		○							30		
	理学療法評価学	理学療法評価学入門	2			○		60						
		理学療法評価学Ⅰ	2			○			60					
		理学療法評価学Ⅱ	2			○				60				
		理学療法評価学Ⅲ	2			○								60
	理学療法治療学	筋骨格理学療法学演習Ⅰ	2			○					60			
		神経筋理学療法学演習	2			○					60			
		中枢神経理学療法学演習Ⅰ	2			○					60			
		呼吸循環理学療法学演習	2			○					60			
		物理療法学演習	2			○				60				
		理学療法臨床入門	2			○					60			
		日常生活活動学演習	2			○				60				

区分	授業科目	単位数		内容			学年配当（時間数）							
		必修	選択	講義	演習	実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
							前	後	前	後	前	後	前	後
専門分野	理学療法治療学	義肢装具学演習	2		○							60		
		筋骨格理学療法学演習Ⅱ	2		○							60		
		中枢神経理学療法学演習Ⅱ	2		○							60		
		理学療法機器技術学		1	○									15
		リハビリテーション工学		1	○									15
		がん理学療法学	1		○						15			
		代謝理学療法学		1	○									15
		スポーツ理学療法学		2	○									30
		予防理学療法学		2	○									30
		★保健科学統計学演習	1		○									30
		発達理学療法学演習Ⅰ	1		○						30			
		発達理学療法学演習Ⅱ		1	○							30		
	地域理学療法学	地域理学療法学	1		○							15		
		生活環境学	2		○					30				
	臨床実習	臨床見学実習	1			○		45						
		検査・測定臨床実習	1			○			45					
		地域理学療法臨床実習	1			○							45	
		総合臨床実習Ⅰ	4			○						180		
		総合臨床実習Ⅱ	6			○							270	
		総合臨床実習Ⅲ	7			○							315	
	理学療法研究セミナー		4			○								180

1. 血液・腎泌尿器疾患/呼吸器・循環器疾患/消化器・内分泌疾患/神経・筋疾患Ⅱの4科目の内、1科目は2年次前期の予定です。

★ … 全学共通データサイエンス AI 学修プログラム科目

ウ. 臨床実習の履修要件

臨床実習科目の履修については、各科目の履修要件を満たすとともに、これまでの学修状況なども踏まえ、臨床実習に関する判定会議にて総合的に判定します。

1 年生 臨床見学実習

理学療法学概論の科目における「臨床見学実習事前演習（1）～（6）」に全て出席していること

2 年生 検査・測定臨床実習

2 年次に在籍していること

1 年次開講科目のうち、専門分野（理学療法学概論、理学療法評価学入門、臨床見学実習）の単位を修得していること

3 年生 総合臨床実習Ⅰ

3 年次に在籍していること

2 年次開講の必修科目の単位を修得していること

3 年次前期の必修科目を履修し、単位認定資格を有すること

履修する年度の客観的臨床能力試験（OSCE）に合格していること

4 年生 総合臨床実習Ⅱ・Ⅲおよび地域理学療法臨床実習

4 年次に在籍していること

3 年次までのすべての専門基礎科目および専門科目の単位を修得していること

履修する前年度の客観的臨床能力試験（OSCE）に合格していること

履修する前年度の総合臨床実習を履修ないし体験していること

4. 履修登録

ア. 履修登録

学生は前期・後期の開始時に、履修希望の授業科目を届けなければなりません。

イ. 履修登録単位の上限

学生が年間で履修登録できる単位数の上限は 49 単位です。ただし、対象となるのは卒業要件となる科目及び特定の資格を取得するために必要な科目と定められています（履修登録単位の上限に関する規則）。

ウ. 履修条件を定めた科目の履修

履修条件を定めた科目（シラバスに記載）については、当該の条件を満たさなければ履修できません。

エ. 履修登録の方法

原則として、Web 上で登録を行います。

なお、留年経験者、編入学生については、Web 登録ができませんので、履修する全科目について「履修届」を事務室に提出してください。また、前年度の不合格科目を進級後に再履修する場合は Web 登録ができませんので、必ず「履修申請届」を事務室に提出してください。この作業を怠ると、単位認定ができませんので注意してください。

※学外実習中で履修登録ができない学生は、教務課まで申し出ください。

オ. 履修登録・変更の期間

履修登録・変更期間は、前期・後期ともに授業開始日から 2 週間です。なお、この期間中は、未登録のまま授業を受けることができます。

また、期間内であれば Web 上で、登録した内容を何度でも変更することができます。

カ. 履修登録内容の確認と変更

履修登録の内容確認は必ず行ってください。履修登録の確認として履修登録情報を印刷しておくとい良いでしょう。履修登録を適切に行わないと、単位認定ができませんので注意してください。

また、Web 登録の対象とならない学生については確認書配布期間（日祝日を除く）に事務室で「履修確認書」を配布します。必ずこの期間に登録内容の確認を行い、追加や削除などの変更がある場合には「履修変更届」を事務室に提出してください。

確認は自己責任です。未履修科目の単位認定は一切できませんので注意してください。

キ. 他学科の授業科目の履修

他学科の授業科目履修を希望する場合には、「他学科受講願」を事務室に提出し、所属する学科の学科長を経て、受講を希望する学科の学科長の許可を得る必要があります。

ク. 授業科目の聴講

履修登録を行った授業科目以外に、所属する学科または他学科の授業科目の聴講を希望する場合には、所属する学科の学科長の許可及び聴講を希望する学科の学科長の許可を得た「聴講願」を事務室に提出する必要があります。

ケ. 履修取消しについて

「履修取消し」とは、履修登録をして授業に出たものの授業の内容が学びたい内容と違っていたり、授業に十分ついていくことができないため履修科目を減らしたい場合に「履修取消し願」を用いて申請することにより、履修していた科目を放棄し GPA 算定の対象外とすることが可能となる制度です。

履修取消しの申請は、講義科目では授業時間の初回から 1/3 以内とし、演習・実習科目は 1/5 以内とします。なお、期間後の取消し申請は一切認めません。また、取消した科目の代わりに別の科目を追加履修することもできません。

5. 単位の認定

ア. 単位の認定

授業科目を履修して試験に合格した者は、所定の単位を修得したものと認定します。なお、休学した者については、休学した学期で開講された全ての科目が未履修の取り扱いとなります。

イ. 再履修

履修した科目の試験に不合格となった場合は、単位を修得することができません。卒業に必要な科目の場合には、次の年次に再度、履修登録を行い、再履修してください。

ウ. 既修得単位の認定

学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目については、別に定める基準にしたがい、60 単位を超えない範囲で修得した単位を本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。（学則第 13 条の 5）

6. 試験に関する規則、総括的評価基準、評価方法、各学科の進級の規定

(1) 試験に関する規則

ア. 試験の形式

この項でいう「試験」とは、単位の修得を認定するための試験（総括的評価）のことを指します。

試験には定期試験（指定の期間以外に行われる定期試験に準じるものを含む）、追試験及び再試験があり、筆記試験、口頭試験、レポートや論文の提出または実技試験の形式で行われます。また、科目によっては、出席状況や受講態度などを試験成績に加味する場合があります。

イ. 受験資格

a. 定期試験

定期試験の受験資格を得るためには、原則として、講義科目で少なくとも授業時間数の 2/3 以上に、演習及び実習科目では、少なくとも全体の 4/5 以上に出席する必要があります。なお、科目によっては、シラバスに明示して、さらに厳しい受験資格認定を行う場合がありますので注意してください。

定期試験に欠席した者及び出席時間数不足により定期試験の受験資格が得られなかった者のうち、下記の追試験の対象とならない者は、不合格（0 点）となります。

b. 追試験

追試験は、社会的・医学的理由により定期試験を欠席したもの及び出席時間数不足により定期試験の受験資格が得られなかった者で、社会的・医学的理由が相応と考えられる者を対象とします。

追試験を希望する者は、試験欠席届、診断書または理由を明らかにする書類（事故証明書、遅延証明書など）を添付した追試験受験願を可及的速やかに事務室に提出し、学務委員長の許可を得る必要があります。なお、上記の追試験対象者のうち後者については、当該科目の担当教員の指定した課題または補習に合格していることが条件になります。

c. 再試験

再試験は、定期試験または追試験に不合格であった者を対象とします。定期試験の受験資格を失った者は原則として再試験の対象とはなりません。

再試験を受験する者は、再試験の前日までに事務室に再試験受験届を提出し、所定の再試験受験料を納入しなければなりません。

ウ. 試験の期間

定期試験は、各学期末に予定した 2 週間の試験期間内に行います（学事予定参照）。

なお、科目によっては定期試験に代える、あるいは定期試験に追加する目的で、授業期間内に総括的評価を行う場合がありますが、これについてはシラバスに予定を記載するとともに、学期の開始時に予定を学生に明示します。

再試験及び追試験は、原則として定期試験期間終了後の 1 週間以内に行います。

エ. 受験時の心得

- a. 各自の座席は入り口に掲示されます。指定された座席番号に着席してください。
- b. 試験を受けるにあたっては、文字や数式が入った衣服は着用しないようにし、試験中の帽子・イヤホン・耳栓の着用は禁止します。また、試験会場には、すべての所持品が中に入り閉じられるようなカバン・バック等のみ持ち込み可とします。
- c. 学生証を机上あるいは指示された場所に提示してください。また、追試験の場合は追試験受験票を、再試験の場合は再試験受験票も机上に提示してください。
- d. 学生証を忘れた場合には、仮学生証が必要となるので、事務室で所定の手数料を添えて手続きしてください。なお、仮学生証の発行には約 5 分かかりますので注意してください。また、仮学生証は当日限り有効で、試験受験以外では使用できません。
- e. スマートフォン等の電子機器は電源を切り、腕時計は外し、筆記用具以外の持ち物は全てバッグなど中身が見えないように収めて自席の椅子の下に置いてください。
- f. 試験開始時間に遅刻した者は受験することができません。少なくとも試験開始 10 分前には指定された座席に着席し受験準備を行い、試験開始 5 分前の試験監督からの指示を待つこと（この時点から私語を禁止します）。
- g. 机に書き込みがあったり、机の下の収納部に何かがあった場合は、速やかに試験監督に申し出ること。
- h. 試験に欠席（遅刻）した者は試験欠席届を事務室に提出してください。明確な理由による欠席の場合、診断書や電車の遅延証明書など公的な書類の添付を忘れないようにしてください。なお、試験を無断欠席した場合は問題行為として、学務委員会で審議となることがあります。
- i. 試験開始後にトイレ以外の理由で退室したら再入室・試験を続行することはできません。試験中のトイレは病気等の理由がなければ認められませんので試験前に済ませておいてください。
- j. 明らかな不正行為があったと認められた場合には、当該学期の全科目について不合格とします。さらに、学則第 29 条により、譴責、停学、退学などの懲戒処分を受けることがあります。
- k. 試験が終了しても、問題用紙・解答用紙などの枚数の確認が終わるまで退室することはできません。着席のままで静かに、試験監督者からの指示を待ってください。
- l. 試験中の以下のような行為は問題行為として試験監督が学生に注意します。また学務委員会において報告・審議され、不正行為として認定されることがあります。

<試験中の問題行為> *試験会場に提示されます*

- 監督者の指示に従わない行為
- 私語
- 時計の装着
- 学生証、追試・再試用受験票を机上に呈示しないこと
- 許可のない物（*以外）を机上におくこと

＊ 筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、特別に許可されたもの（辞書など）

- 鞆を閉じない、または鞆のポケットから私物が見えていること
- 頻回のわき見
- 解答用紙・問題用紙を他者から見える位置に置いたり、持ち上げたりする行為
- 解答用紙・問題用紙に不自然な大きさの文字や記号を記載する行為

（２）総括的評価基準

成績の評価は、学則第 12 条にしたがい、A、B、C、D の 4 段階評価とし、A、B、C を合格、D を不合格とします。

評価の基準は、A（80 点以上）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（60 点未満）とします。ただし、評価 A については、SA（90 点以上）と A（89～80 点）の 2 段階に分け、教務システムに記録します。

再試験に合格した場合は、再試験の点数にかかわらず 60 点とします。また、不合格者については、再試験の点数を正式の科目成績として記録します。

ア．GPA 制度について

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度は、教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、きめ細かな履修指導、学習支援等に資することを目的として導入しています。GPA 制度とは、ヨーロッパやアメリカの大学で一般的な成績評価法であり、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（GP）に置きかえた平均を数値に表すものです。

イ．GPA 制度概要

成績評価については、「SA、A、B、C、D」の 5 段階で評価し、C 以上で合格となります。また、各評価に与えられる GP は下記のとおりです。

区分	成績の評語	GP	評価基準	成績評点
合 格	SA	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。	90 点以上
	A	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	89～80 点
	B	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	79～70 点
	C	1	到達目標を達成している。	69～60 点
不合格	D	0	到達目標を達成していない。	60 点未満

ウ. GPA の種類と算出方法

GPA は学期ごとに算出したもの（学期 GPA）、年度ごとに算出したもの（年度 GPA）、入学時から現在の学期まで通算したもの（通算 GPA）があり、その計算方法は次のとおりです。

①学期 GPA

当該学期に履修し、成績評価を受けた授業科目全体の GP 合計を当該学期の履修総単位数で除して算出します。

②年度 GPA

当該年度に履修し成績評価を受けた授業科目全体の GP 合計を当該年度の履修総単位数で除して算出します。

③通算 GPA

入学時から現在の学期までに履修し成績評価を受けた授業科目全体の GP 合計を入学時から履修総単位数で除して算出します。

エ. GPA はどのように利用されるのか

GPA は、本来学生自身がそれぞれの学修達成度を質的に把握することにより、学生自らに自覚を促すための指標です。その状況によっては、大学から学修指導が行われることになります。GPA 制度には成績面から学生にペナルティーを課し、学生の勉学を動機付け、励ます制度として導入されたという経緯もあります。なお、GPA 制度では単位を修得できなかった不合格科目（D 評価の科目）も成績に加算されます。従って、不合格科目が多いとそれだけ GPA が低くなり、その意味で学生の勉学への意欲や取り組み方がはっきりと表れます。

※GPA が低い学生は、選択科目などを決める際に、履修科目単位数について担任の指導を受けること。

オ. GPA は何に役立つか

GPA は高等学校の評定平均のように、学業結果を総合的に判断する指標として役立ち、従来の修得単位数という量的な判断に加えて、質的な観点からの判断材料になります。履修指導のほか、成績優秀者、留学や奨学金受給者などの判定の基礎資料として使われる場合があります。

その他に、企業においてもグローバル化に伴って、学業結果を判断する指標として活用するところが増えてくるものと思われます。

GPA を高めるには、安易な履修を避け、放棄をせず、不合格とならないようにすることが望まれます。

(3) 各学科の進級の規定

ア. 看護学科

2021 年度以前の入学生については、下記ようになります。

- a. 2 年次に進級するためには、1 年次に開講される全ての必修科目 29 単位を修得していなければなりません。
- b. 3 年次に進級するためには、2 年次までに開講されている必修科目を含む 76 単位以上を修得していることが必要になります。具体的には、「生活している人間の理解」15 単位以上、「看護の対象としての人間の理解」27 単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」34 単位以上を修得していなければなりません。
- c. 4 年次に進級するためには、看護学実習要件を満たしていることと、3 年次後期に計画されている看護学実習の全ての単位を修得することが必要となります。

2022 年度以降の入学生については、下記ようになります。

- a. 2 年次に進級するためには、1 年次に開講される全ての必修科目 30 単位を修得していなければなりません。
- b. 3 年次に進級するためには、2 年次までに開講されている必修科目を含む 82 単位以上を修得していることが必要になります。具体的には、「生活している人間の理解」14 単位以上、「看護の対象としての人間の理解」27 単位以上、「看護専門職者に必要な基本的知識、技術、態度の修得」41 単位以上を修得していなければなりません。
- c. 4 年次に進級するためには、看護学実習要件を満たしていることと、3 年次後期に計画されている看護学実習の全ての単位を修得することが必要となります。

イ. 臨床検査学科

- a. 2 年次に進級するためには、下記の 2 つの条件を満たす必要があります。
 - ・ 1 年次で 30 単位以上を修得していること
 - ・ 1 年次に開講されている以下の科目のうち、不合格科目が 2 科目以内であること
 1. 卒業要件科目
 2. 資格取得に必要な科目（臨床検査技師の資格を希望する者）
- b. 3 年次に進級するためには、下記の 2 つの条件を満たす必要があります。
 - ・ 2 年次までに 60 単位以上を修得していること
 - ・ 2 年次までに開講されている以下の科目のうち、不合格科目が 2 科目以内であること
 1. 卒業要件科目
 2. 資格取得に必要な科目（臨床検査技師の資格を希望する者）
- c. 4 年次に進級するためには、下記の 2 つの条件を満たす必要があります。
 - ・ 3 年次までに 90 単位以上を修得していること
 - ・ 3 年次までに開講されている卒業要件科目のうち、不合格科目が 2 科目以内であること。

ただし、臨床検査技師の資格を希望し、4年次前期に臨地実習を希望する者は3年次までに開講されている資格取得に必要な科目を全て修得していること

＊ 留年した場合でも、学科長及び科目責任者の許可が得られれば、再履修科目以外の空き時間を利用して、上位学年の講義科目を履修することができます。

ウ. 臨床工学科

2022年度以前の入学生については、下記のようになります。

下記の表に指定した必修の実験、実習、総合演習（指定必修科目）は、当該年次以外での履修は認められません。不合格の場合は留年になります。また、事前に特定の授業科目の単位の修得が要求される履修条件が課せられているものが含まれています。開講の前年度にこれらの科目の、履修条件を満足する可能性がなくなったときには、当該年次に進級できません。

指定必修科目	履修のために単位修得が必要とされる科目等
電気・電子実験	「電磁気学」、「電気回路」及び「電子工学」のうち2科目以上
応用工学実験	「電気・電子実験」に加え、「力学」及び「機械工学」のうち1科目以上
プログラミング実習	「情報と計算機」及び「計算機アーキテクチャ」のうち1科目以上
機能代行機器実習Ⅰ（代謝）	代謝機能代行機器
機能代行機器実習Ⅱ（循環）	循環機能代行機器
機能代行機器実習Ⅲ（呼吸）	呼吸機能代行機器
医用機器安全管理学実習	医用機器安全管理学Ⅰ・医用機器安全管理学Ⅱ
臨床実習	臨床実習の修得によって4年次への進級条件を満たす単位修得状況にあること
生体工学総合演習Ⅰ	履修要件はありません
生体工学総合演習Ⅱ	履修要件はありません
生体工学総合演習Ⅲ	履修要件はありません
生体工学実習	履修要件はありません

- a. 2年次に進級するためには、下記の2つの条件を満たす必要があります。
 - ・開講された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内であること。
 - ・2年次で開講される指定必修科目の履修要件を満たす、または満たす可能性が残されていること。
- b. 3年次に進級するためには、下記の3つの条件を満たす必要があります。
 - ・2年次までに開講されている必修科目の不合格科目が2科目以内であること。
 - ただし、上表に記載した指定必修科目については、不合格であれば留年となる。
 - ・2年次までに修得した総単位数が80単位以上であること。
 - ・3年次で開講される指定必修科目の履修要件を満たすまたは満たす可能性が残されていること。
- c. 4年次に進級するためには、下記の2つの条件を満たす必要があります。

- ・3年次までに開講されている必修科目の不合格科目が2科目以内であること。
ただし、上表に記載した指定必修科目については、不合格であれば留年となる。
- ・3年次までに修得した総単位数が100単位以上であること。

＊ 留年した場合でも、学科長及び科目責任者の許可が得られれば、再履修科目以外の空き時間を利用して、上位学年の科目を履修することができます。

2023年度以降の入学生については、下記のようになります。

下記の表に指定した必修の実験、実習、総合演習（指定必修科目）は、当該年次以外での履修は認められません。不合格の場合は留年になります。また、事前に特定の授業科目の単位の修得が要求される履修条件が課せられているものが含まれています。開講の前年度にこれらの科目の、履修条件を満足する可能性がなくなったときには、当該年次に進級できません。

指定必修科目	履修のために単位修得が必要とされる科目等
基礎工学実験Ⅰ	「電磁気学」、「電気回路」及び「力学」のうち2科目以上
基礎工学実験Ⅱ	「基礎工学実験Ⅰ」に加え、「電子工学」及び「機械工学」のうち1科目以上
プログラミング実習	「情報と計算機」及び「計算機アーキテクチャ」のうち1科目以上
機能代行機器実習Ⅰ（代謝）	代謝機能代行機器
機能代行機器実習Ⅱ（循環）	循環機能代行機器
機能代行機器実習Ⅲ（呼吸）	呼吸機能代行機器
医療機器安全管理学実習	医療機器安全管理学Ⅰ・医療機器安全管理学Ⅱ
臨床実習	臨床実習の修得によって4年次への進級条件を満たす単位修得状況にあること
生体工学総合演習Ⅰ	履修要件はありません
生体工学総合演習Ⅱ	履修要件はありません
生体工学総合演習Ⅲ	履修要件はありません
生体工学実習	履修要件はありません

a. 2年次に進級するためには、下記の2つの条件を満たす必要があります。

- ・開講された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内であること。
- ・2年次で開講される指定必修科目の履修要件を満たすこと。

b. 3年次に進級するためには、下記の3つの条件を満たす必要があります。

- ・2年次までに開講されている必修科目の不合格科目が2科目以内であること。
ただし、上表に記載した指定必修科目については、不合格であれば留年となる。
- ・2年次までに修得した総単位数が80単位以上であること。
- ・3年次で開講される指定必修科目の履修要件を満たすこと。

c. 4年次に進級するためには、下記の2つの条件を満たす必要があります。

- ・3年次までに開講されている必修科目の不合格科目が2科目以内であること。
ただし、上表に記載した指定必修科目については、不合格であれば留年となる。
- ・3年次までに修得した総単位数が100単位以上であること。

＊ 留年した場合でも、学科長及び科目責任者の許可が得られれば、再履修科目以外の空き時間

を利用して、上位学年の科目を履修することができます。

編入学生

編入学生については、原則的に上記の当該学年の規定が適用されますが、入学時に単位認定された科目の状況により、上記の規定外の扱いとなることがあります。詳細は教務担当教員に確認してください。

エ. 理学療法学科

- a. 2年次に進級するためには、必修科目 27 単位以上と選択科目 3 単位以上、計 30 単位以上を修得していなければなりません。
- b. 3年次に進級するためには、1年次の全ての必修科目 31 単位と選択科目 3 単位以上をあわせた 34 単位以上及び2年次の検査・測定臨床実習 1 単位を含む必修科目 35 単位以上、計 69 単位以上を修得していなければなりません。
- c. 4年次に進級するためには、2年次の全ての必修科目 39 単位以上及び3年次の臨床実習 4 単位を含む必修科目 29 単位以上、計 102 単位以上を修得していなければなりません。

＊ 留年した場合でも、学科長及び科目責任者の許可が得られれば、再履修科目以外の空き時間を利用して、上位学年の科目を履修することができます。

（４）進級、卒業判定の方法

本学部学生の進級、卒業に関しては、前項の基準にしたがい、学年末に各学科の教員会議において判定し、教授会での審議を経て決定します。

7. 特別待遇奨学生（特待生）制度

学業成績、人物ともに優れた学生に対し特別待遇奨学生（特待生）制度があります。この制度は、学費の一部を減免することにより、有為な人材確保及び育成に資することを目的とし創設いたしました。減免制度の適用を受ける特待生の種類は、第1種及び第2種の2種類があり、第1種特待生は、保健医療学部の入学者選抜合格者のうち、入学者選抜試験の成績が極めて優秀な者、第2種特待生は、各学年の進級判定において成績及び人物が特に優れている者に適用いたします。特待生の定数及び免除額につきましては、下記のとおりとなります。

特待生の定数及び免除額

第1種特待生：看護学科3名、臨床検査学科2名、臨床工学科2名、理学療法学科2名

初年度の授業料の一部及び実験実習費相当額

第2種特待生：看護学科3名、臨床検査学科2名（3名※）、臨床工学科2名、理学療法学科2名

当該年度の実験実習費相当額

※2024年度以前の入学生に適用

8. 編入学

看護学科においては3年次に編入学生定員若干名があり、別に定める基準により、審査の上、入学を許可します（学則第21条の2）。また、他の学科についても、欠員がある場合に限り、相当年次に転入学を許可することがあります（学則第24条の2）。

9. 学事予定

ア. 学年度・学期・休業日

- a. 学年度は4月1日から翌年の3月31日までとします。
- b. 前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年の3月31日までとします。
- c. 休業日は下記のとおりです。
 - ・ 日曜、祝日
 - ・ 大学創立記念日（5月4日）
 - ・ 春季休業日（4月1日から4月7日まで）
 - ・ 夏季休業日（8月1日から8月31日まで）
 - ・ 冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）

なお、上記の規程にかかわらず、学長が教育上有益と認めた場合には、休業日の変更や休業日における授業や試験を行うことがあります。

イ. 授業時間

本学の授業は90分を1コマ（カリキュラム上では2時間に相当）と定め、表に示した時間割で実施します。

	授 業 時 間
1 時限	9 : 00 ～ 10 : 30
2 時限	10 : 40 ～ 12 : 10
3 時限	13 : 10 ～ 14 : 40
4 時限	14 : 50 ～ 16 : 20
5 時限	16 : 30 ～ 18 : 00

ウ. 休講・補講

授業が休講となる場合や補講が行われる場合には、原則として前もって掲示します。

エ. 緊急時の授業時間の変更・休校

自然災害や火災の発生、交通機関の混乱などによって通常の授業を実施することが不可能と判断された場合には、授業時間の変更や休校などの措置が講ぜられる場合があります。

埼玉医科大学保健医療学部履修登録単位の上限に関する規則

(平成 24 年 3 月 16 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、埼玉医科大学保健医療学部において 1 年間に履修登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第 2 条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学で卒業の要件として履修する授業科目及び特定の資格を取得するために必要とされる授業科目とする。

(履修登録上限単位数)

第 3 条 前条に定めた授業科目の履修登録は、各学年において 49 単位を上限とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉医科大学保健医療学部のGPA制度の取扱いに関する規則

(平成 29 年 11 月 17 日制定)

改正 令和 7 年 3 月 21 日

(目的)

第1条 この規則は、埼玉医科大学保健医療学部(以下「学部」という。)におけるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)制度について必要な事項を定め、学修到達度を客観的に評価するとともに、的確な修学指導を推進し、教育の質向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則においてGPAとは、学部の各授業科目の5段階の総括的評価基準に対応し、4から0の評点(グレード・ポイント。以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

(配点)

第3条 評価された成績ごとに、次の各号に掲げるGPを配点する。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) S A (90 点以上) | GP = 4 |
| (2) A (89 点～80 点) | GP = 3 |
| (3) B (79 点～70 点) | GP = 2 |
| (4) C (69 点～60 点) | GP = 1 |
| (5) D (60 点未満) | GP = 0 |

(GPAの計算方法)

第4条 GPAの計算の対象は、履修登録した全科目とし、計算方法は次のとおりとする。なお、計算値は小数点第1位(第2位以下は切り捨て)まで示すこととし、成績優秀者の評価については、小数点第2位(第3位以下は四捨五入)まで示すこととする。

(各授業科目で得られたGP × 当該科目の単位数) の合計

$$GPA = \frac{\text{各授業科目で得られたGP} \times \text{当該科目の単位数} \text{ の合計}}{\text{履修登録した単位数}}$$

(GPAの計算時期)

第5条 GPAの計算は、学年ごとに算出する。ただし、卒業時には、不合格となった科目を含めた全科目で算出する。

(学生へのGPAによる指導)

第6条 教員は、学生に対しGPAにより教育指導を行うものとする。

2 GPA1.8未満の学生に対しては、学科長から注意を与えると同時に、担当の教員は追跡調査及び個別の指導を行うものとする。

3 GPA1.5未満が3学期以上続く学生に対しては、進路変更(退学勧告)を含む個別指導を行うものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 21 日)

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

埼玉医科大学保健医療学部特別待遇奨学生規程

(平成29年 5月27日制定)

改正 平成29年11月25日 令和 6年11月30日

(目的)

第1条 この規程は、埼玉医科大学学則(昭和47年2月16日制定。以下「学則」という。)第33条第2項の規定に基づき、埼玉医科大学保健医療学部(以下「保健医療学部」という。)における特別待遇奨学制度(以下「減免奨学制度」という。)に関し必要な事項を定め、学業成績、人物ともに優れた保健医療学部の学生(以下「学生」という。)に対し、特別待遇奨学生(以下「特待生」という。)として学費を一部減免することにより、有為な人材の確保及び育成に資することを目的とする。

(種別)

第2条 減免奨学制度の適用を受ける特待生の種別は、第1種特待生及び第2種特待生とする。

(特待生の出願資格)

第3条 特待生の出願資格は、次の各号に掲げる種別ごとに当該各号の要件を満たしている者とする。

- (1) 第1種特待生 保健医療学部の入学者選抜合格者のうち入学者選抜試験の成績が極めて優秀であった者
- (2) 第2種特待生 入学後2学年以降の各学年において学業成績及び人物が特に優れている者(定数)

第4条 特待生の定数は、次の各号に掲げる種別ごとに当該各号のとおりとする。

- (1) 第1種特待生 1学年の学生のうちから看護学科3名、臨床検査学科2名、臨床工学科2名及び理学療法学科2名
- (2) 第2種特待生 2学年から4学年までの各学年の学生のうちから看護学科各3名、臨床検査学科各2名、臨床工学科各2名及び理学療法学科各2名

(免除費目)

第5条 学費から免除される費目は、次の各号に掲げる種別ごとに当該各号のとおりとする。

- (1) 第1種特待生 初年度の授業料の一部及び実験実習費相当額
- (2) 第2種特待生 当該年度の実験実習費相当額

(選考及び決定)

第6条 特待生候補者の選考は、次の各号に掲げる種別ごとに当該各号のとおりとする。

- (1) 第1種特待生 埼玉医科大学保健医療学部入学試験委員会による審査
- (2) 第2種特待生 埼玉医科大学保健医療学部学務委員会(進級判定)による審査

2 学長は、前項各号の審査を経て、種別ごとの特待生を決定する。

(期間)

第7条 特待生の期間は1年間とし、当該年度の前年度の末日までに決定する。

(資格喪失)

第8条 特待生が次の各号の一に該当し、不適格と認められた場合は、特待生としての資格を失うものとする。

- (1) 退学又は除籍されたとき。
- (2) 学則第29条の規定により、停学又は訓告処分を受けたとき。
- (3) 本人の意思により辞退があったとき。
- (4) 性行不良等の理由で特待生として不適格と判断されたとき。

(奨学金の返還)

第9条 前条の規定により資格を失った特待生に対しては、減免給付された奨学金の全部又は

一部の返還を請求することができる。

(事務)

第10条 特待生に関する事務は、保健医療学部事務室教務課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、減免奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年11月25日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月30日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日以前に入学した学生が減免奨学制度の適用を受けることができる特待生の定数は、第4条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

全学共通 データサイエンス AI 学修プログラム

2022 年度より、医学部、保健医療学部の全ての学生を対象とする全学共通データサイエンス AI 学修プログラムが始まりました。

データサイエンスや AI は私たちの暮らしの多くの場面で使われるようになりました。医療の現場も例外ではありません。本学では全ての学生を対象に、データサイエンス教育を行います。

学修目標

データサイエンス・AI・数理への関心を高め、かつそれを適切に理解し活用する基礎的な能力を育成すること

授業科目と修了要件

授業科目と内容

内 容			医学部	保健医療学部			
			医学科	看護学科	臨床検査学科	臨床工学科	理学療法学科
			対象科目・ユニットと対象年次				
導入	項目 1	データサイエンスや AI が現在進行中の社会変化に深く関与していること、また、それが我々の生活と密接に結びついていること	(1 年) 人体の基礎科学 1	(1 年) 情報リテラシー	(1 年) 情報科学実習	(1 年) 情報リテラシー	(1 年) 情報科学演習
	項目 2	「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題にとって有用であること					
	項目 3	データ活用の事例、すなわちデータサイエンス・AI が様々な領域の知見と組み合わせることで価値を創出すること					
心得	項目 4	データサイエンス・AI は万能ではないこと、その利活用については様々な留意事項を考慮する必要があること					
基礎	項目 5	「データを読む」、「データを説明する」、「データを扱う」といったデータサイエンスの基本的な活用法	(1 年) 人体の基礎科学 1	(3 年) 保健統計学	(1 年) 統計学	(1 年) 基礎統計学	(4 年) 保健科学統計学演習
選択	確率分布、推定、検定など、数理統計学の基礎		人体の基礎科学 2				

修了要件

学部、学科ごとに対象となる科目・ユニットに合格すること

全て必修科目です

学部、学科ごとに上記 2 科目を修得した学生は本プログラム修了者として認定します

修得できる主な能力

- ◆ 医療におけるデータサイエンス・AI の必要性を説明できる。
- ◆ AI 等を扱う際に、人間中心の適切な判断を行うための、倫理等について説明できる。
- ◆ 情報の基本的な性質を説明できる。
- ◆ 情報の安全管理の考え方を説明できる。
- ◆ コンピュータシステムの構成とその役割を説明できる。
- ◆ 文書処理の基本操作ができる。
- ◆ ワークシートの基本的な操作ができる。
- ◆ 画像の基本的な処理をすることができる。
- ◆ エクセルを用いて記述統計とグラフ作成ができる。
- ◆ その他

令和5年7月27日

保健医療学部学生 各位

保健医療学部長
加藤木 利行

ChatGPT 等の生成系 AI 利用に関する注意喚起

人工知能（AI）技術は急速に進歩しており、医療分野においても大きな期待が寄せられています。最近、「ChatGPT」に代表される、文章やプログラムコードなどのテキストを生成する AI（生成系 AI）が登場し、誰でも手軽に利用できるようになりました。生成系 AI は大変便利で、テキストで質問をすると、インターネットの情報を収集してまとまりのある答えを返してくれます。

一方で、イタリアで使用禁止になる等、個人情報の取り扱いや研究データの信ぴょう性への影響等、問題が指摘されています。また、教育現場では、AI の作成したレポートの提出など、学習への悪影響も懸念されています。

生成系 AI の利用については、下記に十分注意してください。

1 生成系 AI に個人情報、プライバシー情報、医療情報などを入力しない。

生成系 AI に行った質問内容は蓄積され、学習に利用されます。つまり、質問した内容も他の回答に利用されてしまいます。したがって、個人情報、プライバシー情報、医療情報などは質問に入力してはいけません。

2 生成系 AI の出力には誤りもあることを認識して利用する。

生成系 AI の出力には誤りが含まれていることも少なくありません。生成系 AI を利用する際には、その出力が正しい内容なのか、それとも誤った内容なのか、自身でしっかり確認し、考える必要があります。

3 生成系 AI の出力をレポート等にそのまま利用しない。

レポートは自分で調べ、考え、論理的に言語化することによって理解を深める学習方法です。生成系 AI が作成したものをレポート等にそのまま利用することは、重要な学習の機会を失うことになります。

以上

IV 学生生活に関する規定

令和4年4月1日から、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢引き下げに伴い、若年層をターゲットにした消費者被害等に巻き込まれないよう注意しましょう。

法務省の成年年齢引下げについてわかる特設ウェブサイトがあります。このウェブサイト等で、成年年齢が引き下げられることの意義や、引き下げにあたって気を付けておくべきこと等を確認、理解するとともに、成人となることの自覚を持ちましょう。

●成年年齢引き下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

URL : <https://www.moj.go.jp/seinen/>



IV 学生生活に関する規定

1. 学籍番号

学籍番号は入学時に定められ、卒業までの間、一貫して学生固有の番号となります。

学籍番号は学科を示すアルファベット記号と5桁の数字で構成されています。数字については、1-2桁目は入学年度(西暦)、3桁目は入学区分(通常0, 2年次編入2, 3年次編入3)、4-5桁目は個別番号を示しています。

2. 学生証

学生証は、「学生証(IC内蔵のプラスチックカード)」と裏面に貼付する「在籍確認シール」を合わせて有効な状態となります。学生証には本学の学生であることが確認できるよう、顔写真・学部・学科・学籍番号・氏名・生年月日・発行日・有効期限が印字されています。なお、裏面の住所欄は自身で記入してください。

学生証は本学の学生としての身分を証明する大切なものです。キャンパス内では常時携帯し、教職員に提示を求められた場合は速やかに提示しなければなりません。また、ロッカー室への入室、テレサホールやラウンジヤマネを利用する際の電子決済機能、図書館を利用する際の身分証明、通学定期券の購入など、学生生活を円滑に送るために必要となります。紛失、盗難、破損のないように十分に注意してください。

(1) 記載事項の変更

住所・氏名等が変わった場合には、直ちに事務室に届け出てください。届け出を怠ると、通学定期券の購入や学割の使用ができなくなります。

(2) 通学区間の記入方法（通学定期券を購入する場合）

学生通学区間欄に現住所から大学までの通学区間を記入してください。記入上の注意事項は次のとおりです。

- ・ 現住所から大学までの最短通学区間を記入する
- ・ バスの利用も含め、交通機関ごとにそれぞれ記入する
- ・ 通学区間欄内に記入しきれない場合は事務室へ申し出る
- ・ 現住所の変更などにより通学区間を変更する場合や、通学定期券購入欄に記入する余地がなくなった場合は、「在籍確認シール」の再発行を事務室に申し出る

(3) 学生証の携帯と提示

学生証は常に携帯し、次のような場合には必ず提示してください。

- ・ 定期試験、追試験または再試験を受ける時
- ・ 証明書の交付を受ける時
- ・ 本学施設を利用する時（ロッカー室・テレサホール・ラウンジヤマネ・図書館等）
- ・ 図書の貸し出しを受ける時
- ・ 通学定期券・学生割引乗車券を購入する時、又は、それを使用して乗車し係員から提示を求められた時
- ・ その他、本学教職員から提示を求められた時

(4) 取扱上の注意

学生証には、学籍番号を識別するバーコード表示や、テレサホールやラウンジヤマネで利用する電子決済機能や施設への入館権限などが記憶されているICチップが内蔵されています。そのため、汚したり折り曲げたりするとそれらが機能しなくなる場合がありますので大切に取扱ってください。

(5) 学生証の紛失と再交付

学生証の紛失や、破損・汚損・ICチップが損傷した場合には事務室に再交付を申し出てください。原則として申請の1週間後に交付され、再交付料が必要となります。

なお、紛失や盗難の場合は、必ず、最寄りの交番か警察に届け出てください。また、学生証を拾得した場合には直ちに事務室に届けてください。

(6) 学生証の返還

卒業・退学・除籍などにより本学の学籍を離れる場合は、速やかに学生証を事務室に返還してください。

(7) 仮学生証

試験の当日に学生証を忘れた場合は、事務室で「仮学生証」を発行します。なお、「仮学生証」は当日限り有効で、以上の目的以外に使用することはできません。当日の試験終了後、必ず事務室に返還してください。

3. ネームカード

- 本学の学生であることが確認できるよう、顔写真・学部・学科・学籍番号・氏名を掲載したネームカードを支給します。
- キャンパス内におけるネームカードの着用は、学部生であることの確認および部外者との識別を容易にすることを目的としています。防犯対策の意味合いも含んでいますので、キャンパス内では、ネームカードは常時着用してください。
- ネームカードのストラップは学科ごとに色分けされています。
 - 赤 看護学科
 - 緑 臨床検査学科
 - 青 臨床工学科
 - 黄 理学療法学科
- 卒業・退学・除籍などにより本学の学籍を離れる場合は、速やかに、ネームカードを事務室に返還してください。

4. 通学

(1) スクールバス

以下より、日高キャンパスおよび川角キャンパス行きのスクールバスを運行しています。

なお、スクールバスの運行遅延により授業（講義・演習・実習）・試験に遅刻・欠席することとなっても、その事態を考慮することは一切ありません。

- ・東武東上線「坂戸駅(南口)」
- ・JR 川越線「武蔵高萩駅(あさひ口)」
- ・毛呂山キャンパス(鍊成館)
- ・東武越生線「東毛呂駅」付近の『東毛呂駅南バス停』

(2) 通学定期券

通学定期券は、居住地(学生証に記載した住所)の最寄駅から大学の最寄駅までの区間を最も経済的なコースで通学する場合に限り購入することができます。アルバイトなど通学以外の目的では購入できません。

(3) 実習用定期券

学外実習などのために通学区間外の定期券が必要な場合には、「通学証明書(臨床実習用)申込書(様式 54 号)」を事務室に提出し、鉄道会社に申請することにより、「実習用定期券」を購入することができます。

なお、鉄道会社から定期券購入のための承認通知書が届くまでに期間を要しますので、遅くとも実習開始の1か月前までに申請してください。申請が遅いと、実習時期に間に合わないことがあります。

(4) 自家用車・バイク(原付を含む)・自転車での通学

自家用車・バイクでの通学にあたっては「通学用自動車等登録申請書(様式 71 号)」を事務室に提出してください。駐車場の利用方法についてはキャンパスにより異なりますので注意してください。また、学内外を問わず路上駐車や違法な駐車場占拠、指定場所以外の駐車・駐輪は厳禁です。判明した場合は、処分の対象となります。

なお、バイクおよび自転車で通学する場合は、所定の駐輪場を利用し、必ず施錠するようにしてください。また、放置バイクおよび自転車は強制的に撤去することがあります。

通学用の車両を変更する際は、事務室で登録変更の手続きを行ってください。

(5) 駐車場の使用について

日高キャンパス

日高キャンパスに自動車で通学する場合には、教職員専用駐車場(有料)を利用する手続きをしなければなりません。自動車通学を希望する場合は、「通学用自動車等登録申請書(様式 71 号)」の提出と併せて、「駐車場利用申込書兼賃借契約書」に利用料金を添えて、事務室で申し込みしてください。

駐車場には、入口のカードリーダーに専用カードをかざすことで入場できます。

川角キャンパス

川角キャンパスの学生用駐車場は、「通学用自動車等登録申請書(様式 71 号)」を川角キャンパス事務室に提出することにより利用することができます。学生用駐車場の周辺には民家もありますので、駐車場利用にあたっては空ふかしや無駄なアイドリングはしないでください。

5. キャンパスマナー

- ・ 本学学生としての品位を保つよう、自覚をもって行動してください。これはキャンパス外においても同様です。
- ・ 挨拶をしましょう。キャンパス内で出会う人は全てが友人であり、先輩や後輩であり、また、キャンパスに来られたお客様です。
- ・ 美しい日本語を使いましょう。言葉遣いはその人の品性を表します。
- ・ 身だしなみに配慮しましょう。周囲に不快感を与える奇異な服装・髪型は禁止します。
- ・ 公共の交通機関を利用して通学する際は、停留所での割り込み行為・車内における大声での会話は慎み、お年寄りや体の不自由な人がいたら席を譲るなど、医療人を志す者としての自覚を持ちましょう。
- ・ 大学から呼出しを受けた際は、速やかに事務室を訪れるか、電話等の連絡をしてください。

6. 告示（掲示・ポータルサイトなど）

学生に対する告示、連絡、呼出等は、所定の掲示板に掲示します。告示、連絡、呼出等の一部はメールやポータルサイトでも配信されますが、全てではありません。必ず、掲示板で確認してください。

掲示した事項については、全ての学生に周知されたものとみなしますので、掲示板および配信されるメールやポータルサイトの確認を怠らないでください。また、自身が属する学科・学年掲示板のみならず、全体掲示板や保健室前の掲示板も確認するようにしてください。

また、掲示物にみだりに触れることは禁止です。掲示物を撤去・破損・汚損した者は処分の対象となります。

※ポータルサイトも閲覧できるよう設定しておいてください。

[URL]<https://fhmc-k.saitama-med.ac.jp/portal/Account/Login>



7. 学内 LAN

(1) LAN (Local Area Network) とは

LAN とは、コンピュータやプリンタなどの機器にケーブルや無線などで接続し、データをやり取りするネットワークシステムのことです。埼玉医科大学では、毛呂山キャンパス・日高キャンパス・川角キャンパス・川越キャンパスで学内 LAN が利用できます。

(2) 学内 LAN でできること

インターネット接続

インターネットに接続し、様々な情報の収集ができます。

E-mail によるコミュニケーションと学習促進

E-mail による学生間の連絡・教員との連絡・与えられた課題の提出などが可能です。

電子シラバスの利用

学内用ホームページの「学生のページ」で、学事予定・時間割・授業予定と授業内容などを記載した電子シラバスが閲覧できます。

Web 履修登録

インターネットでWeb履修登録をすることができます(1年次前期・留年経験者・編入学生を除く)。

- ・「Web履修申請」にIDとパスワードを入力してログインする。
- ・時間割画面から受講したい科目を選択して履修登録を行う。

なお、登録期間中であれば、「Web履修申請」にログインすることにより登録した内容を何度でも変更することができます。

履修登録内容は必ず確認してください。自身が確認した履修内容の記録として、履修登録情報を印刷しておくとい良いでしょう。

施設予約システムの閲覧

学内用ホームページの「学生のページ(保健医療学部)」で施設予約状況が閲覧でき、所定の用紙を用い事務室に申請することで施設利用の予約をすることができます。

ただし、川角キャンパスの教室・実習室等については対応していません。

学生用ホームページ

学内向けに公開している情報を「埼玉医科大学教育学術情報ネットワーク(<http://smswww/>)」で調べることができます。図書館の文献検索システムの利用、教員の電子メールアドレスを閲覧することなどがあります。

また、「学生のページ(保健医療医学部)」では、施設予約状況や学生用ホームページ(ひまわりのページ)で学事予定・時間割・シラバス・求人票などを閲覧することができます。利用の際にはIDとパスワードが必要となります。

[URL] <http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/student/>



Web Class

該当期間内に履修の登録および変更ができます。

利用の際にはIDとパスワードが必要となります。ログインに5回失敗するとその後のログインができなくなりますので、その場合は事務室へ申し出てください。

[URL] <https://fhmc-k.saitama-med.ac.jp/gakusei/>



学生ポータルサイト

告示、連絡、呼出等の一部はポータルサイトでも配信します。

その他、「履修時間割」で履修状況を閲覧することができるので、履修登録した科目を確認できます。

利用の際にはIDとパスワードが必要となります。

[URL] <https://fhmc-k.saitama-med.ac.jp/portal/Account/login>



(3) 学内 LAN の利用法

学内 LAN を利用できる場所

学生は次の場所で学内 LAN を利用できます。

日高キャンパス	B棟6F	マルチメディア教室
	A棟2・3F 図書館	情報検索コーナー
川角キャンパス	校舎2F	コンピュータ室
	図書館	情報機器コーナー
毛呂山キャンパス	図書館1・3F	情報機器コーナー

学内に設置されたコンピュータの利用方法

開始時：電源ボタンを押下し、ユーザーID・パスワードを入力してログインする。

終了時：ログアウトし、正しく電源をシャットダウンする。

IT 環境の不調、その他の報告・相談

IT 環境(設置する PC 含む)の調子が悪い時は、「学籍番号・名前・該当の場所(PC)・症状」を事務室まで連絡してください。

キャンパス	連絡先	メールアドレス	結果報告
日高キャンパス	事務室		C棟1F掲示板
川角キャンパス	事務室		事務室前掲示板

メールアドレスの付与

学生には「●●●@fhmc.saitama-med.ac.jp」で表す個別メールアドレスを付与します。本学では Google 社の Gmail を利用しており、パソコン・スマートフォン・タブレットなどのインターネット接続が可能な機器でメール受信することができます。

大学からの連絡は主にメールで行いますので、常にメールの受信を確認してください。

メーリングリストの利用

次のメーリングリストアドレスを利用すれば、学年及び学科全員にメールを配信することができます。なお、このメーリングリストは、修学上必要な連絡を目的としたものであり、私用や勧誘などでの利用は禁止します。

グループ	メールアドレス
1年生全員	
2年生全員	
3年生全員	
4年生全員	
看護学科	
全学年	
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	

グループ	メールアドレス
臨床検査学科	
全学年	
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
臨床工学科	
全学年	
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
理学療法学科	
全学年	
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	

8. ロッカー室

日高キャンパス

- ・ロッカー室へは学生証をカードリーダーにかざすことで入室できます。
- ・日高キャンパスでは、ロッカーの鍵(ダイヤル錠)となる暗証番号(4桁数字)を各自が設定します。暗証番号は安易に他人に分かってしまう番号(例えば生年月日)にしないこと。更に、定期的に番号を変更するなど、盗難被害に遭わないよう各自で注意してください。
- ・施錠は確実にを行い、貴重品は置いておかないようにしてください。
- ・ロッカーは、清潔に保ち、良識と責任をもって各自が管理してください。
- ・ロッカーを有効に活用し、実習室等には私物を持ち込まないようにしてください。
- ・ロッカーの振り分けについては、卒業生数・入学生数・男女比率などを勘案し、毎年4月以降に掲示します。年度末には、お知らせするロッカーの明け渡し期限までに、私物を持ち帰り、ロッカー内の清掃をしてください。明け渡し後にロッカー内に残されている物品は全て処分します。
- ・ロッカー室内のシャワーは、各自が清潔に利用出来るように心がけ、使用後は水をしっかり止めてください。

川角キャンパス

- ・ロッカー室への入室は、日高キャンパスと同様に、学生証をカードリーダーにかざすことによりできます。

- ・ ロッカーは、在学期間中、同じところを使用します。
- ・ 入学時に貸与した鍵は卒業(退学)時に返却してもらいますので、紛失しないよう注意してください。
- ・ 川角キャンパスにシャワールームはありません。

9. 学内の環境保全

- ・ 学生は、本学の建物・設備・備品などを破損・汚損することのないよう努めてください。場合によっては処分の対象になります。また、キャンパス内の清掃・整理整頓・火気取り締まりには常に留意してください。
- ・ 本学は、喫煙により罹患する可能性が高くなる疾病等の予防医療を実施する医療機関を擁する大学として、学内および指定された地域で全面禁煙を実施しています。
- ・ キャンパス内での飲酒は禁止します。ただし、相応の理由が認められる場合には、学生部委員長の許可により場所・時間を限って認められることがあります。
 なお、20歳未満の飲酒は法律で禁止されていることに留意し、先輩が新生に飲酒を勧めるなどの行為は禁止します。また、アルコールの過剰摂取により死亡事故に至るケースもあるので、「イッキ飲み」等の危険な飲酒行為及び飲酒運転は絶対にしないでください。
- ・ キャンパス内での麻雀等の賭博性のある遊戯を行うことは禁止です。

10. 校舎への出入りと教室の使用

(1) 校舎への出入り

日高キャンパス

校舎は月曜日～土曜日の7:00～21:00は出入りができます。日曜日・祝日・入学試験日および大学が指定する年末年始の休暇期間は出入りできません。ただし、教員の監督下であれば、日曜日・祝日の施設使用を認めることがあります。

校舎は19:00に施錠(事務室前の正面玄関は20:00)されますが、21:00までは、A棟西側出入口・C棟北側出入口(EV側・ロッカー室側)の3か所に限り、入口のカードリーダーに学生証をかざすことで入館できます。

オスラーホール(学生ホール)

自己学習や飲食など多目的で使うことができます。

使用時間は月曜日～土曜日の7:00～21:00です。19:00に正面玄関が施錠されますので、以降は裏口(東側)から、学生証をカードリーダーにかざすことで入館できます。なお、日曜日・祝日・入学試験日および大学が指定する年末年始の休暇期間は入館できません。

夜間の非常時は、国際医療センター警備室(042-984-4110)に連絡してください。

川角キャンパス

校舎は月曜日～土曜日の9:00～18:00は出入りができます。なお、日曜日・祝日および大学が指定する年末年始の休暇期間は出入りできません。

特別な事由により「教室使用願(様式76号)」が事務室に提出された場合に、事務室長の許可の下、日曜日や祝日の教室等の使用および使用時間の延長を認めることがあります。

(2) 教室およびゼミ室などの使用

日高キャンパス

教員の指導・鍵管理の下、20:00 まで、自己学習や研究などの目的で教室やゼミ室を使用することができます（学生のための利用はできない）。

教室およびゼミ室においては、飲み物は密閉できる容器のものに限り持ち込み可ですが、食事は厳禁です。また、スマートフォン等の充電も禁止です。

川角キャンパス

教員の指導・鍵管理の下、18:00 まで、自己学習や研究などの目的で教室を使用することができます（学生のための利用はできない）。

教室と同様の条件でゼミ室も使用することができますが、ゼミ室は図書館内にあるため、使用は図書館開館時間内に限られます。

なお、教室およびゼミ室内の飲食は禁止です。

11. 昼食・売店

日高キャンパス

日高キャンパスのテレサホールには、保健医療学部の学生その他、教職員や患者さん等も利用できる食堂およびコンビニ(ローソン)・ATM(埼玉りそな銀行)があります。また、管理棟に食堂(ラウンジヤマネ)と書店(文光堂)があります。

食堂(テレサホール・ラウンジヤマネ)では、予め現金チャージした学生証を配膳コーナーのカードリーダーにかざすことで代金支払いをします。

営業時間：テレサホール 年中無休 11:00～19:30(昼食・夕食)

ラウンジヤマネ 月～金曜日 8:00～14:00(朝食・昼食)

文光堂書店 月～金曜日 10:30～16:30

川角キャンパス

川角キャンパスの学生食堂では券売機で食券を購入します。麺類と日替わり定食があります。売店はありません。

営業時間：11:00～13:00（昼食）

12. 掲示物

- ・ 掲示する場合は、事務室に「印刷物掲示・配布願(様式 75 号)」を提出し、学生部委員長の許可を得る(掲示許可までに約 1 週間要します)。
- ・ 掲示期間は原則 2 週間以内です。
- ・ 掲示物は最大で A3 用紙サイズまでです。
- ・ 所定の場所以外の掲示は禁止です。
- ・ 掲示期間が過ぎたら、掲示を願い入れた者が掲示物を撤去してください。
- ・ 違反した掲示物は撤去します。
- ・ 掲示物を無断で除去・破損・汚染する行為は処分の対象となります。

13. 印刷物の配布

学生が新聞・ビラ・その他の印刷物またはこれらに準ずるものをキャンパス内で配布し

ようとする場合は、代表者が現物を添えて「印刷物掲示・配布願(様式 75 号)」を事務室に提出し、学生部委員長の許可を得る必要があります。

14. 集会・催しなど

- ・学内外を問わず、本学学生として集会や催しなどを行う場合は、実施の1週間前までに「集会許可願(様式 74 号)」を事務室に提出し、学生部委員長の許可を得る必要があります。
- ・集会や催しなどに際し大学施設を使用する場合は、「集会許可願」と併せて「施設使用願(様式 77 号)」を事務室に提出し、事務室長の許可を得る必要があります。
- ・参加費や入場料などを徴収する場合は、その額および用途を明記した書類を「集会許可願」に添付してください。
- ・集会が終了したら、責任者は速やかに学生部委員長に経過を報告してください。また、収入があった場合は学生部委員長に会計報告書を提出してください。
- ・集会で使用した施設や備品は、清掃・点検し、元の状態に戻してください。また、火災に十分注意してください。
- ・集会における行為が、学生としてふさわしくなかったり、大学や社会の秩序を乱したり、危険な事態が発生する恐れがあると認められた場合は、その集会の禁止・解散を命ずることがあります。
- ・署名運動・デモなどおよび対外的な活動をする場合も上記各項が適用されます。
- ・学内において布教活動と認められる行為の一切を禁止します。また、教育等に使用する住所録・メールアドレス等の個人情報を布教活動に使用することも禁止します。

15. 学内団体の設立・解散など

- ・学内団体を設立する場合は、顧問教員を定めて、「部活動・同好会メンバー表(様式 部活 3.)」「部活動顧問申請書・承諾書(様式 部活 6.)」「団体設立願(様式 部活 10.)」を事務室に提出する。
- ・活動を継続する場合は、年度始めに「定例活動計画(様式 部活 1.)」「年間行事計画(様式 部活 2.)」「部活・同好会メンバー表(様式 部活 3.)」を、年度終わりに「年間行事報告書(様式 部活 4.)」を、それぞれ事務室に提出する。内容を変更した場合は適宜申告する。
- ・大会参加や練習試合、合宿については、顧問の了解の上で、「学外課外活動届(様式 部活 5.)」を事前に事務室に提出する。

16. 学外団体の本部・支部・事務局などの設置

- ・学外団体の本部・支部・事務局などを本学施設内に設置することは禁止します。
- ・趣意書などを学生部委員長に提出し特に必要と認められた場合には、学長の許可を得た上で、例外的に設置が認可される場合があります。

17. 備品などの使用

- ・大学の備品などを課外活動やその他の目的で使用する場合は、「備品使用願(様式 78 号)」を事務室に提出し、事務室長の許可を得る。
- ・使用した備品などは清掃・点検し、元の場所に確実に戻し、事務室長の確認を受ける。

18. 健康管理

将来の医療従事者として、学生時代より適切な生活習慣の確立と感染症予防などにより、自分の健康は自分で守るという心構えを築いておくことが必要です。「学生健康推進室(以下保健室)」は事務室とともに、健康相談、健康診断、予防接種などを行い、皆さんが快適で健康的な学生生活を送れるように支援します。

保健室は、日高キャンパス・川角キャンパスそれぞれの校舎1階にあり、皆さんの健康管理に関する情報提供や指導を行っています。日頃から掲示を確認し、呼び出しがあった場合には速やかに対応してください。

〈連絡先〉

(1) 体調不良時の初期対応及び受診指導

保健室では、簡単な傷の手当てやベッドでの休養ができます。場合によっては、埼玉医科大学国際医療センターや埼玉医科大学病院、その他の医療機関への受診指導等をします。病院で診療を受ける際には保険証の提示が必要です。本学の病院を受診する際には、学生証と健康保険証を必ず持参してください。自宅通学以外の学生は、遠隔地健康保険証を取得しておいてください。

(2) 定期健康診断の実施と健診後の保健指導

毎年1回、学生の健康診断が義務付けられているので、必ず受診してください。

将来、医療従事者として医療に従事するためには、自らが健康でなければなりません。定期健康診断は、現在の皆さんの健康状態を把握するだけでなく、将来の生活習慣病を予防するための重要な資料となります。

保健室では、健康診断の結果に基づき、生活指導や医療機関の受診を勧奨しています。健康診断の結果で異常が認められた場合には、適切な医療機関を受診してください。

実施内容

新入生(編入学生含む)

身長、体重、視力、聴力、血圧測定、内科診察、尿検査、血液検査(麻疹・風疹・水痘・ムンプス・HBs・HCV 抗体検査、HBs 抗原検査、尿酸、クレアチニンを含む)、心電図検査、胸部エックス線検査

1年生(新入生除く)・2年生・3年生・4年生

身長、体重、視力、血圧測定、尿検査、胸部エックス線検査

※ 4年生は、上記に加え、内科診察・聴力検査を行います。

※ 3年生は、上記に加え、血液検査(HBs 抗原・抗体検査)を行います。

上記以外に、実習等で必要となる場合には、対象者に各種予防接種や血液検査・保菌検査を実施します。予防接種によっては有償となります。

事後指導

健康診断の結果は「健康診断結果票」を配付しお知らせします。「健康診断結果票」は、在学中、大切に保管してください。

健康診断の結果によって、生活習慣改善のための指導や専門医療機関への受診勧奨

を行います。通知された学生は速やかに指導に従って受診し、「受診報告書」を保健室に提出してください。

(3) 各種予防接種の実施

医療系学生として病院に隣接する環境で生活し、大学病院などの医療機関での実習することに備えて、自分の身体を感染症から守るだけでなく、自らが感染源となって感染症を広げないことも大切です。入学時に提出を求める「保健調査書(母子手帳・接種証明書のコピー添付)」や定期健康診断の抗体検査結果から、麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎ワクチン接種が必要な学生には、ワクチン接種を勧奨しています。該当する学生にはお知らせしますので、予防接種を受けてください。接種を受けなかった場合は、医療機関で接種し、「接種証明書」を保健室に提出してください。また、インフルエンザの予防接種は希望者に実施しますので、お知らせを確認して申し込みしてください。

(4) 診断書・証明書の発行

実習、留学、就職活動などに必要な診断書や証明書は、健康診断のデータを用いて作成します。詳細は次項目「19. 健康診断書」を参照ください。

(5) 身体的な健康の相談

体調不良や健康上心配なことがある場合には遠慮なく相談してください。必要があれば、埼玉医科大学国際医療センターや埼玉医科大学病院の専門診療科などを紹介します。

(6) こころの相談

こころの相談は、充実した学生生活を送るためのサポートの1つです。学業、対人関係、将来の不安など大学生活で直面する様々な悩みや問題について、気軽に相談できます。相談は予約制です。初回は「保健室」か「学生サポート相談室」に来室、又は電話（保健室 042-984-4412）で予約してください。

(7) 体調不良による欠席への対応

授業（講義・実習等）を欠席する際の手続き

① 授業開始前に所定の連絡先に電話する

日曜祝日を除く 8:30～17:00（事務室：日高 042-984-4801、川角 049-295-1001）

② 登校可能後 1 週間以内に「欠席届（様式 31 号）」を提出する

(ア) 体調不良、医療機関受診による欠席の場合は、診断書、病院受診時の領収書などの確認できる書類を添付する。

(イ) 学校感染症に罹患した場合（別表 1）は、疾病ごとに定める出席停止期間を遵守すること。

医師により「治癒」または「感染の恐れがない」ことが認められる必要がある疾病（第 1 種および第 3 種ならびに第 2 種の一部の感染症に関しては、必ず医療機関を受診し、「治癒(見込み)証明書」あるいは「欠席期間(見込み)が明記された診断書」発行を依頼し、欠席届とともに提出する。この場合、見込み通り出席できるようになった時の電話連絡は不要である。

学校保健安全法に定められた学校感染症等

別表 1

種別	疾患名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第1種	エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
その他	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療なされ、全身状態が良ければ登校可
	マイコプラズマ感染症	症状が改善すれば登校可

※ 欠席は、理由のいかんにかかわらず出席とみなすことはない。(インフルエンザなどの学校感染症を含む)

19. 健康診断書

就職活動並びに奨学金の申請あるいは保健所・保育所・幼稚園などにおける実習の申請時など、本学での修学上で必要と認められ、かつ、採血などの特殊検査を要しない場合、健康診断のデータを用いて健康診断書を発行します。健康診断書の発行を希望する場合は、2週間前までに事務室に「証明書交付願(様式 51 号)」を提出してください。

ただし、健康診断を受診していない場合や、異常値があるのに受診や精査を受けていない場合は、診断書の作成はできません。発行は大学書式のものに限りませんが、記載は大学で実施した健康診断結果のみとなります。検査を必要とする健康診断書は各自で病院を受診依頼してください。

20. 傷害保険

本学においては、学生が不慮の事故等にあった場合の支援措置として保険制度が設けられています。

(1) 学生教育研究災害傷害保険制度（略称「学研災」）

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会と国内損害保険会社 4 社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の保険会社の代理・代行を行います。

各大学は、公益財団法人日本国際教育支援協会の賛助会員として被保険者となる学生の保険加入をとりまとめ、保険金請求時の証明などの事務を行います。

本学では、学生全員が A コースに加入していますので、該当する傷害を被った場合は、保険金請求を専用アプリ「SkettBook(<https://skettbook.jp/store>)」で行います。



保険金が支払われる対象範囲

被保険者が教育研究活動中(下記)に被った突然の事故による身体の傷害(病気は対象になりません)

- ① 正課中・学校行事中
- ② 上記①以外で学校施設内にいる間・通学中・学校施設等相互間の移動中
- ③ 学校施設内外を問わず、届け出た課外活動(クラブ活動)を行っている間

補償内容

死亡保険金：①2,000 万円 ②③1,000 万円

後遺障害保険金：①120 万円～3,000 万円 ②③60 万円～1,500 万円

医療保険金：①治療日数 1 日以上対象 3,000 円～30 万円

②治療日数 4 日以上対象 6,000 円～30 万円

③治療日数 14 日以上対象 3 万円～30 万円

入院加算金：①②③1 日につき 4,000 円

保険料

4 年間分の保険料については入学時の学納金に含まれています。

なお、修学期間の 4 年を超えて在籍することとなった留年者については、後述の「21. 賠償責任保険 (1) 学研災付帯賠償責任保険(全員加入)」の保険料と合わせて、年額 1,520 円を当該年度の学費に含めて徴収します。

保険期間

入学年次の4月1日～卒業年次の3月31日

(2) 埼玉医科大学学生グループ保険および普通傷害保険

この保険は、加入者が保険期間中に死亡した場合に死亡保険金が、傷害または疾病によって高度障害状態になった場合に高度障害保険金が、それぞれ支払われます。また、傷害による入院・通院についても保険金が支払われます。

本学では学生全員が加入していますので、該当する傷害を被った場合は、事務室に報告してください。

保険金の請求は事務室を通じて行います。

保険金が支払われる対象範囲

24時間補償

補償内容

病気死亡：100万円

傷害死亡・後遺障害：最高約357万円まで

傷害入院日額(疾病によるものは対象外)：1,000円(1日から補償)

傷害通院日額(疾病によるものは対象外)：500円(1日から補償)

保険料

保険料は毎年の学納金に含まれています。

(3) 学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）

この保険は任意加入(入学手続き時にご案内)の保険です。

入学年度により補償内容が異なるので、詳細につきましては、取扱代理店の「日本防災保障株式会社(049-294-6385)」で確認してください。

保険金の請求はインターネットの受付フォーム

(https://www.web-tac.co.jp/form/uni_claim01.html)で行います。



21. 賠償責任保険

(1) 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

この保険は、「20. 傷害保険 (1) 学生教育研究災害傷害保険」に付帯するものであり、学生が講義中、実験・実習中、学校行事、ボランティア、クラブ活動等の課外活動およびその活動を行うための交通の途上で、他者に怪我を負わせてしまった、他者の財物を損壊してしまったなどの賠償責任事故に対する被害者救済のための賠償責任保険です。

本学では、病院実習に備え、学生全員がCコース(医学生教育研究賠償責任保険(医療関連学部を含む))に加入していますので、賠償を負うような場合は、事務室に報告してください。

保険金の請求は事務室を通じて行います。

補償の対象となる主な事故例（国内のみ対象）

- ① 実習中に患者さんの移動を手伝い、誤って転倒などにより、怪我を負わせてしまった場合。
- ② 患者さんの検査に付き添い、患者さんの眼鏡や持ち物を預かり、破損あるいは紛失してしまった場合など。

保険期間

入学次の4月1日より卒業年次の3月末までの4年間

保険料

4年間分の保険料については入学時の学納金に含まれています。

なお、修学期間の4年を超えて在籍することとなった留年者については、先述の「20. 障害保険 (1) 学生教育研究災害保険制度(全員加入)」の保険料と合わせて、年額1,520円を当該年度の学費に含めて徴収します。

22. 奨学金

奨学金には以下のものがあります。

なお、募集対象・募集人数・募集内容は年度によって異なります。

- ・ 保健医療学部特別待遇奨学生(第1種[入学生]/第2種[2年生以上]) …… 4学科
- ・ 高等教育修学支援の新制度(給付奨学金/授業料等減免) …… 4学科
- ・ 日本学生支援機構奨学金(第1種[無利子]/第2種[有利子]) …… 4学科
- ・ 埼玉県看護師等育英奨学金 …… 看護学科
- ・ 薫風園基金奨学金(無利子貸与) …… 看護学科を除く3学科
- ・ 看護学科等奨学金(返還免除特典有) …… 看護学科

奨学金の募集要項を掲示板に掲示するので、希望する学生は確認してください。奨学金に関することは事務室に問い合わせてください。

23. アルバイト

原則として、学期中(授業期間中及び試験期間中)のアルバイトは避けてください。また、アルバイトをする場合には、以下のことを守ってください。

- ・ 学業に支障がない程度とすること。
- ・ 土曜日に中間試験、演習等が多いので注意すること
- ・ 学生としての品位にかかわるような職種を選定しないこと。

24. 困ったときの相談窓口

(1) 担任制度

- ・ 学生対応の担任教員を指定し、4年間の学修が円滑に行われるようサポートします。
- ・ 勉学上の問題ばかりではなく、学生生活の様々な事柄について、担任教員に相談してください。
- ・ 学生部委員(教員)も学生生活全般に渡ってサポートしています。各学科に学生部委員がいますので気軽に相談してください。

(2) 障害学生支援について

本学は、すべての学生の人権を尊重し、障害の有無によって差別されることなく、個人を大切に教育する大学を目指します。必要に応じて合理的配慮を提供し、障害学生が他の学生と同等の教育を受けられるように支援します。支援、合理的配慮の提供に関する相談窓口は「学生サポート相談室(042-984-4914)」です。

25. ハラスメント

『埼玉医科大学保健医療学部ハラスメント防止規則(193 ページ)』に基づき、ハラスメントを含め人権を侵害する行為を禁止しています。学生が安心して学修、研究ができるように、ハラスメントの防止にも努めています。ハラスメントとは、不当な言動を行うことにより個人の尊厳を傷つけ人格を侵害する行為です。セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等の典型的なハラスメントのほか、性暴力など人権侵害行為も含まれます。『ハラスメントに関するガイドライン』は、便覧190ページにありますので参照してください。

(1) ハラスメント等が疑われたら

ハラスメントと思われることがあった、又は場面を目撃した場合、話しやすい教員またはハラスメント窓口(保健医療学部事務室または保健室、学生サポート相談室)に面談かメール(hmc_hara@saitama-med.ac.jp)で相談してください。その段階で相談内容を詳しく説明する必要はありません。学生部委員会内に置かれた相談員が連絡を受け、あなたの意見を最大限尊重しながら、問題を整理し、問題解決に向けて一緒に考えます。友人が被害にあったというような時でもお話を聞きます。相談員には守秘義務がありますので、相談した内容が部外者に漏れることはありません。また、相談したことで、不利益な取り扱いをされることもありません。被害にあったのは、決してあなたのせいではありません。

(2) ハラスメント等解決の流れ

相談員

教員または相談窓口から連絡を受けた相談員は、被害の相談・申し立てについて丁寧にお話を聴きます。相談員は、保健医療学部長が指名した教員4名(男2名・女性2名)です。被害者本人に限らず、第三者(友人等)の被害についての相談・申し立てについても同様です。

事実関係の調査と対応策の検討

被害の相談・申し立てを受けて、相談員はヒアリングを行い、被害者の同意を得たうえで、対応を協議するため、規定に基づき速やかにハラスメント防止委員会に報告します。相談員は、2名1組で対応します。被害者が学部内での調査・対応を希望し、学部長が必要と認めた場合は「調査・対策委員会」が設置されます。「調査・対策委員会」は、被害者、加害者と想定される者、および関係者にヒアリングを行い、事実を確認するとともに、被害者の意思を尊重しつつ対応策を検討します。

対応策の実施

「調査・対策委員会」より学生部委員長を通じた報告を受け、学部長は事例の軽重により下記の通り対応する。

- ・ 特に悪質と考えられる事例では、学部長から学長に報告した上で法人のハラスメント防止委員会に裁定をゆだね、必要に応じて賞罰委員会での審議を経て対処する。その結果は教授会に報告する。
- ・ それ以外の事例では、学生部長および学部長が加害者に忠告と指導等を行うとともに、相談員を通じて被害者および家族に説明を行う。また、学生部委員会を通じて教授会に簡単な経緯を報告する。

ハラスメント等の被害者への対応

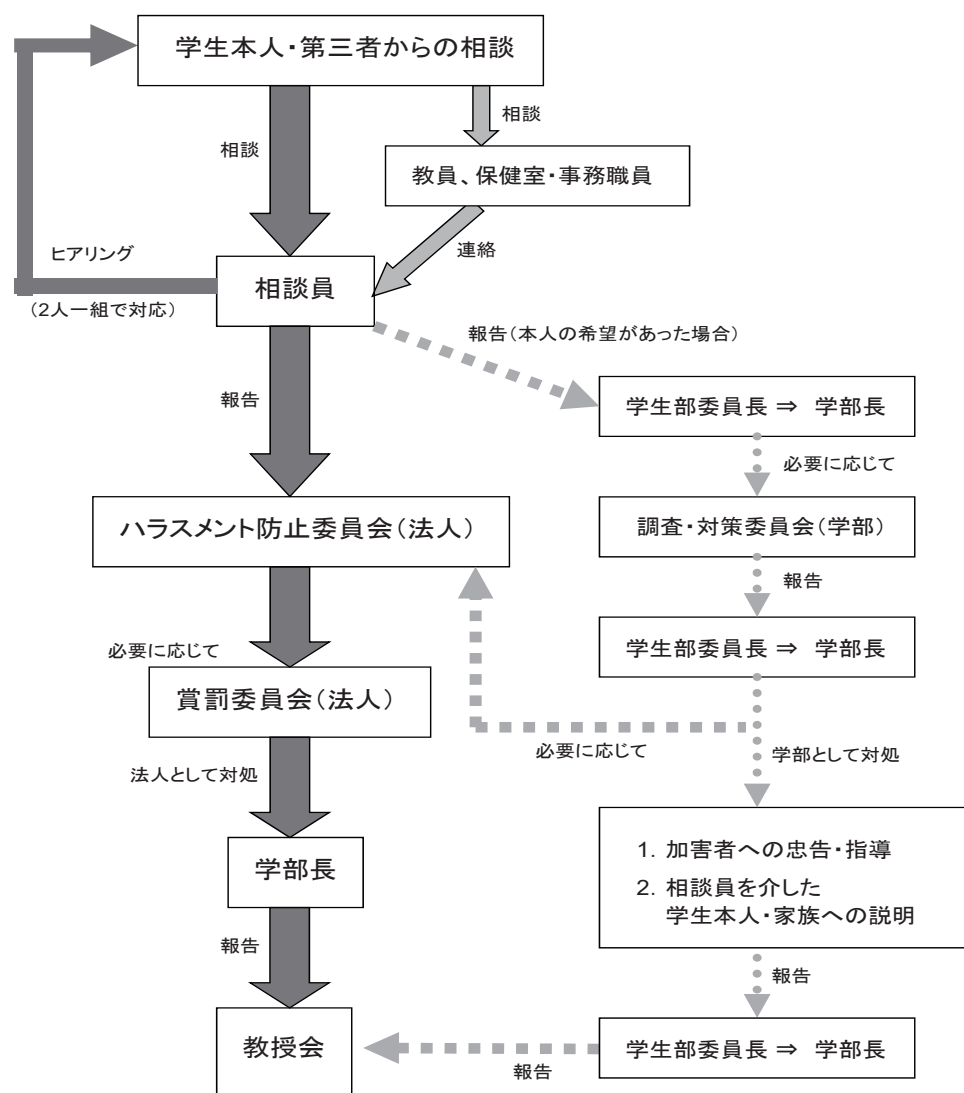
被害者には可能な限り最善の対応、救済措置をとるように努めます。

相談・申し立ての時点、またはハラスメント解決に向けた検討中であっても、ハラスメントの疑いのある行為が継続し、被害者を救済する措置が必要と判断された場合は、相談員は緊急避難の措置を、学生部委員長を通じて学部長に要請します。

相談・申し立てから解決に向けてのすべての過程において被害者のプライバシーと名誉の保護を最優先とし、個人情報外部に漏れないように最善を尽くします。また、相談者(被害者)が相談・申し立て等により修学上の不利益(報復)を被ることがないように配慮します。

ハラスメント等による行為や申し出たことにより精神的な苦痛を感じている時は、いつでもカウンセリングによる支援を受けることができます。

ハラスメント問題発生から解決までの流れ



26. Letters to the Dean (学部長への手紙)

学部長宛に文書で意見を述べる事が出来る「Letters to the Dean Box」を学部長室前に設けています。内容は勉学の事・学生生活の事など、どのようなことでも構いません。また、記名・無記名を問いません。なお、手紙を出したことによって不利益を被ることはありません。

27. 災害に対する予防と事故遭遇時の対応

(1) 災害に対する予防と対応

- ・ 地震及び火災発生時の対応については、「埼玉医科大学保健医療学部危機管理マニュアル」に詳しく書いてあります。マニュアルの文章及びそれに続く対応図や避難場所地図、消火器具の配置図などに目を通し、日頃から危機管理の意識を持ってください。
- ・ 火災予防に努めてください。構内は禁煙です。また、構内において火気を使用する場合には許可が必要です。
- ・ 自然災害により、警報または特別警報が発令された場合、発令後の授業等(講義・実習・演習・試験を含む)を中止とすることがあります。警報発令時の授業や実習等の中止に関する判断は、警報が発令された時間により異なります。詳しい内容は「Ⅶ 諸規定」にありますので確認しておいてください。

(2) 安全運転及び事故遭遇時の対処

- ・ 自転車、自動二輪車、自動車を運転する場合には、交通ルールを守り安全運転を心掛けてください。また、飲酒運転は厳禁です。
- ・ 事故に遇った場合には先ず人命救助に努め、その後、大学(事務室)に速やかに報告してください。

〈連絡先〉

Tel : 042-984-4801

e-mail: hokeniryou@saitama-med.ac.jp

〈報告事項〉

氏名・学科・学年・事故遭遇時間・場所・状況・負傷者の有無

- ・ 安全運転及び事故遭遇時の対処についての詳しい内容は、「Ⅶ 諸規定」にありますので確認しておいてください。

(3) 災害・事故・事件等発生の際の連絡先

月～土 8:30～17:00

日高キャンパス事務室 (保健医療学部棟 A 棟 1 階)

外線 : 042-984-4801 (内線 : 3101)

川角キャンパス事務室

外線 : 049-295-1001 (内線 : (41-7)521)

月～土 (8:30～17:00) 以外の時間帯 (日・祝祭日及び夜間等)

警備センター (国際医療センター B 棟 1 階)

外線 : 042-984-4110 (内線 : 7110)

飯能警察署

緊急：110

その他：042-972-0110

埼玉西部広域消防本部

緊急：119

その他：042-973-9119

(4) 各キャンパスの避難場所

病院実習時は、居場所により、各キャンパスの非難マニュアル(避難指示)に従い、下記避難場所へ慌てずに避難すること。

日高キャンパス	「創立 30 周年記念講堂前広場」
川角キャンパス	図書館西隣の芝生
毛呂山キャンパス	「いこいの広場」 丸木記念福祉メディカルセンターと埼玉医療福祉会看護専門学校の間
川越キャンパス	「川越運動公園」 総合医療センターの南東、直線 500m

28. 海外への旅行等

観光、語学研修などで海外旅行をする場合などは、事前に「海外旅行届(様式 73 号)」を事務室に提出してください。

29. 安全管理は自らの手で

近年、日本全国で常識を超えた凶悪な事件が頻発していることは、新聞やテレビを通じて誰でも知っています。路上で、駅で、さらには自分の家でさえも、事件が起こっています。

本学の周辺は民家が少なく、県道等の人通りもまばらです。とくに夜間では大学構内といえども必ずしも安全とはいえないことに留意して、登下校時の安全を図ってください。

また、一人暮らしの場合には、複数の鍵を付ける、防犯チェーンを掛ける、見知らぬ人物の来訪時には安易にドアを開けない、2 階の部屋でも窓を開け放して寝ないなど、自らの安全に関する十分な注意を払うことが必要です。

安全管理は人任せでなく自らの責任で行うことを肝に銘じてください。

埼玉医科大学 保健医療学部 危機管理マニュアル（抄）

- 1 保健医療学部危機管理マニュアル
- 2 火災発生時の行動マニュアル図(学生・教職員)
- 3 地震発生時の行動マニュアル図(学生・教職員)
- 4 地震発生後の行動マニュアル図(学生)
- 5 同(一般教員)【省略】
- 6 同(一般職員)【省略】
- 7 同(管理者)【省略】
- 8 日高キャンパス見取り図(避難場所)
- 9 川角キャンパス見取り図(避難場所)
- 10 消火器・消火栓・火災報知器の配置図(日高キャンパス)
- 11 消火器・消火栓・火災報知器の配置図(川角キャンパス)
- 12 緊急連絡網【省略】
- 13 防災のための日頃の取り組み

緊急連絡先

日高キャンパス

事務室 : TEL 042-984-4801

夜間及び祝祭日

防災センター : TEL 042-984-4119／国際医療センター内

警備センター : TEL 042-984-4110／国際医療センター内

川角キャンパス

事務室 : TEL 049-295-1001

1 埼玉医科大学保健医療学部 危機管理マニュアル

埼玉医科大学危機管理委員会 2012. 8

I 趣 旨

本マニュアルは、学校法人埼玉医科大学危機管理規程第 14 条に基づき、日高キャンパスおよび川角キャンパスに係る大規模災害などにおける危機管理への対応について定めたものである。

II 定 義

- 1 このマニュアルで「危機」とは次のものをいう。
 - 1) 火災の発生 2) 震災の発生 3) 風水害による被害の発生 4) 不審者の侵入
 - 5) 危害予告電話の受理
- 2 このマニュアルで「管理者」とは次の者をいう。
 - 1) 全学レベルの管理者：①理事長 ②事務局長 ③学長
 - 2) 現地管理者：①保健医療学部長 ②事務室長 ③各学科長 ④事務室管理職
- 3 このマニュアルで「緊急連絡網」は別紙のとおりとする。

III 危機の際の個別の対応

1 火災の発生

(1) 火災の発見と連絡体制

- 1) 火災の発見者は、直ちに大声で周囲に呼びかけて支援を求めるとともに、自らまたは周囲の者と連携して、事務室および消防署（119 番）への連絡を行う。また、火災報知器で警報を発する。事務室：内線 3101、外線 042-984-4801
- 2) 火災の発見者は、消火器または消火栓から引いた消防ホースを用いて初期消火活動を行う。なお、初期消火活動では無理をしないよう心掛ける。天井に火が届きそうな場合には、消火活動を中止して安全な場所に避難する。
- 3) 連絡を受けた事務室職員は、事務室長に報告した上で、現場に急行して初期消火活動に加わるとともに、状況を把握し事務室長に連絡する。事務室長は学部長に状況報告を行う。
- 4) 初期消火活動が無理と判断された場合は、事務室長は直ちに防災センターおよび日高キャンパス防火管理者への報告を行う。これを受け、防火管理者は法人本部への報告を行う。
- 5) 事務室長は、非常放送設備により、出火付近や建物内の学生・教職員に避難の指示を行う。この際、出火状況、初期消火状況、避難の方法、誘導などの緊急情報について周知徹底を図る。

- 6) 学生・教職員は、避難の指示に従い、速やかにあらかじめ定められた避難場所に退避する。避難時には下記の事項に注意する。
 - ・煙が多い場合には、姿勢を低くして、ハンカチなどで口や鼻を覆い、煙を吸い込まないようにする。
 - ・持ち物は最小限にとどめ、いったん避難を開始したら現場には戻らない。
- 7) 避難場所は、日高キャンパスにおいては創立 30 周年記念講堂前広場、川角キャンパスにおいては図書館横芝生とする。避難場所において、教職員は手分けして学生・教職員の安否を確認する。
- 8) 日高キャンパス防火管理者は、学部長、事務室長と連携し、現地対策本部（自衛消防組織本部）を設置する。現地対策本部は、日高キャンパスにおいては保健医療学部事務室、川角キャンパスにおいては川角事務室を第一候補とする。
- 9) 関係者は以上の他、緊急連絡網により、必要な連絡を行う。

（２）自衛消防組織の活動

火災時の自衛消防組織の活動手順については別に定める。

（３）勤務時間外の場合（夜間、休日）

委託している警備会社との警備計画書等による他、次による。

- 1) 火災の発見者は、防災センターおよび消防署（119 番）への通報を行う。また、火災報知器で警報を発する。
- 2) 火災の発見者等は、直ちに消火器等を使用して初期消火活動を行う。
- 3) 初期消火活動では無理をしないよう心がけ、天井に火が届きそうな場合には、消火活動を中止して安全な場所に避難する。
- 4) 関係者は別に定める緊急連絡を行う。
- 5) 関係者は火災の延焼状況により、貴重品の搬出、搬出された物の管理を行う。

2 震災の発生

震災（地震災害）とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいい、震災の発生時間が、勤務時間中の場合と勤務時間外の場合に分けて対応を行う。なお、震災では、交通が極めて困難となったり、外部との通信網が途絶する可能性に留意して行動する必要がある。

ア．勤務時間中の場合

（１）自らの安全の確保

- 1) 出入り口の確保（可能ならドアを開けておく）
- 2) 手近な机やテーブルの下に身をかくす。とくに頭部を守るようにする。窓ガラスや倒れそうな物のそばは避け、落下物に注意する。

- 3) エレベータの中にいた場合は、各階のボタンを押し、とにかく最寄りの階でおりる。
また、廊下や階段では壁際によるが、窓ガラスや落下物に注意する。
 - 4) 屋外にいた場合は、建物から離れ、広い場所に退避する。
 - 5) 車を運転中であれば、前後に注意しながら速度を緩め停止する。必要に応じて車外に退避する場合は、車のキーは抜かずに車検証を持って出る。
- (2) 二次火災の発生防止、二次火災発生時の通報・消火活動
- 1) 火を使っている場合は、直ちに火を止める。
 - 2) 揺れがある程度おさまったら、ガスの元栓を閉めるとともに、使用機器を停止し、コンセントを抜いておく。
 - 3) 二次火災の発生があったら、火災発生時のマニュアルに従い、通報と初期消火活動を行う。
- (3) 同室者や近くの部屋の安全確認
- 1) 同室者について、倒壊・落下物による下敷きや負傷の有無を確認する。
 - 2) 近くの部屋についても、部屋の安全や負傷者の有無を確認する。
- (4) 学内にいる学生・教員の地震発生後の行動マニュアル
- 1) 学生および教員は、室内の火元や薬品、近辺の実験室の安全を確認するとともに、負傷者などで救援が必要な場合は、事務室に連絡する。教員は学生がパニックにならないよう留意する。教員のうち、実験室等の管理責任者は、当該部署の安全確認を行う。
 - 2) 学生は、事務室長（または教員）からの避難指示があった場合は、教員の誘導のもとに最寄りの階段を利用して、速やかに避難場所に移動し待機する。避難場所は日高キャンパスでは創立 30 周年記念講堂とし、川角キャンパスでは図書館西隣の芝生とする。（避難指示がない場合は、授業を継続）
 - 3) 学生は、交通状況などによる帰宅困難が明らかとなった場合は、教職員の指示に従い、学内その他の避難場所に移動またはその場で待機する。また、帰宅困難がない場合は、教職員の指示に従い、適宜帰宅する。
 - 4) 教員は現地対策本部の指示に従い、学生の指導・監督、各種業務の補佐を行う。
- (5) 学外にいる学生・教員の地震発生後の行動マニュアル
- 1) 適切な避難場所に移動する。実習先では現地指導者の指示に従う。
 - 2) 事務室（または指導教員）に自身の安否と居場所・連絡先を連絡する。自宅にいる場合も連絡する。
 - 3) 事務室職員（または指導教員）は、学生・職員の情報を事務室長経由で現地対策本部に報告する。
 - 4) 交通状況などによる帰宅困難が明らかとなった場合は、現地指導者の指示に従い、指定された避難場所に移動またはその場で待機する。また、帰宅困難がない場合は、

現地指導者の指示に従い、適宜帰宅する。なお、何らかの事情で居場所を変更した場合には、忘れずに再連絡を行う。

- 5) 学生に同行した教員は、現地指導者の指示に従い、学生の指導・監督、各種業務の補佐を行う。

(6) 一般職員の地震発生後の行動マニュアル

- 1) 一般職員は事務室長の指示により、学生・教員への対応、事務室および教室の被害状況調査を行う。
- 2) 負傷者等への救援要請があれば、現場に急行して応急救護措置を講ずるとともに、必要に応じて救急車の手配その他を行う。
- 3) 事務室長からの避難指示が出た場合は、自らも避難場所に向かうとともに、可能な限り学生・教職員の避難誘導を行う。
- 4) 避難場所においては、教員の協力のもとに学生の安否確認を行う。
- 5) 現地対策本部が設置された場合は、対策本部長の指示のもとに、法人の危機管理対策本部との連絡・調整、交通情報等の災害情報の収集、学外にいる学生からの連絡への対応等を行う。
- 6) 学外にいる学生からの連絡を受けた場合、安否の確認、居場所と連絡先の確認を行うとともに、移動時には必ず再連絡するよう指示する。
- 7) 交通状況などによる帰宅困難を想定して、学生・教職員の避難場所の確保や水・食料の手配を検討する。
- 8) 交通状況などによる帰宅困難が明らかとなった場合は、対策本部長の指示に従い、学生・教職員の学内その他の避難場所への誘導またはその場での待機をサポートする。また、帰宅困難がない場合は、対策本部長の指示に従い、適宜帰宅を誘導する。

(7) 管理者の地震発生後の行動マニュアル

- 1) 事務室長は、学生・教職員から得られた被災状況をまとめ、学部長、各学科長に報告するとともに、事務局長経由で法人本部に報告する。
- 2) 負傷者があった場合は、応急救護措置のために職員を派遣する。この際、現場付近にいる教員や学生の協力援助を求めることがある。
- 3) 被災状況から避難の必要性ありと判断した場合、事務室長は学部長と協議の上、非常放送設備により避難の指示を行う。
- 4) 事務室長は、学生・教職員の避難の誘導、学外にいる学生からの連絡受理、交通状況等の災害情報収集を職員に指示する。
- 5) 法人本部に危機管理対策本部が設置されたら、事務室長は学部長および同本部と協議の上、現地対策本部を設置する。

(8) 現地対策本部

- 1) 学内に在勤している管理者は、避難完了後、危機管理対策本部の指示に従い、速やかに現地対策本部を組織する。

- 2) 現地対策本部員は管理者および必要な教職員で構成し、現地対策本部長には、Ⅱ「定義」の2に示した現地管理者のうち最上位の者が当たる。
- 3) 現地対策本部は安全で、連絡が容易な場所に設置し、その位置を学内に周知するなお、日高キャンパスにおいては保健医療学部事務室を、川角キャンパスにおいては川角校舎事務室を現地対策本部設置の第1候補とする。
- 4) 現地対策本部は、危機管理対策本部との連絡・調整を図りつつ、引き続き、交通状況等の災害情報の収集、学外学生からの連絡への対応を行うとともに、帰宅困難時への対応、翌日以降の方針の検討、被災の拡大防止、負傷者の救護、行方不明者の搜索、関係者との連絡方法の確立、その他災害の復旧（被災状況の写真撮影を含む。）に必要な措置を実施する。
- 5) 現地対策本部は、緊急連絡網により被災状況、避難状況等の報告を行う。
- 6) 現地対策本部員は、本部長の承認の上、帰宅する。
- 7) 地元被災者の学内への避難には柔軟に対応する。

イ．勤務時間外の場合＝夜間、休日等

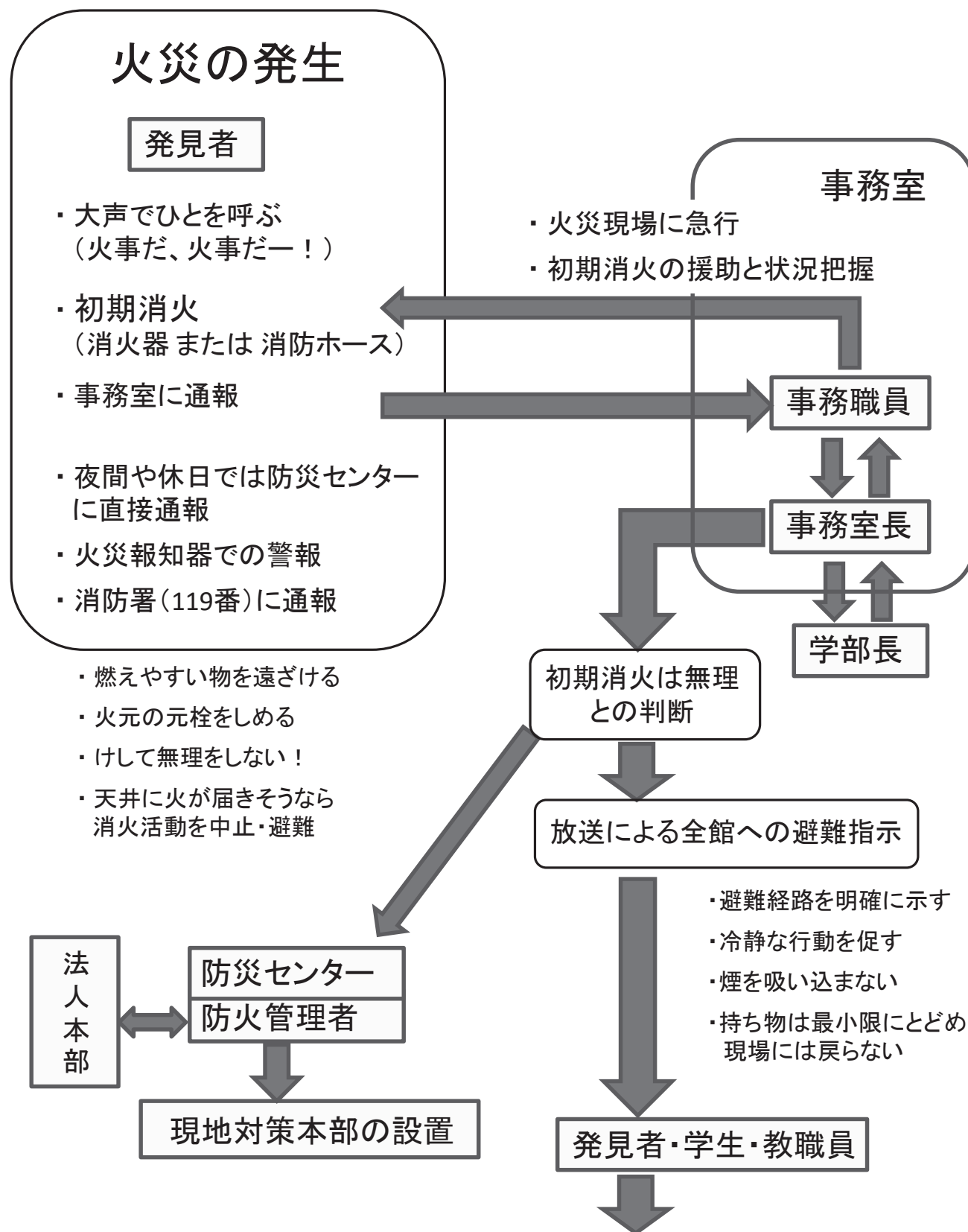
(1) 緊急出勤体制

震災時、教職員で大学に緊急出勤できる者は、近親の安否を確認後、大学に出勤し、災害の拡大防止措置を行う。（二次火災の消火措置など）

(2) 緊急管理体制（現地対策本部）の組織

- 1) 出勤した管理者（管理者が出勤できない場合はその他の教職員）は、被害状況を調査して緊急連絡網により法人本部や他の管理者に連絡するとともに、法人本部と協議の上、現地災害対策本部を組織する。
- 2) その他の事項は、勤務時間中の対応の場合を準用する。

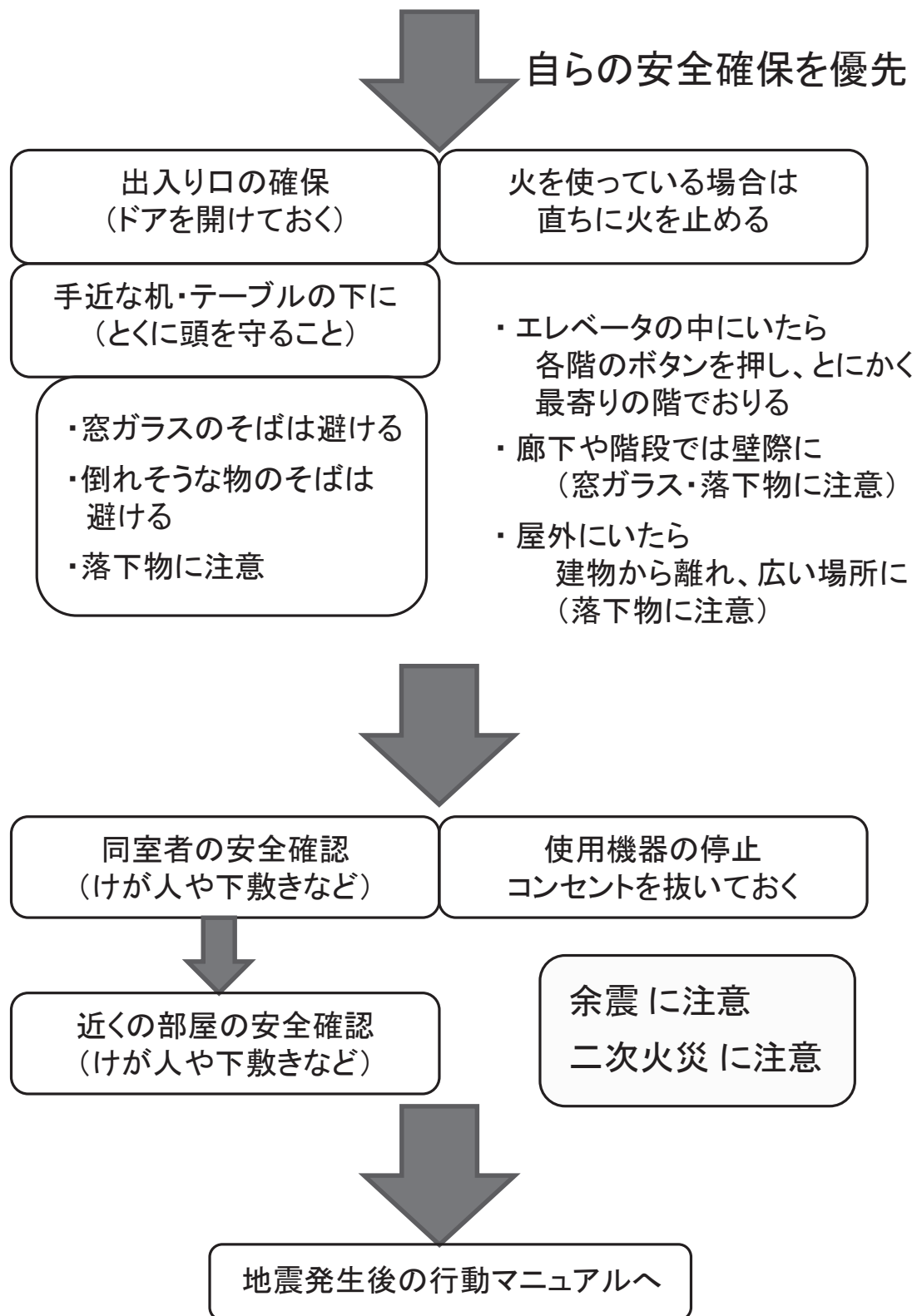
2 火災発生時の行動マニュアル： 学生・教職員



*日高キャンパスでは中庭を、川角キャンパスでは図書館西隣の芝生を避難場所とする。

3 地震発生時の行動マニュアル： 学生・教職員

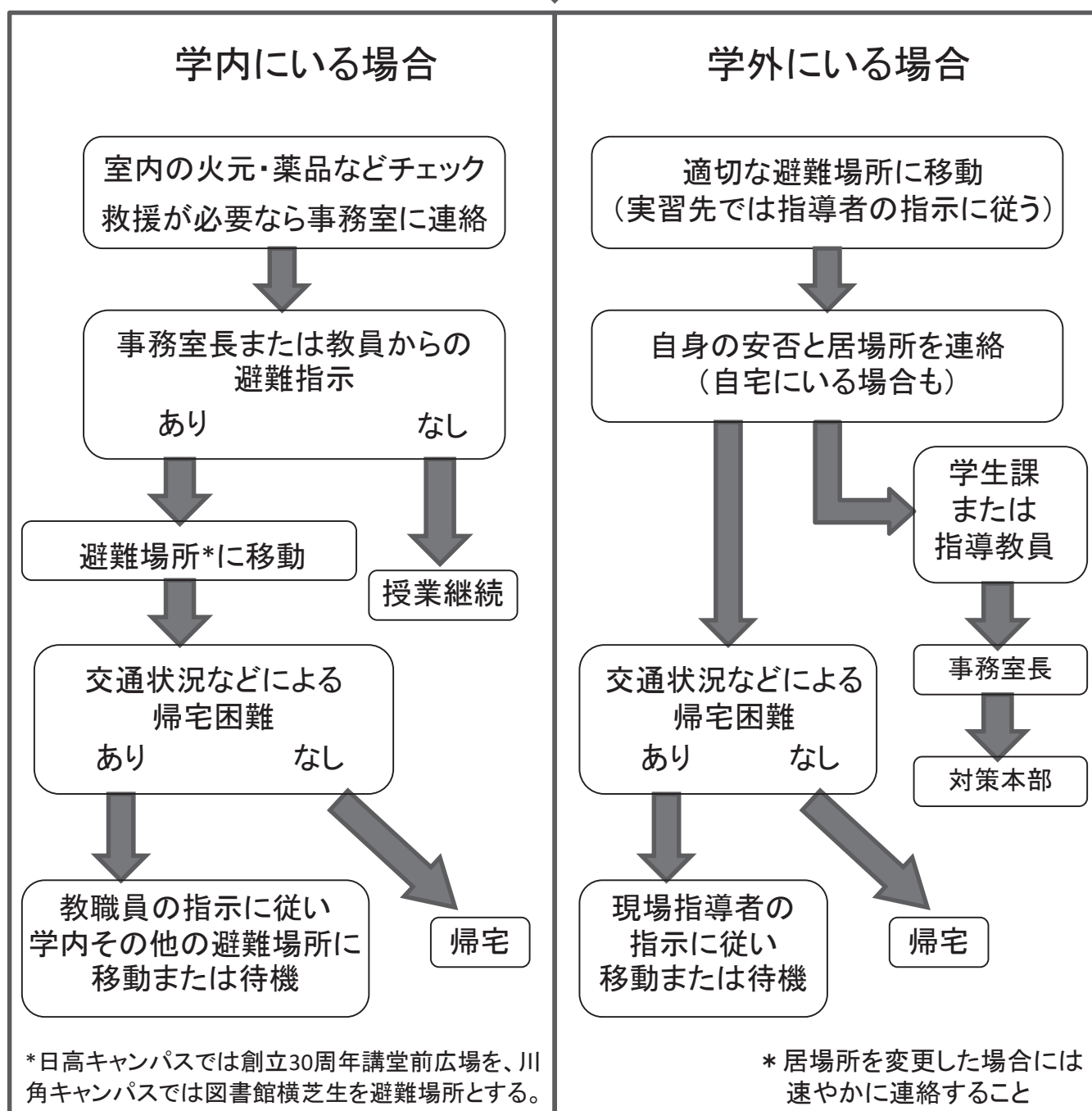
大地震の発生



4 地震発生後の行動マニュアル： 学生

大地震の発生
(とりあえず自身の安全確保)

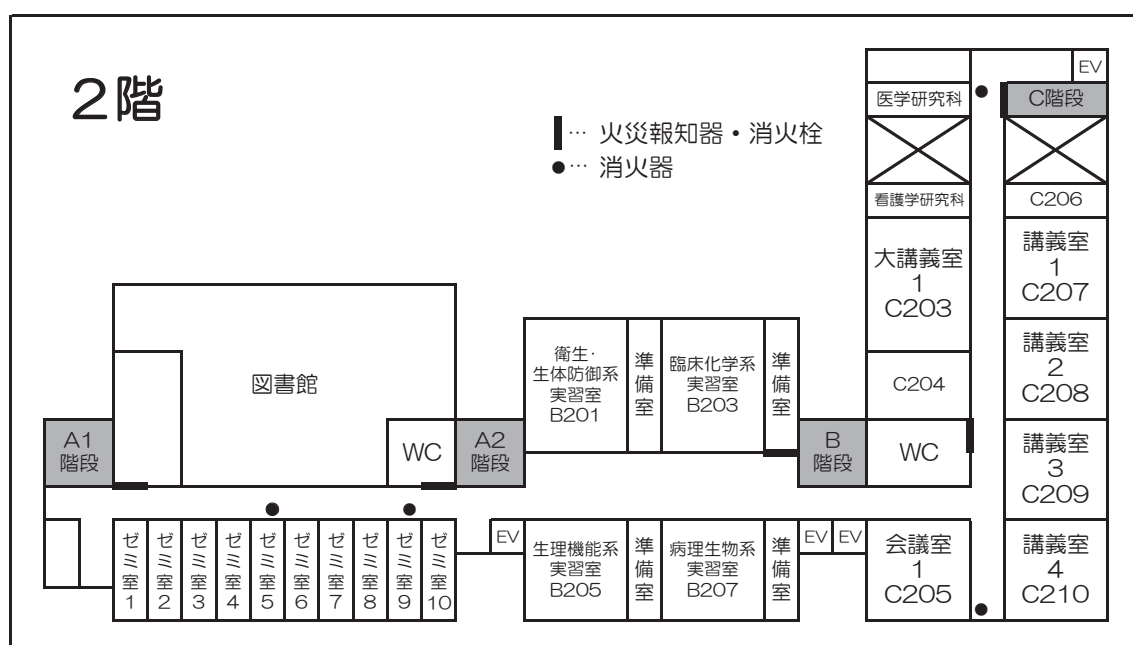
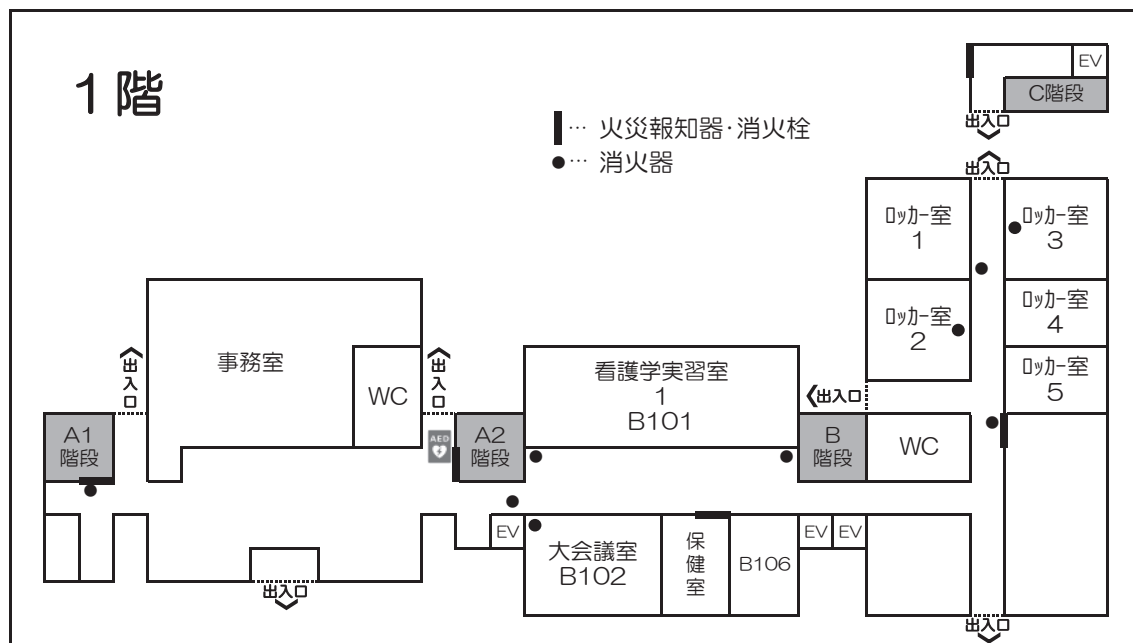
揺れがおさまったら・・・



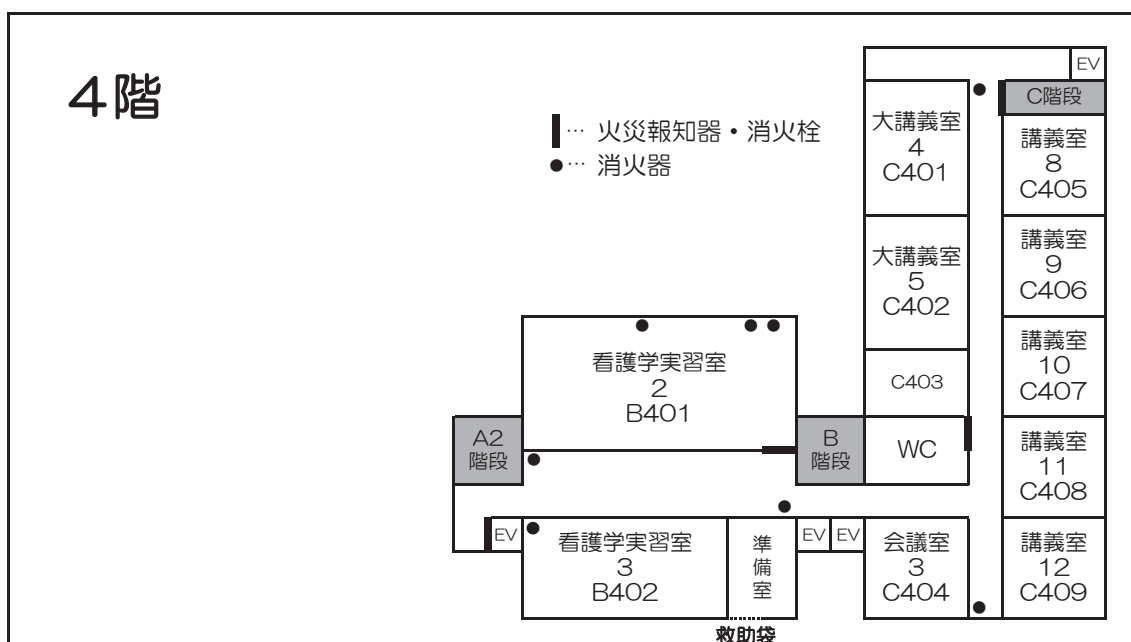
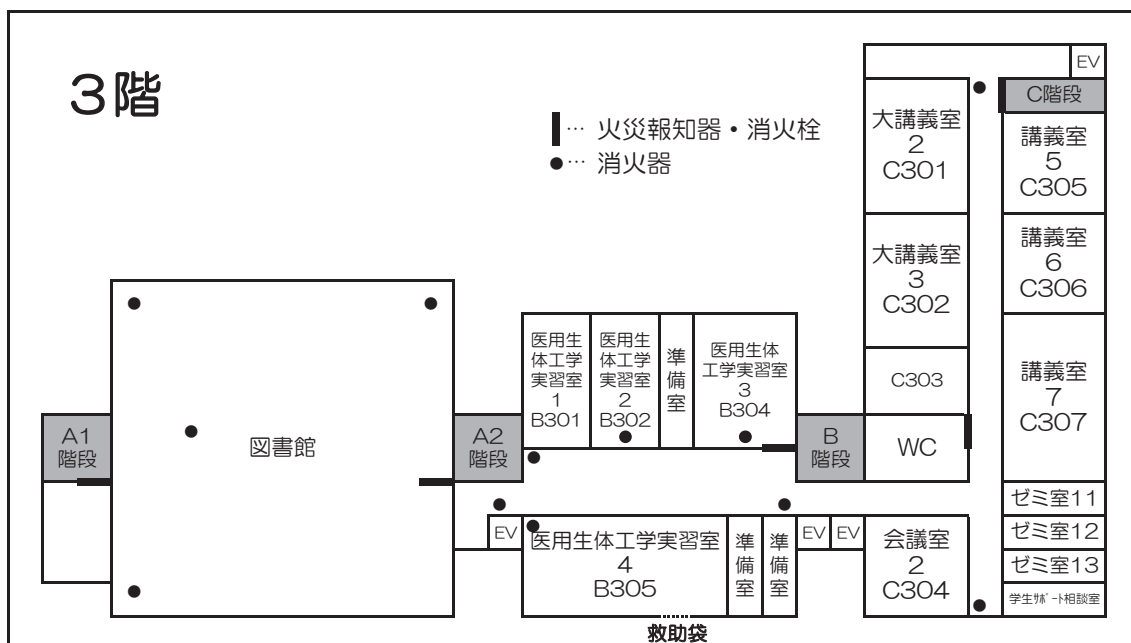
夜間・休日の大地震の場合は、翌朝、大学への連絡を！

A detailed campus map with a compass rose in the top right corner. The map features several buildings and parking areas. A central area is marked with a dashed box and the text "避難場所" (Evacuation Location). Arrows point from this location to the "創立30周年記念講堂" (30th Anniversary Commemorative Hall) and the "バス停" (Bus Stop). Other buildings labeled include "テニサーホール" (Tennis Hall), "オスラーホール" (Osler Hall), "A棟" (Building A), "B棟" (Building B), "C棟" (Building C), and "保健医療学部棟" (Faculty of Health and Medical Sciences Building). Parking areas are labeled "駐車場" (Parking Lot) in multiple locations. A "スクールバスのりば" (School Bus Stop) is also indicated.

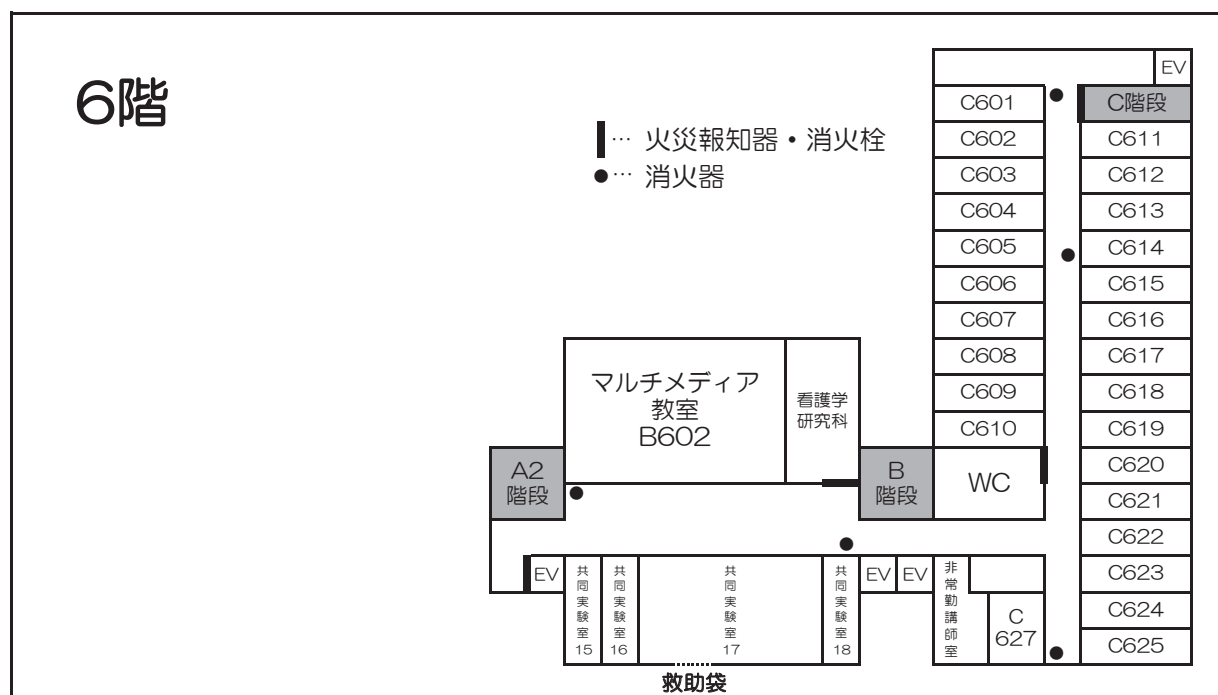
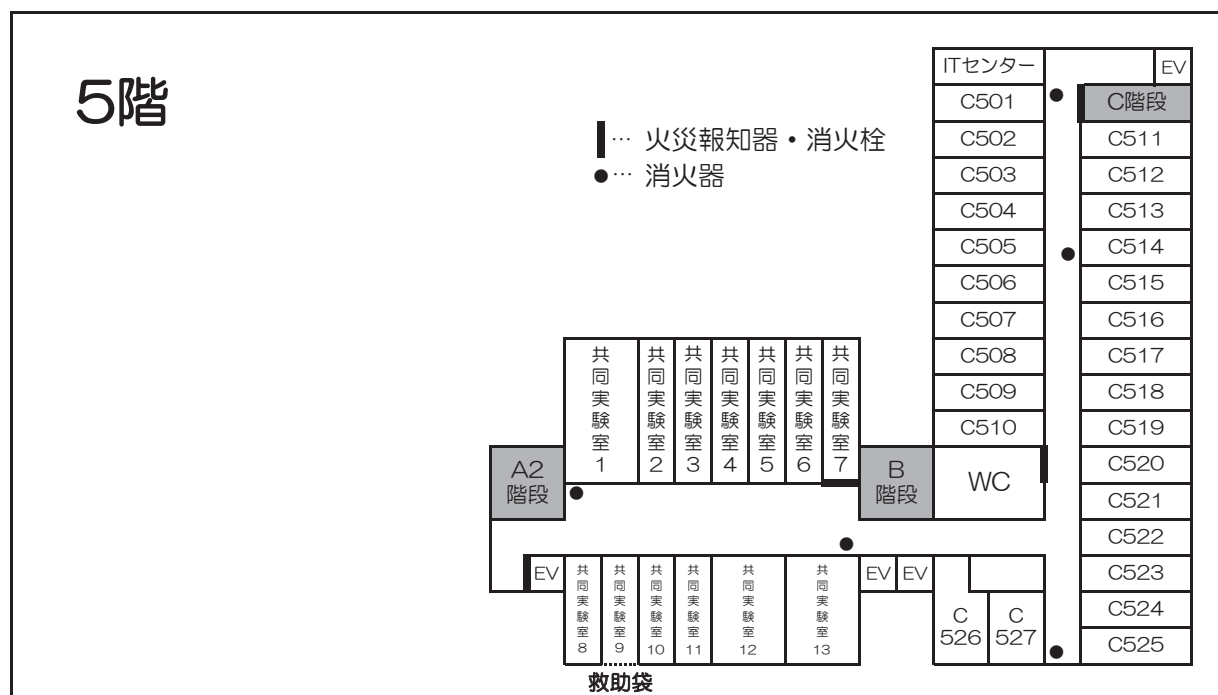
火災報知器・消火栓・消火器の配置図（日高キャンパス保健医療学部棟）



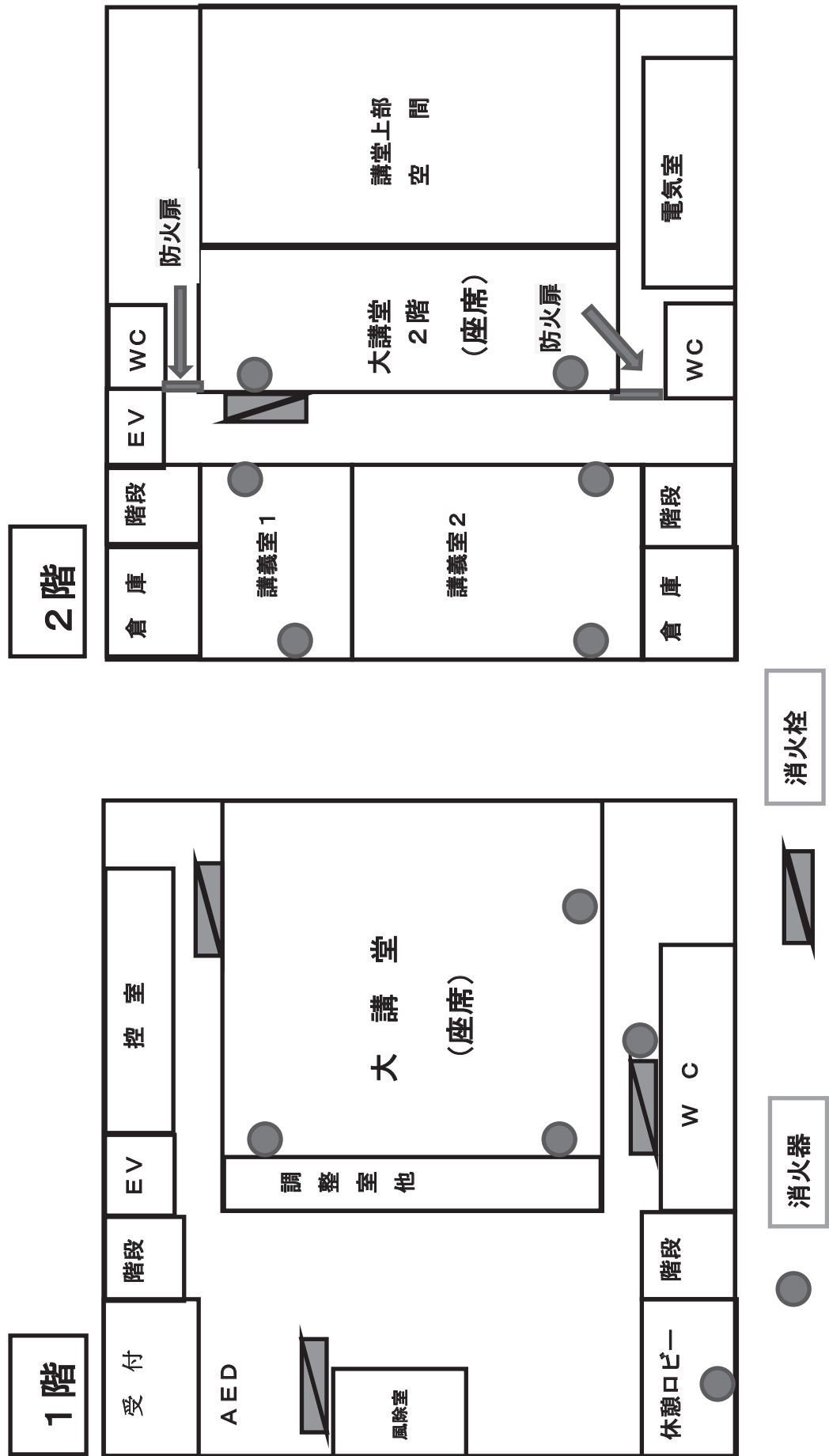
火災報知器・消火栓・消火器の配置図（日高キャンパス保健医療学部棟）



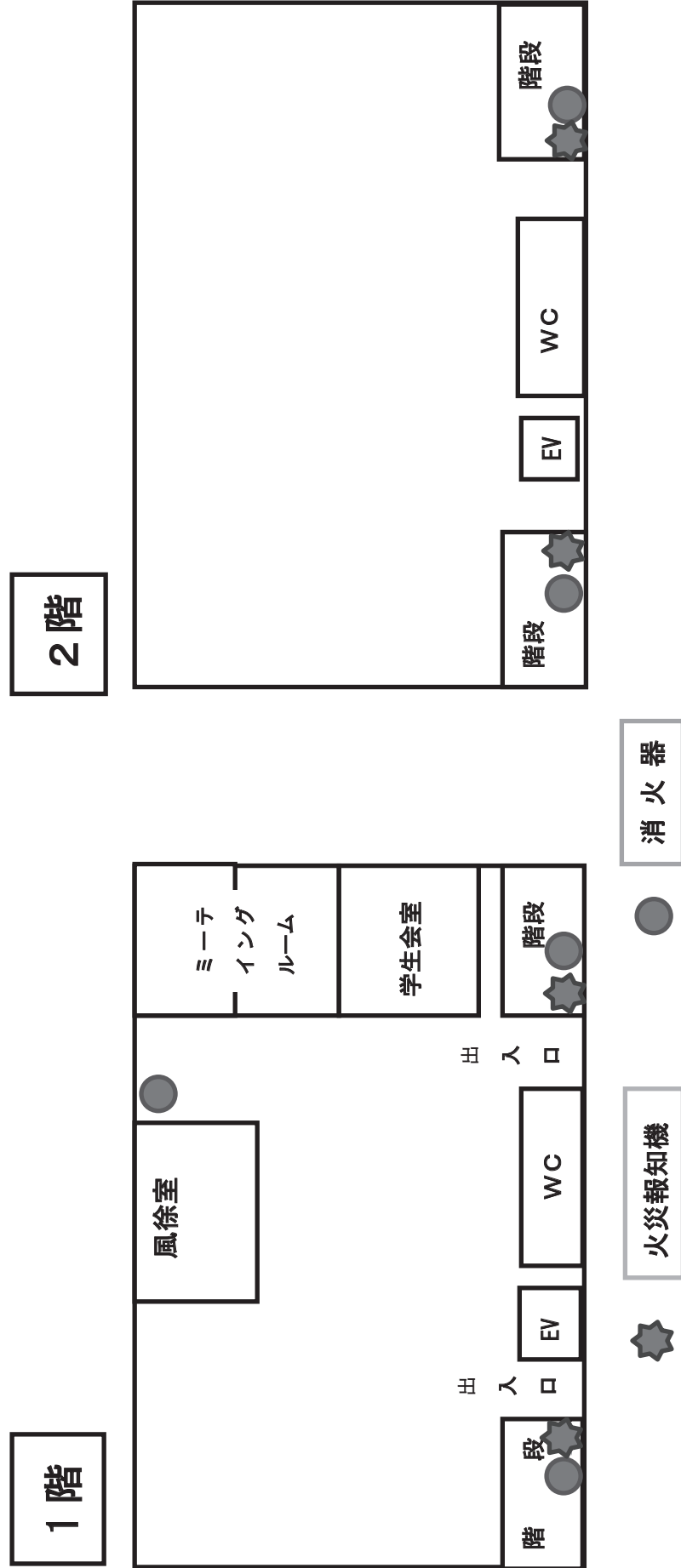
火災報知器・消火栓・消火器の配置図（日高キャンパス保健医療学部棟）



消火栓・消火器・火災報知機の配置図（日高キャンパス・創立30周年記念講堂）

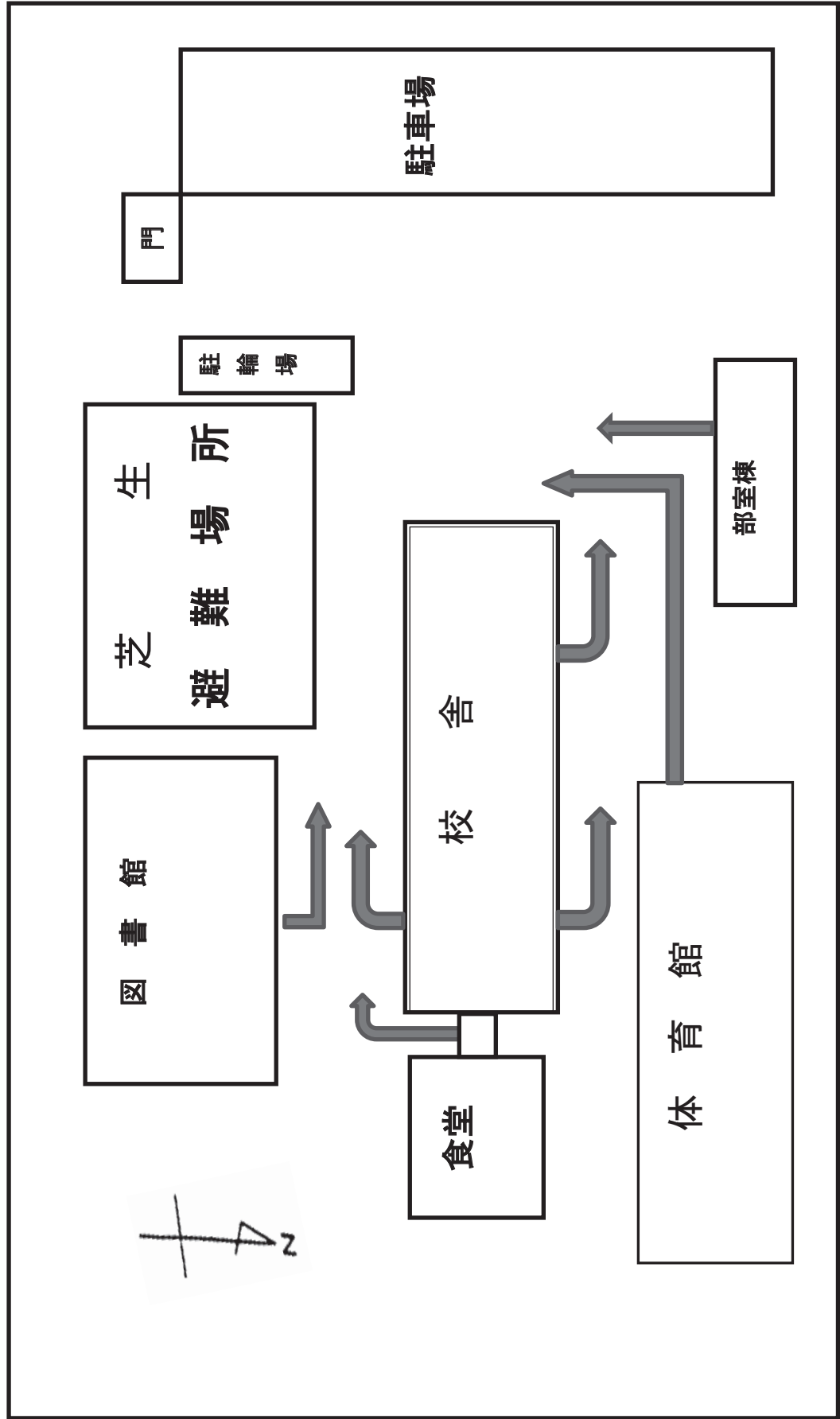


消火器・火災報知機の配置図（日高キャンパス・オスラーホール）



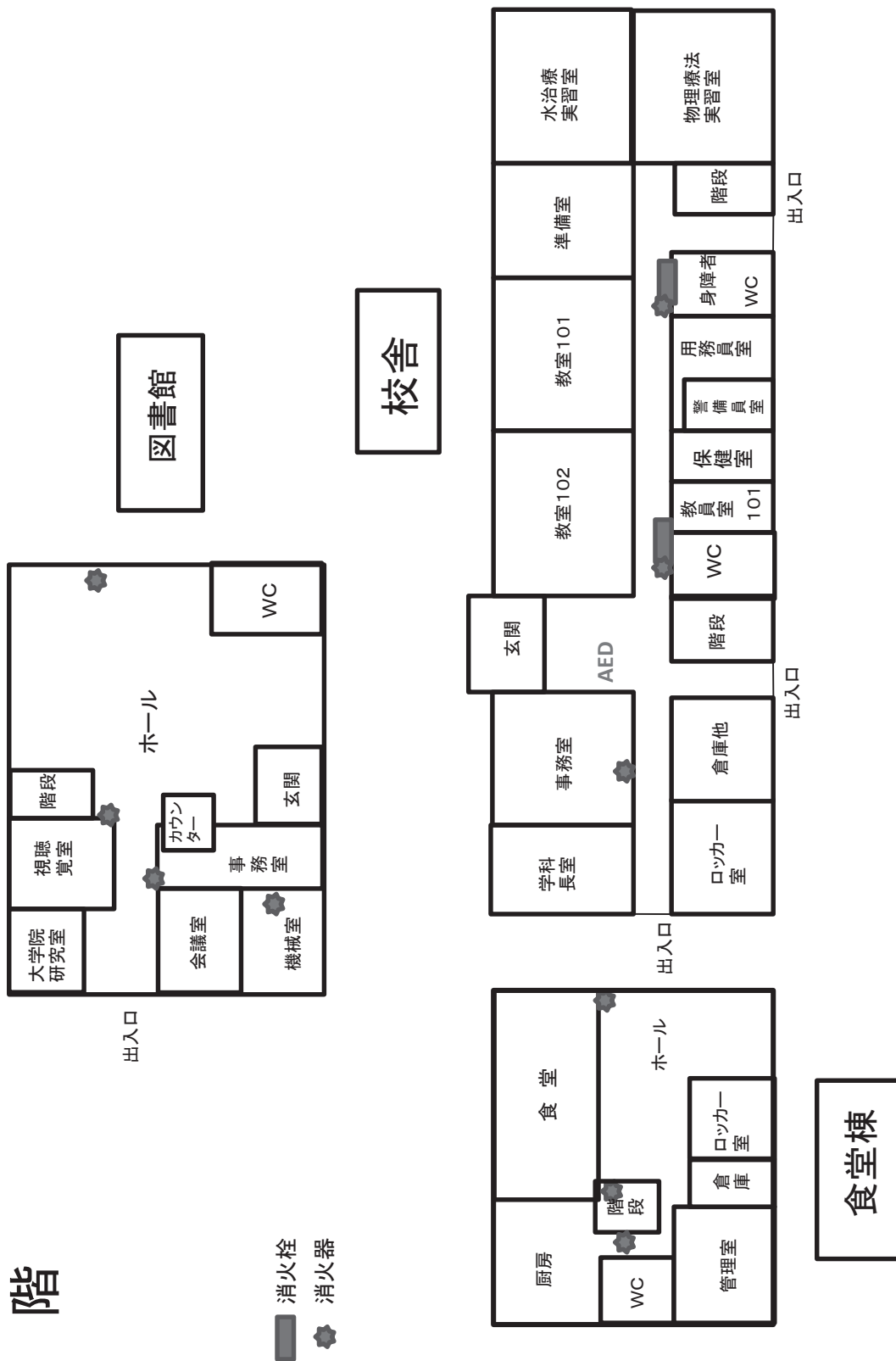
※ オスラーホールには屋内消火栓は設置されていない。

川角キャンパス見取り図（避難場所）



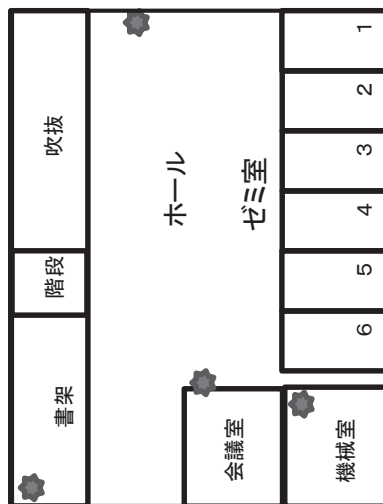
消火器・消火栓・火災報知機の配置図（川角キャンパス）

1 階



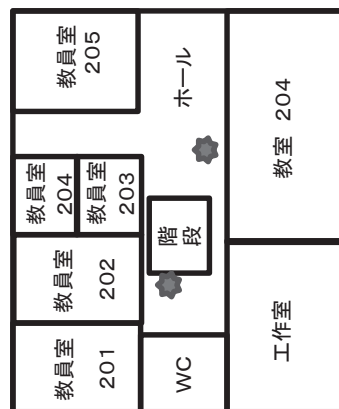
消火器・消火栓・火災報知機の配置図（川角キャンパス）

2 階

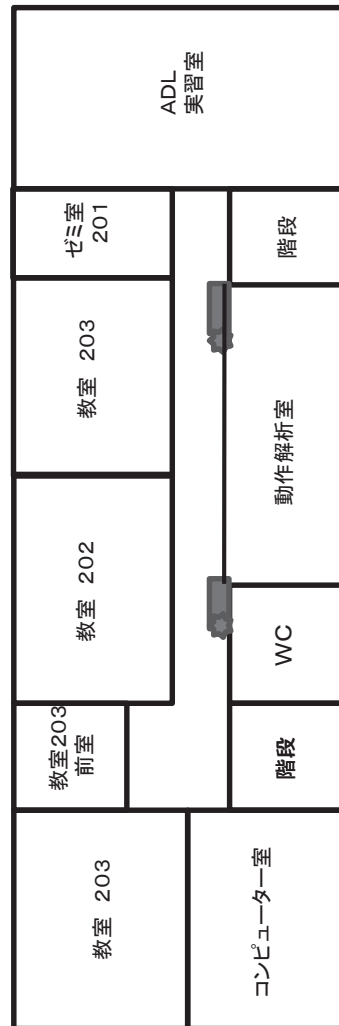


図書館

校舎



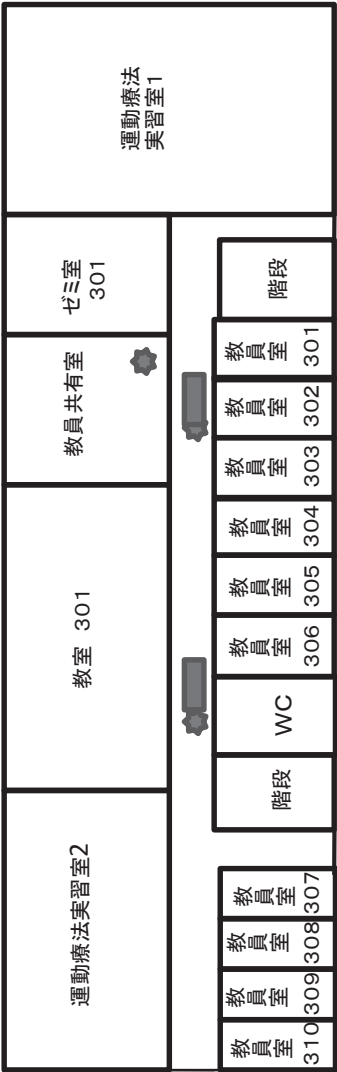
食堂棟



消火器・消火栓・火災報知機の配置図（川角キャンパス）

3 階

校舎



消火栓
消火器

V 図書館利用案内

V 図書館の利用案内

図書館ホームページ：<https://opac.saitama-med.ac.jp/drupal/>

図書館だより：<http://blog.goo.ne.jp/hokenhokusai>

1. 開館時間

日高キャンパス分館 月曜～金曜：8：45～19：00 土曜：8：45～17：00

川角キャンパス分館 月曜～金曜：8：45～17：00 土曜：休館

2. 休館日

- ・ 日曜日、国民の祝日、創立記念日（5月4日）
- ・ 年末年始

※ 開館時間の変更や臨時休館については、掲示や図書館ホームページでお知らせします。

3. 利用上の注意

- ・ 学生証を必ず携帯してください。
- ・ 館内での携帯電話（通話・撮影）の使用は控えてください。
- ・ 館内での飲食を禁止します。ただし、ペットボトルや水筒など密閉できる容器に入った飲み物に限り閲覧席にて飲用できます。ルールを守れなかった場合は、一定期間、全学生が違反のあったキャンパスの図書館への飲み物持ち込みができなくなります。
- ・ 各図書館内の掲示にも気をつけて、ルールを守ってご利用ください。

4. 貸出・返却

（1）貸出：学生証が必要です。

ア. 貸出期間

図書・視聴覚資料 ----- 2週間

製本雑誌（未製本のバックナンバーを含む） ----- 1週間

新着雑誌 ----- 一夜貸し

※実習に対応した貸出も実施しています。

イ. 貸出冊数：5点まで（図書、雑誌、視聴覚資料の合計点数）

ウ. 貸出延長：予約のない場合に限り、1度だけ延長が可能です。カウンターもしくはマイライブラリで延長手続きをしてください。ただし、長期貸出後の延長はできません。

エ. 予 約：カウンターへお申し込みください。 マイライブラリでも予約が可能です。
予約図書が返却され次第、学内メールでお知らせします。お知らせ後、7
日間保管します。

(2) 返却

開館中は、カウンターへ返却してください。

閉館中の返却は、ブックポストを利用してください。

DVD などの視聴覚資料や重い資料は、破損防止のためカウンターへ返却してください。

(3) 罰則

返却期限を超過(延滞)した場合、超過日数分の貸出停止になります。

延滞中の資料がある場合は、新しく借りることはできません。

(4) マイライブラリ

マイライブラリを学内外から利用することができます。

図書館ホームページからログインしてください。

◆ マイライブラリでできること

- ・貸出中の資料の確認
- ・貸出延長手続き(返却期限内で予約がない場合、1 回のみ可能)
- ・蔵書検索(OPAC 検索)からの貸出中資料への予約

5. 配架

(1) 資料の配置場所

【日高キャンパス分館】

- 2 階 閱 覧 室 新聞、雑誌、視聴覚資料、
コーナー図書(コミック、国試対策、論文作法など)
- 3 階 閱 覧 室 一般図書、コーナー図書(医療読み物など)

【川角キャンパス分館】

- 1 階 閱 覧 室 一般図書、新聞、雑誌、視聴覚資料、
コーナー図書(国試対策、就活、論文作法など)
- 2 階 閱 覧 室 製本雑誌、コーナー図書(読み物、文庫など)

(2) 資料の配架順

【図書】分類に従って配架しています。

医学と医学関連分野 - 米国国立医学図書館分類法(NLMC)

医学と直接関連のない分野 - 日本十進分類法(NDC)

【雑誌】雑誌名のアルファベット順に配架しています。

日高キャンパス分館 - 日本語雑誌と外国語雑誌に分けて配架しています。

川角キャンパス分館 - 日本語雑誌と外国語雑誌を一緒に配架しています。

6. 資料の探し方

図書館のホームページの OPAC (蔵書検索) で図書や雑誌を探すことができます。

◆ 電子ジャーナル

図書館ホームページの「ジャーナルタイトル検索」から検索が可能です。パソコン等で雑誌論文の全文をPDF などの形式で閲覧できます。

7. 資料の複写

図書館内のコピー機を利用することができます。

「文献複写申込書」に必要事項を記入のうえご利用ください。学習及び研究を目的とした場合に限り、著作権法の範囲内で 1 人 1 部複写できます。

個人のノート、プリント類の複写はできません。

モノクロ - 1 枚 10 円

カラー - 1 枚 30 円 (総合医療センター看護専門学校図書室は 50 円)

8. 文献の取寄せ

学内の他キャンパス図書館や他大学 (機関) で所蔵している資料のコピーを取寄せることができます。カウンターまたは Web 文献手配からお申し込みください。

学内 - 複写料金と同じ

学外 - 複写料金 + 送料 (複写料金は依頼する大学によって異なる)

9. 図書の取寄せ

(1) 学内の図書取寄せ

学内の他キャンパスで所蔵している図書を借りる場合は、カウンターへお申し込みください。

(2) 学外の図書取寄せ

他大学 (機関) の図書を借りる場合は、カウンターまたは Web 文献取り寄せからお申し込みください。ただし、借用できない場合もあります。借用した図書は、館内閲覧のみの利用となります。往復の送料がかかります。

10. 他大学 (機関) の利用

他の図書館を閲覧等で直接利用したい場合は、閲覧願 (紹介状) を発行します。

11. 施設・設備

(1) 情報室の利用 (日高キャンパス分館)

グループ学習に複数人(原則3人以上)で利用することができます。申請書に記入のうえ、カウンターで申し込んでください。また、定期試験期間中は情報室を開放します。

(2) ゼミ室の利用 (川角キャンパス分館)

個人またはグループ学習に利用することができます。申請書に記入のうえ、カウンターへお申し込みください。

(3) 視聴覚室の利用 (川角キャンパス分館)

視聴覚資料の視聴ができます。また、個人またはグループ学習に利用することができます。利用申請書に記入のうえ、カウンターへお申し込みください。

(4) Wi-Fi

フリーWi-Fiが利用できます。※(日高キャンパス分館のみ)

※ SMSNET(埼玉医科大学教育学術ネットワーク)にはアクセスできません。

(5) 電子コンテンツ

様々なデータベースを用い、論文や本を探したり閲覧したりすることができます。
学内LANに接続しているパソコン等であれば、図書館ホームページから利用できます。
RemoteXsのアカウント登録をすれば、学外から利用することができます。

12. 学内の図書館連絡先

埼玉医科大学内のすべての図書館を利用できます。学生証をお持ちください。

◇ 日高キャンパス分館 電話：042-984-4814(事務室) / 内線 42-3203

◇ 川角キャンパス分館 電話：049-295-8243(事務室) / カウンター内線 41-7-543

◇ 毛呂山キャンパス本館 電話：049-276-1417(カウンター直通) / 内線 41-2482

◇ 総合医療センター分館(総合医療センター3階)
電話：049-228-3641(カウンター直通) / 内線 43-3335

◇ 短期大学図書室(短期大学7階)
電話：049-276-1537(事務室) / 内線 3240

◇ 埼玉医療福祉会看護専門学校図書室(専門学校5階)[旧:毛呂病院看護専門学校]
電話：049-276-2057(カウンター直通) / 内線 3413

◇ 総合医療センター看護専門学校図書室(専門学校2階)
電話：049-228-3816 / 内線 43-3120

VI 諸手続き

VI 諸手続き

1. 願入れ・届け出

学生生活を送るために必要な願入れ・届け出には多くの種類がありますので、関係する規定をよく理解し、記載事項、提出時期、提出先などを誤らないように注意してください。

なお、願入れ・届け出の必要が生じた場合には、次の要領に従って行ってください。

- (1) 事務室に備え付けの所定の用紙を使用してください。
- (2) 所定の用紙がない場合は、A4 用紙を使用し、事由を具体的に記載してください。
- (3) 戸籍記載事項の変更を届け出る時は戸籍抄本を添付してください。
- (4) 特に、次の変更については速やかに届け出てください。

- ア. 学生本人の戸籍記載事項
- イ. 学生本人の現住所や電話番号
- ウ. 保証人および保証人の住所

2. 証明書の交付

各種証明書の交付を願入れる時は、「証明書交付願(様式 51 号)」に必要事項を記入し、事務室に提出してください。なお、交付時期は翌日の午後(金曜日および休日前日の申請の場合は休日明け)を原則としていますが、証明書の種類によっては暫時を要しますので、適宜、窓口で確認してください。

3. 窓 口

日高キャンパス 保健医療学部 A 棟 1F 事務室
川角キャンパス 川角校舎 1F 事務室

4. 受付時間

月曜日から土曜日 8:30～17:00
日曜日・祝日・年末年始は取扱いません

願入れ・届け出ならびに証明書交付の概説

1. 身上関係

書 類	概 説	備 考
改姓・改名届 (様式 11 号)	姓または名を変更した場合	戸籍抄本添付
保証人変更届 (様式 12 号)	入学時に提出した誓約書の保証人を変更する場合	保護者連署
保証人住所変更届 (様式 13 号)	入学時に提出した誓約書の保証人住所に変更が生じた場合	保護者連署
住所・本籍変更届 (様式 14 号)	住所や本籍が変更になった場合	本籍変更の場合は 戸籍抄本添付

2. 学籍関係

書 類	概 説	備 考
休学願 (様式 21 号)	疾病その他やむを得ない事由のため、3 箇月以上修学できない場合 (学則第 8 章 第 22 条)	疾病の場合は診断書添付 保護者連署
復学願 (様式 22 号)	休学中の学生が復学する場合 (学則第 8 章 第 23 条)	疾病の場合は診断書添付 保護者連署
退学願 (様式 23 号)	退学する場合 (学則第 8 章 第 25 条)	疾病の場合は診断書添付 保護者連署
転学科許可願 (様式 24 号)	転学科を希望する場合	
学生証・ネームカード [※] 再交付願 (様式 25 号)	学生証またはネームカード [※] を紛失した場合	発行期間 1 週間 学生証 2,000 円 ネームカード [※] 500 円

3. 授業関係

書 類	概 説	備 考
履修届	1 年生の前期、留年生および 3 年次編入生が履修を行う場合 (Ⅲ 教育に関する規程 参照)	Web 登録はできません
履修取消し願	履修登録後に、履修していた科目を放棄する場合	申請期間に留意
欠席届 (様式 31 号)	授業を欠席した場合	※1
企業説明会に伴う授業欠席届 就職活動(授業欠席)届 (様式 31-2)	企業説明会に出席する関係で欠席する場合	表面：事前届出 裏面：事後届出
インターンシップ届 (様式 31-3)	インターンシップ活動に参加する場合	
忌引届 (様式 32 号)	忌引きが発生した場合	保護者連署
聴講願 (様式 33 号)	履修科目以外の、所属ないし他学科科目の聴講を希望する場合	
他学科受講願 (様式 34 号)	他学科の科目の履修を希望する場合	
学外教育活動届 (様式 35 号)	学外での教育活動を行う場合	
就職活動による欠席届 (様式 36 号)	就職活動の関係で欠席する場合	

※1. 診断書、病院受診時の領収書、事故証明、遅延証明書など欠席理由を明らかに示せる書類がある場合は添付すること。

4. 試験関係

書 類	概 説	備 考
試験欠席届 (様式 41 号)	定期試験を欠席した場合 「Ⅲ 教育に関する規定」参照	必要に応じ診断書・ 遅延証明書等添付
追試験受験願 (様式 42 号)	追試験を希望する場合 「Ⅲ 教育に関する規定」参照	
追試験受験届 (様式 43 号)	追試験を受験する場合 「Ⅲ 教育に関する規定」参照	手数料 0 円
再試験受験届 (様式 44 号)	再試験を受験する場合 「Ⅲ 教育に関する規定」参照	手数料 2,000 円
仮学生証交付願 (様式 45 号)	試験時に学生証およびネームカードを忘れた場合	手数料 500 円

5. 証明書関係

書 類	概 説	備 考
証明書交付願 (様式 51 号)	在学証明書	翌日午後発行 (金曜日および 休日前日の申 請の場合は休 日明け) 手数料 300 円
	成績証明書	
	卒業・修了 見込み証明書	
	卒業・修了 証明書	
	単位修得見込 証明書	発行期間 適宜 手数料 300 円
	内申書	
	調査書	
	推薦書	
	健康診断書	発行：1～2 週間 手数料：2,000 円
※ 学生旅客運賃割引 交付願 (様式 52 号)	JR 各社の片道で 100 キロメートルを超える区間を乗車する場合	翌日午後発行(金曜日 および休日前日の申 請の場合は休日明け)
通学区間証明書交付願 (様式 53 号)	川角キャンパスへ通学する場合	手数料 0 円
通学証明書(臨床実習用) (様式 54 号)	臨床実習先までの定期券を購入する場合	手数料 0 円

※ 学生旅客運賃割引の使用目的について

交付は、原則として、次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の実習活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

6. 学生団体関係

書 類	概 説	備 考
定例活動計画表 (様式 部活 1.)	継続の場合は年度初めに提出、または、新たに団体を設立しようとする場合	
年間行事計画表 (様式 部活 2.)	継続の場合は年度初めに提出、または、新たに団体を設立しようとする場合	
部活動・同好会メンバー表 (様式 部活 3.)	継続の場合は年度初めに提出、または、内容に変更が生じた場合	
年間行事報告書 (様式 部活 4.)	年度終わりに提出	
学外課外活動届 (様式 部活 5.)	試合・合宿など学外で活動する場合	
部活動顧問申請書・承諾書 (様式 部活 6.)	顧問の申請をする場合	
コーチ・指導者申請書・承諾書 (様式 部活 7.)	コーチ・指導者を立てる場合	コーチ・指導者の競技経験や指導経験を含めた履歴書添付
コーチ・指導者活動報告書 (様式 部活 8.)	年度終わりにコーチ・指導者が提出	
懇親会・歓迎会に関わる誓約書 (様式 部活 9.)	継続の場合は年度初めに提出、または、新たに団体を設立しようとする場合	
団体設立願 (様式 部活 10.)	団体を設立しようとする場合	「様式 部活 3.」と「様式 部活 6.」を添付
団体解散届 (様式 部活 11.)	団体を解散する場合	

7. その他

書 類	概 説	備 考
通学用自動車等 登録申請書 (様式 71 号)	バイクや自動車を利用して通学する場合	
毛呂山・川越キャンパス 構内駐車場利用願い (様式 72 号)	毛呂山・川越キャンパスの自動車駐車場を利用する場合	
海外旅行届 (様式 73 号)	海外への観光あるいは語学研修で海外旅行をする場合	保護者連署
集会許可願 (様式 74 号)	学内外を問わず、本学学生として集会や催しなどを行なう場合	
印刷物掲示・配布願 (様式 75 号)	印刷物を学内掲示する場合および配布する場合	掲示・配布物のサンプル
教室使用願 (様式 76 号)	研究などで教室使用を希望する場合	
施設使用願 (様式 77 号)	研究などで教室以外の施設使用を希望する場合	
備品使用願 (様式 78 号)	大学の備品などを課外活動その他の目的で使用する場合	
遺失届出書 (様式 79 号)	学内で遺失した場合	
修学上の合理的配慮 申出書 (様式 80 号)	修学上の合理的配慮を希望し、申し出る場合	診断書あるいは障害手帳の写し添付 保護者連署
事故届 (様式 81 号)	学内および学外で発生した事件や事故を報告する場合	
「学校感染症」 治癒（見込み）証明書 (様式 91 号)	学校感染症に罹患した場合	別綴りの様式をコピーして使用

学科長	事務室長	課長補佐	教務課	庶務課	学生課	係

欠 席 届

埼玉医科大学学長 殿

下記の事由により、授業を欠席 { します ・ しました } のでお届けいたします。

記

欠席期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

事 由：

月 日	時 限	授業科目	担当教員名
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		

※記載しきれない場合は、裏面に追記すること

令和 年 月 日

学科 年 学籍番号

氏 名

※必要に応じて、診断書など理由を明らかにする書類を添付すること。

※登校可能後、1 週間以内に提出すること。

月 日	時 限	授業科目	担当教員名
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		

学科長	事務室長	課長補佐	教務課	庶務課	学生課	係

忌 引 届

埼玉医科大学学長 殿

下記の通り、{ 授業・試験 } を欠席 { いたします・いたしました } のでお届けいたします。

記

欠席期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

亡くなられた方のご氏名： (続柄)

死亡年月日： 令和 年 月 日

亡くなられた方のご住所：

令和 年 月 日

学科 年 学籍番号

氏 名 印

保護者等氏名 印

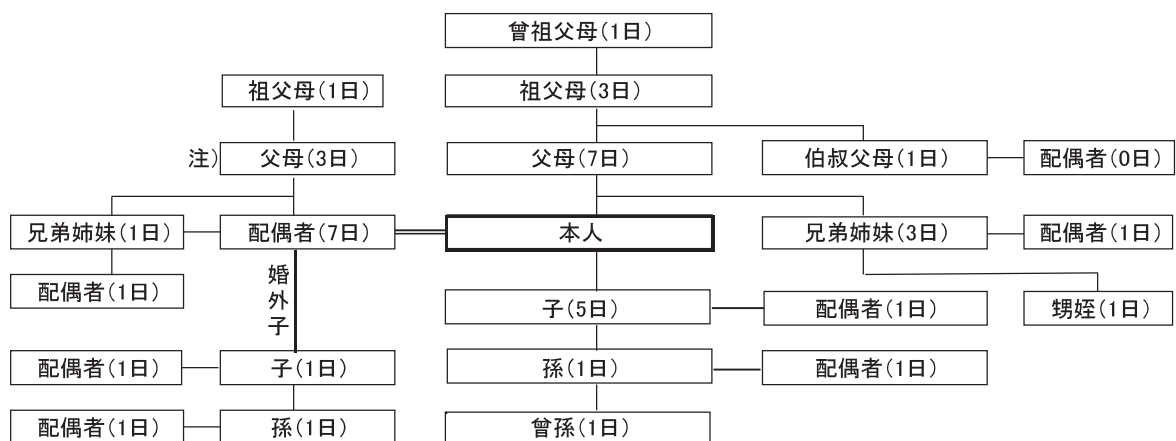
1 親等 (父母など)	連続 7 日間 (休・祝日を含む)
2 親等 (祖父母・兄弟姉妹など)	連続 3 日間 (休・祝日を含む)
3 親等 (伯叔父母・曾祖父母)	1 日間 (休・祝日を含む)

※詳細は裏面を参照してください。

※法事による欠席は忌引の扱いにはなりません。

＜欠席した月日、曜日、時限＞

月日	時限	授業科目	担当教員
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		
月 日 ()	時限		



注) 配偶者の父母は学生本人と同居し、生計を一にしている時は7日とする。

治癒(見込み)証明書

患者氏名： _____ (男・女) _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

診 断 日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

疾患名(第2種の感染症) 該当に☑を付けてください	出 席 停 止 期 間
☐ インフルエンザ □A型 □B型 □不明	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
☐ 新型コロナウイルス感染症	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
☐ 麻疹	解熱後3日を経過するまで
☐ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
☐ 風しん	発疹が消失するまで
☐ 水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで
☐ 咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
☐ 結 核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
☐ その他 (_____)	<u>[第1種の感染症]</u> 治癒するまで <u>[第3種の感染症]</u> 医師により感染の恐れがないと認めるまで
備 考	

上記感染症が治癒し、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校に支障がない(見込みである)ことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名

印

VII 諸規則等

学生の懲戒処分における標準ガイドライン

本学では、学則第 29 条に定める懲戒処分について、処分の適正と公正を図る観点から、処分の指針となる標準ガイドラインを制定しています。

埼玉医科大学学則第 29 条及び埼玉医科大学大学院学則第 27 条に規定する学生の懲戒の手続きについて

(令和 2 年 3 月 27 日制定)

学長裁定第 4 号

埼玉医科大学学則(昭和 47 年 2 月 16 日制定)第 29 条及び埼玉医科大学大学院学則(昭和 53 年 3 月 24 日制定)に規定する学生の懲戒については、次の手続きによるものとする。

1. 学部長(大学院にあつては研究科長、以下同じ)は、学生の行為が懲戒の対象となりうることを認識した場合、速やかに学長に報告するとともに、学生部長等に対し事実関係の調査を行うよう指示をする。この場合、学長は必要に応じ調査委員会の設置を命ずることができる。
2. 当該学生からの事情聴取にあたつては、学生の人権に配慮したうえで行い、弁明の機会を十分に与えるものとする。但し、当該学生が逮捕拘留される等により、直接事情聴取ができない場合はこの限りではない。
3. 調査結果の報告を受けた学長は事実関係の認定を行い、学部長等と協議の上、「学生の懲戒処分における標準ガイドライン」を参考に、懲戒処分の方針を決定する。
4. 学長は懲戒処分の方針について教授会(大学院にあつては研究科委員会、以下同じ)の意見を聴き、処分を確定する。
5. 懲戒処分については、本人に通知するとともに、学内に告示する。
6. 学部長は、学長により懲戒処分が決定されるまでの期間、当該学生を自宅謹慎とすることができる。
7. 無期停学処分を解除する場合、及び有期停学処分を延長する場合についても、学長は教授会の意見を聴いたうえで決定する。
8. 学長は、懲戒決定前に当該学生から退学の申し出があつた場合には、この申し出を受けないことができる。

附則

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上

学生の懲戒処分における標準ガイドライン

区分	非違行為	懲戒処分		
		退学	停学	けん責
犯罪行為	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為（未遂を含む）	○		
	暴力、窃盗、恐喝、詐欺、万引きなどの犯罪行為	○	○	
	薬物犯罪（脱法ドラッグを含む）	○		
	ストーカー、痴漢、盗撮等の犯罪	○	○	
	コンピュータ、SNS の不正使用または不適切使用	○	○	○
交通違反	飲酒運転・無免許運転・暴走運転等の危険運転（事故の有無は問わない）	○	○	
	ひき逃げ	○		
	その他の交通法規違反による人身事故		○	○
	交通法規違反の教唆・幫助		○	○
	本学敷地内・周辺での無断駐車		○	○
飲酒	飲酒を強要し重篤な事態を生じさせた場合	○	○	
	満 20 歳未満の学生と知りながら飲酒を勧める行為、満 20 歳未満の学生の飲酒行為		○	○
試験・授業に係る不正	カンニング等の不正行為 レポート等の盗作や剽窃		○	○
	授業出席に係る不正行為		○	○
学問的倫理	論文等作成における捏造、改ざん、盗用等	○	○	○
ハラスメント	各種ハラスメントによる人権侵害	○	○	○
その他	本学の教育方針に違背する等、学生の本分に反する行為	○	○	○

具体的な処分については、以下を勘案し量定を決定する

- ・懲戒対象行為の動機、態様、過失度合い
- ・他の学生や社会への影響
- ・過去に懲戒対象行為を行っているか

埼玉医科大学学生等個人情報保護規則

(平成 17 年 3 月 26 日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人埼玉医科大学個人情報保護規程（「以下「保護規程」という。」第 23 条に基づき、埼玉医科大学（「以下「本学」という。」）が保有する学生等の個人情報の取扱いに関する大学の責務と大学が講ずべき措置について適切且つ有効な実施を図り、個人情報の主体である学生等個人の情報を保護するとともに、個人情報の開示、訂正及び削除の請求権を保証することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において「個人情報」とは、保護規程の第 3 条第 1 号により定義されるものうち、本学が業務上取得又は作成したものをいう。

2 「個人データ」とは、個人情報保護法第 2 条第 4 項で規定する「個人情報データベース等を構成する個人情報」をいう。

3 この規則において「学生等」とは、本学において教育を受けている者、これから本学において教育を受けようとする者及び過去本学において教育を受けた者並びに受けようとした者をいう。

(個人情報の収集と利用目的の特定)

第 3 条 個人情報の収集及び利用については、保護規程第 11 条及び第 12 条による他、本学の学生等に関する個人情報の利用目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 学内利用に関する次の事項

- ア 名簿管理に関すること。
- イ 学務に関すること。
- ウ 健康診断に関すること。
- エ 奨学事業に関すること。
- オ 生活指導に関すること。
- カ 賞罰に関すること。

(2) 学外への情報提供を伴う次の事項

- ア 保護者等への学務情報の提供
- イ 同窓会、父母会等関連団体への提供
- ウ 官公庁からの照会に関する事項
- エ 奨学団体への提供
- オ 留学先機関への提供
- カ 研修機関への提供
- キ 外部委託に伴う提供
- ク 本学の広報活動等における利用
- ケ 大学コンソーシアム等の大学間交流、公開講座等への参加に伴う利用

(3) その他、安全管理、教育の向上、および教育サービス等の観点から必要な事項

(4) 本学は原則として次の情報を収集してはならない。

- ア 思想、信条及び宗教に関する事項
- イ 社会的差別の原因となる事項

(個人情報の取得や第三者提供の際の本人の同意)

第4条 本学が保有する学生等の個人情報の利用目的、原則として予め当該本人に通知し、又は公表することとする。

2 前項の通知については、口頭、書面、電子メール等の方法で行う。公表については、学校の掲示板及びホームページ等に掲示する方法で行うものとする。

3 当該本人が、当該個人情報の取り扱いについて承諾する場合は、口頭、書面等により意思表示を行うものとする。

4 次の各号に該当する場合については、本人の同意を得ないことができる。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生の向上又は学生等の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体等から法令の定める事務遂行に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより本学の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究または統計解析のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 学生教育を適切に遂行するため、学務上および事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) その他、個人情報保護委員会が正当と認めたとき。

(安全管理措置及び従事者の監督)

第5条 本学は学生等に関する個人データを取り扱う従事者及びその権限を明確にした上でその業務を行わせること。

2 学生等に関する個人データは、その取り扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

3 学生等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

その業務に係る職を退いた後も同様とする。

4 本学は、学生等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従事者に対し、その責務の重要性を認識させ具体的な個人情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うものとする。

(委託先の監督)

第6条 本学は個人データの安全管理について、十分な措置を講じている者を委託先として選定するものとする。

2 前項の規定の趣旨に従い、委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されるために、以下の事項を定めるものとする。

(1) 委託先においてその従業者が知り得た個人情報を漏らし又は盗用してはならないこと。

(2) 個人データ取り扱いの再委託を行うに当たっては、あらかじめ文書により本学の下承を得ること。

- (3) 委託先における保管期間等を明確化すること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除を確実に行うこと。
- (5) 委託先における個人データの加工（委託契約範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
- (6) 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップ等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
- (7) 委託先において個人データ等の漏えい等の事故が発生した場合に委託元へ報告義務を課すこと。
- (8) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合に委託先の責任が明確化されていること。

（個人情報の第三者提供）

第7条 本学は学生等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 提供先において、当該個人データの取り扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこと。
- (2) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって本学の下承を得ること。
- (3) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切且つ確実になされること。
- (5) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものは除く。）を禁止すること。

（保有個人データの開示）

第8条 本学は本人から当該本人の成績の評価、その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、大学における教育活動に与える影響を勘案するものとする。

2 本人の法定代理人から本人に関する保有個人データの開示を求められたときは、原則として本人に対し書面又は開示請求者が同意した方法により手続きを行い、全部又は一部について非開示とする旨の決定をしたときには、本人又は開示請求者に対しその旨を遅滞なく通知するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を本人に開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 大学の運営上、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

（本人の利便を考慮した適切な措置）

第9条 本学は本人からの保有個人データの開示請求が円滑に行われるよう、その手続を本人に周知するよう努めるとともに、閲覧の場所及び時間等について配慮しなければならない。

2 前項に関する具体的な手続き、請求用関係書類の様式その他の案内等については別に定める。

(苦情の処理)

第10条 本学は学生等に関する個人情報の取り扱いに関する苦情の適切且つ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受付ける窓口の明確化等必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

埼玉医科大学保健医療学部の学生に対するハラスメント等防止規則

(平成19年 3月19日制定)

改正 平成24年 3月16日 令和 6年11月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人埼玉医科大学ハラスメント等防止規程(以下「法人ハラスメント防止等規程」という。)第10条の規定に基づき、埼玉医科大学保健医療学部に在籍する学生(以下「学生」という。)に対するハラスメント等の防止及び排除のための措置並びにハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、法人ハラスメント等防止規程の定めるところによる。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、この規則に定めるもののほか、法人ハラスメント等防止規程その他別に定める「ハラスメント防止のために教職員が認識すべき事項」及び「ハラスメント等防止のために学生が認識すべき事項」に従い、ハラスメント等の問題を起こし、又は他者が行うハラスメント等を容認してはならない。

(苦情相談)

第4条 保健医療学部事務室(川角キャンパスを含む。)に、学生からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「相談等」という。)に対応するための相談窓口を設置する。

2 前項の相談窓口に、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)複数名を置く。

3 相談員は、教職員のうちから保健医療学部長が指名する者をもって充てる。

4 学生は、第1項の相談窓口のほか、法人ハラスメント等防止規程第5条第1項の全学の相談窓口に相談等を行うことができる。

(学長への報告)

第5条 相談員は、学生がハラスメント等により著しく学修機会及び教育環境が害され、又は不利益を受けた場合には、保健医療学部長を通じて、学長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び排除のための措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成19年3月19日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日)

この規則は、平成24年3月16日から施行し、平成23年11月26日から適用する。

附 則(令和6年11月22日)

この規則は、令和6年11月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

ハラスメント等防止のためのガイドライン

1 ハラスメント等の防止に関して学生が認識すべき事項

1) 基本的な考え方

ハラスメント問題を起こさないように、学生は他の学生や教職員と接するに当たり、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重し合う意識を持つこと。
- (2) 対等なパートナーシップを確立する意識を持つこと。
- (3) 相手の性別や社会的地位等の属性に関し、不適切な言動をしない意識を持つこと。
- (4) 気づかないでハラスメントの加害者・被害者になることがあるという意識を持つこと。

【ハラスメントの加害者・被害者にならないための心構え】

- ① 言動の受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。
 - ・ 親しさを表すつもり言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ・ 不快に感じるかどうかには個人差があること。
 - ・ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ・ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- ② 相手が拒否し、又は嫌がっている場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ③ 拒否や不快であることの意味表示が相手からいつもあるとは限らないこと。

ハラスメントを受けたものが、上級生や部活の先輩等との人間関係を考えて拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。
- ④ 学内におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、学内での人間関係がそのまま持続する部活の歓迎会、コンパ等の場におけるハラスメント行為に注意しなければならない。

2) ハラスメント等の種類

典型的な4つのハラスメントとその他のハラスメント・人権侵害行為があります。

(1) セクシュアルハラスメント

性的な内容に関する発言や行動により、相手に不快感を与えること。たとえ相手に好意があったとしても加害者になり得る。

具体的には、性的な魅力を指摘する、卑猥な言葉を話す、相手の了解を得ずに体に触るなど相手に対する直接的なものに限らず、ポスターを掲示する、動画を無理やり見せるなどがある。

また、性別による差別的な発言（ジェンダーハラスメント）も含む。

(2) パワーハラスメント

地位や権限又は年齢、経験などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、あるいは修学環境を悪化させること。学生間では部活動の中で起こる可能性が高い。先輩と後輩の関係、顧問と部員の関係、レギュラー選手と控え選手の関係、入部や退部の問題で起こりやすいという特徴がある。

(3) アカデミックハラスメント

教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与えることや、その修学・教育・研究ないし職務遂行上に差し支えるような精神的・身体的損害を与えること。

例えば、授業を受けさせない、学生のプライバシーを暴露する、特定の学生に不要な作業を命ずる、不公平な評価をする、指導・指示に従わないと授業単位をやらないと発言する、といったものがある。

(4) モラルハラスメント

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指す。言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格的尊厳を傷つけたり、修学・研究や仕事の環境を悪化させたりすることをいう。

上下関係にある場合のみならず、対等であるべき友人の間柄でも起こり得るものであり、また、教員や上級生であっても被害者となり得る。

(5) その他のハラスメント・人権侵害行為

・ アルコールハラスメント

20 歳未満の者に対して年齢を確認しないあるいは確認したにもかかわらず飲酒を勧めたり強要したりする、アルコールが苦手な人に対して飲酒を強要する、強要を応援するようにはやし立てる、強要する場面を止めずに見て見ぬ振りをする、飲酒を断りにくい環境を設定するといった行為。

・ 性暴力

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害である。人は自分の心と体を尊重される権利を持っており、性暴力はその権利を著しく侵害するものであることを認識しなければならない。

具体的には、同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等やアルコール、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力、SNS 等を通じた性被害、痴漢等があり、性暴力は刑法上の処罰の対象となり得る。

そのほか、ジェンダーハラスメント、ソーシャルメディアハラスメント、エイジハラスメント、マタニティハラスメント、レイシャルハラスメント、ケアハラスメント等がある。

デート DV などの言動も人権侵害行為になる。

3) 懲戒処分

ハラスメント等の動態等によっては本学の学生としての本分にもとる行為等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。とりわけ性暴力に関しては、退学を含めた厳しい懲戒処分が課されることがある。

2 適正な学修・研究環境を確保するために認識すべき事項

ハラスメントにより学修・研究環境が害される事を防ぐため、教職員及び学生は次の事項について積極的に努めなければならない。

- 1) ハラスメントについて被害を訴えた学生をいわゆるトラブルメーカーとみなしたり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。
- 2) ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。
 - (1) ハラスメントが見受けられる場合は、そうした言動をとった者への注意を促すこと。
 - (2) 被害を受けていることを見聞きした場合は、声をかけて相談にのること。
 - ＊ 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害者を深刻にしないように、気がついたことがあれば声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。
 - (3) 学内においてハラスメントがあった場合には、第三者として、気持ちよく学修・研究ができる環境づくりをするために、担任教員等の教職員に相談することをためらわないこと。相談しやすいように互いの信頼関係構築に努めること。

3 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生に望まれる事項

1) 基本的な心構え

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないと認識すること。

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

被害にあったのは、決してあなたのせいではありません。
- (2) ハラスメント防止に対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題でなく、学修・研究するための適正な環境の形成が重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2) ハラスメントの被害を受けたと思うときに望まれること

学生は、ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。
- (2) 信頼できる人に相談すること。

まず、同級生や友人、担当教員や保健室（学生健康推進室）職員等の身近な信頼できる人に相談することが大切である。
- (3) 相談しても解決が困難な場合には、「相談員」に相談するためハラスメント窓口（保健医療学部事務室、保健室（健康推進室）、学生サポート相談室）で相談、申し立てをする。なお、相談員に相談するときは、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

学生生活に関する規定 1

— 災害に対する予防と対応 —

1. 災害に対する予防と防災の心得

1) 一般的事項

(1) 登校時の心得

- ① 緊急時に救急車や消防自動車の通行の妨げにならないよう、自転車、自動二輪車、自動車は所定の場所に置くこと。

(2) 下校時の心得

- ① 教室は窓締め等の安全確認を行い、冷暖房のスイッチを切り、消灯のうえ退出する。
- ② 必要のない電気器具のコンセントは抜いておくこと。

(3) 実習室・実験室使用中の心得

- ① 実習室や実験室を使用する際には、実習責任者・実験責任者の指示に従い安全に配慮すること。

2) 火災の予防と防災の心得

(1) 構内は禁煙です。

(2) 構内において許可なく火気を使用しないこと。

(3) 火気の近くには燃えやすいものを置かないこと。

(4) 火気使用後は後始末を完全に行うこと。

(5) 消火器、火災報知機等の設置場所と使用方法を平素から確認し、熟知しておくこと。

(6) 教室、実習室内の整理整頓に心がけ安全な避難路を平素から確保しておくこと。また、避難口の近くや防災扉の前には物を置かないこと。

3) 地震発生に備えての防災の心得

(1) 平常時

- ① 学生間（クラス、部活、友人等）で折に触れて話し合いをすること。
- ② メディア等で地震についての知識を得ておくこと。
- ③ 教室、実習室内の整理整頓に心がけ安全な避難路を平素から確保しておくこと。
また、避難口の近くや防災扉の前には物を置かないこと。

(2) 注意報等の発令時

① 学内にいる場合

- ア) 課外活動は中止すること。
- イ) 窓のカーテン、ブラインド類を閉鎖すること。

- ウ) 火気は使用しないこと。
- エ) エレベーターを使用しないこと。
- オ) 大学の指示に従うこと。

② 学外にいる場合

- ア) メディアや地域の緊急非常放送から、正しい知識を得ること。
- イ) 地方自治体が実施する地震防災応急対策の指示に従うこと。

4) 自然災害時の休講基準

- (1) 警報または、特別警報が発令された場合、発令後の授業等（講義、実習、演習、試験を含む）は中止とする。

- ① 授業等の開始予定が午前である日においては、午前 6 時から授業開始までの、ある時点で警報が発令されていれば、その後解除されても午前の授業等は中止となる。

この場合、午前 10 時の時点で警報が発令されていれば、その後解除されても午後の授業等も中止となる。

- ② 授業等の開始予定が午後である日においては、午前 10 時から授業開始までの、ある時点で警報が発令されていれば、その後解除されても午後の授業等は中止となる。

なお、臨地実習（臨床実習）の場合に限っては、原則として実習は通常どおり実施するが、遅刻や欠席については十分な配慮を行うので、自らの安全を優先しつつ、状況に応じて実習参加の可否を考えて行動すること。

- ③ 休講の対象となる警報の発令地域は、以下の区分による。

受講場所	警報の発令地域
日高キャンパス	日 高 市
川角キャンパス	毛呂山町
毛呂山キャンパス	毛呂山町
川越キャンパス	川 越 市

- (2) 警報または、特別警報が発令された場合とは、次のいずれかが発令された場合とする。

① 警報

- ア. 大雨・暴風警報（大雨警報と暴風警報がともに発令された場合）
- イ. 暴風雪警報
- ウ. 大雪警報

② 特別警報

- ア. 大雨特別警報
- イ. 暴風特別警報
- ウ. 暴風雪特別警報
- エ. 大雪特別警報

- (3) 事前に大きな被害が予想される場合は、危険性を考慮し、学部長の判断により事前に休講を決定することがある。

※休講等の連絡は、メールにてお知らせいたします。必ず受信できるよう、スマートフ

オン等へのメール転送設定をしておくこと。

5) 自然災害時の学生の対応

- (1) 「自然災害時の休講基準」によって休講かどうかを判断し、休講時は登校しない。
- (2) 授業等の実施中に警報または、特別警報が発令された場合は、学部長の判断に従う。
- (3) 大学外の施設での実習中に当該施設の地域に警報または、特別警報が発令された場合には、担当教員の指示に従う。
- (4) 通学経路に警報または、特別警報が発令された場合は大学（事務室）に連絡を取り、登校せず帰宅する。

◎ 地震から身を守る際の優先順序

- ① まずわが身の安全をはかる（机の下にもぐりこむ等）。
- ② 火の気がある場合には可能な限り火の始末を行う。
- ③ 落下物等に気をつけ、すばやく危険な場所から離れる。
- ④ 避難は徒歩が原則（身軽な格好で）。
- ⑤ 正しい情報をつかむ。
- ⑥ まわりの人たちと冷静に協力しあう。
- ⑦ 大学へ安否等の連絡をする。

学生生活に関する規定 2

— 安全運転および事故遭遇時の対処 —

1. 安全運転の心得

1) 自転車、自動二輪車、自動車を運転する場合

- (1) 交通ルールを守ること。
- (2) 安全速度を守り、安全運転を心がけること
- (3) カーブの手前ではスピードを落とすこと。
- (4) 交差点、踏切、一時停止の場所では必ず安全を確かめること。
- (5) 横断歩道では歩行者の安全を守ること。
- (6) シートベルト、ヘルメットを必ず着用すること。
- (7) 運転しやすい服装で行うこと。

2. 事故遭遇時の対処

1) 事故に遇った場合には、先ず人命救助に努めること。その後、事務室へ速やかに報告すること。

2) 報告あたっては、以下の事項を落ち着いて正確に伝えること（「事故届(様式 81 号)」の提出）。

- (1) 学科
- (2) 学年
- (3) 氏名
- (4) 事故遭遇時間と場所
- (5) 状況
- (6) 負傷者の有無

マルチメディア教室利用規則

(本規則の目的)

- 1 マルチメディア教室 (MM 教室) の利用は、この規則の定めるところによる。

(利用目的の範囲)

- 2 MM 教室 は、下記の目的で利用することができる。
 - 1) 教育 (講義、演習、実習などの教育活動)
 - 2) 研究 (マルチメディア医学教育など MM 教室 の必要性が高い研究活動)
 - 3) 学習 (本学部学生の学習活動)
 - 4) 地域社会への貢献 (公開講座など)
 - 5) その他、医学情報施設運営委員会が認めたもの

(利用者の範囲)

- 3 MM 教室 は、下記の者が利用できる。
 - 1) 本学部の教職員、学生
 - 2) 関連学校の教職員、学生
 - 3) その他、医学情報施設運営委員会が認めた者

(利用時間)

- 4 MM 教室 の利用は、大学の通常業務日の、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

(利用の手続き)

- 5 MM 教室 を利用する際には、以下の手続きを要する。
 - 1) 関連学校の教職員および学生
本学部指定の「施設利用願い」を保健医療学部事務室に提出する。
 - 2) その他の者
本学部指定の「施設利用願い」を保健医療学部事務室に提出し、医学情報施設運営委員会の許可を得る。

(利用の優先順位)

- 6 MM 教室利用の優先順位は、原則的には下記のとおりとする。ただし、優先順位が同じ場合は、保健医療学部事務室が調整を行う。
 - 1) 授業時間内は、本学部学生に対する教育目的の利用を優先する。
 - 2) 授業時間外は、本学部学生の学習目的の利用を優先する。
 - 3) 上記以外の目的の利用は、保健医療学部事務室への届け出順を優先する。

(学生の利用)

7 本学部の学生は、教員の同伴がなくても下記に従って MM 教室 を利用することができる。

1) 利用の目的

(1) 本学部の学生として必要な活動

(2) その他、医学情報施設運営委員会が認めたもの

2) 利用可能な設備

(1) 教壇以外に設置されたコンピュータおよびその周辺機器

(2) 埼玉医科大学教育学術情報ネットワーク (SMSNET)

3) 学生が利用する際の具体的方法は、「マルチメディア教室を学生が利用するためのガイドライン」に定める。

8 本規則に定めるものの他、MM 教室 の利用に必要な事項に関しては、医学情報施設運営委員会の定めるところによる。

マルチメディア教室を学生が利用するためのガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、埼玉医科大学保健医療学部の学生（以下、学生という）が、教員の同伴なしでマルチメディア教室（MM 教室）を利用する際の細則を定める。

2 利用に際し、遵守しなければならない規則、ガイドライン

- 1) 「マルチメディア教室管理規則」
- 2) 「マルチメディア教室利用規則」
- 3) 「埼玉医科大学教育学術情報ネットワークを学生が利用するためのガイドライン」

3 利用時間

MM 教室の利用は、大学の通常業務日の、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

4 機器の故障などの連絡

機器の故障が発生した場合は、速やかに保健医療学部事務室に連絡する。業務時間外の場合は、翌業務日に連絡する（内線 3101）。

5 緊急連絡

火災など特に緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに保健医療学部事務室に連絡する（内線 3101）。

6 MM 教室利用上のマナー

- 1) 学生同士で助け合い、円滑な利用を心掛ける。
- 2) 教壇に設置された機器は使用しない。
- 3) 設備はすべて精密機器であり、取り扱いには十分注意する。
- 4) 機器は勝手に移動させない。
- 5) 無駄なプリントアウトはしない。印刷した紙を散らかさない。
- 6) 室内および周辺における飲食および喫煙を禁ずる。
- 7) 室内および周辺では静粛にする。
- 8) 機器の盗難防止およびコンピュータウィルスの感染防止に努める。
- 9) 退室時は端末の電源を必ず切る。
- 10) 社会的モラルに反することをしない。

- 例：① 文章、画像、音楽、ゲームなどについて著作権を侵害する行為、
② 誹謗中傷や公序良俗に反する行為、
③ 他人のファイルなど著作物を許可なく見る、複写する、改ざんする行為、
④ 他人の ID を使用する、etc.

なお、MM 教室管理運営上必要なとき、利用者の保存ファイルや使用状況を調査することがある。

7 医学情報施設運営委員会は、本ガイドラインを守らない学生の利用を停止することがある。

1 策定の趣旨

本学における部活動（運動部・文化部・同好会）を主な対象とし、学生にとって望ましいスポーツ並びに芸術・文化環境を構築し、学生の教養を高め、多様な形でそれぞれの部活動が最適に実施されることを目指し、「埼玉医科大学 部活動のガイドライン」を策定する。

2 部活動の基本的な捉え方

部活動には、多様な個性を認め合い伸長し合うことで、他者を尊重し他者と協働する精神、公正さと自己を律する態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む効力がある。そのためには、すべての部員が本ガイドラインを十分に理解し、遵守する必要がある。

学生が部活動に主体的に係ることは、将来、社会に貢献することのできる有能な医療人としての基本的な人間形成を図る上で極めて有益であると考え、大いに推奨するものである。

3 部活動の体制

- 部活動の運営に当たっては、主将（部長）＜※以下、「主将」＞を中心とする学生の自主活動を尊重するが、大学との情報共有の徹底を図るために常に顧問との連携を密にする。年度始めには、定例活動計画（様式 1.）並びに年間行事計画（様式 2.）を立案し、部活・同好会メンバー表（様式 3.）とともに大学（医学部学務課・保健医療学部事務室）に届け出る。年度の終わりには年間行事報告書（様式 4.）を同様に提出する。内容に変更があった場合には適宜申告をする。また、必要に応じて、大学による指導助言を仰ぐものとする。
- 学生部長の指示のもと、必要に応じて顧問・主将会議が開催される。部活動の基本方針や共通事項などの確認及び部活動上の問題点や課題等の共有と、解決のための方策を検討する会議である。
- 部活動におけるコーチ及び上級生等による指導と称する暴力や体罰行為は厳禁とする。
- 怪我や部活動運営上での事故発生時の対応要領や緊急時の連絡体制を整え、安全管理に万全を期す。怪我や事故発生時には、主将は速やかに顧問及び医学部学務課・保健医療学部事務室に連絡をする。必要であれば医学部学務課・保健医療学部事務室から関連医療施設へ学生の受け入れが要請され、その後の経過を含め、学生部委員会への報告が行われる。さらに医学部では、学生支援室、学年小委員会にも報告が行われる。部活動内部における「緊急時の連絡体制」については各部が提出するメンバー表に記載する。
- 入部の勧誘にあたっては、入部希望者が学業との両立が可能かどうか自身で判断できるよう、入部前に部活動の概要（部活動状況・負担費用等）を明確に伝える。入部は本人の自由意志であり、執拗な勧誘は行わない。また、入部希望者は選抜せず受入れるように務める。
- 退部・休部は本人の自由であり、希望があった場合は強く引き止めず、本人の意思を最大限尊重し、開かれた部活動運営を旨とする。
- 部活動の運営資金については、適正な使用と記録を行い、収支報告については領収書等のエビデンスとともに顧問教員の監査を受ける。

4 部活動と学業との両立

- 学業が優先である。将来的に有能な医療従事者を育てる場の一つとして部活動を大いに推奨するが、あくまでも学業優先とし、学業に影響を及ぼさないようメリハリをつけた部活動となるように努める。
- 定期試験 1 週間前から定期試験最終日の前日までは、原則として休養日に充てる。ただし、その期間に大会がある場合、試合だけに参加することは部員の裁量に任せるが、その場合には十分な事前の勉強が前提である。
- 留年生に対しては、本人、主将、顧問らで相談のうえ、学業に専念できるよう休部を含めた対応策を検討する。

5 適切な休養日の設定

- 休養日の設定については、以下の基準を踏まえて、部ごとに定める。

＜設定基準＞

- ・学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける
- ・長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとする。また、学生が多様な部活動を行うことができるようにある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるものとする。
- ・通常の1日の実活動時間は、原則として平日2時間程度とし休日は3時間程度を目安とする。

6 合宿・大会・練習試合等

- 大会参加や練習試合等は、目的を明確にして決定するなどして、その精選に努める。
- 大会参加や練習試合、合宿については、顧問の了解を得た上で、所定の書類（様式5.）に必要事項を記入の上、あらかじめ大学（医学部学務課・保健医療学部事務室）に届け出る。
- 練習・試合・合宿場所への移動について事故のないように十分に注意する。それらの送迎について自動車を所有する部員に負担が大きくなるよう配慮する。

7 部活動顧問の在り方

- 顧問については、主将からの申請書（様式6.）に部活動顧問承諾書（様式7.）を添え学生部委員会へ提出する。学生部委員会で審議し、その結果を踏まえて学部長が部活顧問を正式に任命する。
- 主将との連絡を密とする。
- 部員や部活動の問題を把握するよう努める。
- 留年生に関しては、本人、主将らと相談の上、部活動制限の必要性について検討する。
- 休部、退部に関する相談には本人の意思を尊重し対処する。
- 部活動内部での体罰およびハラスメント厳禁を遵守させる。
- 年度末には学生会から配分された部費の収支について部員（会計係）とともに確認する。

8 部活動コーチ・指導者の在り方

- 選定基準に従い、主将、顧問による申請書（様式8.）に部活動コーチ・指導者承諾書（様式9.）を添え、学生部委員会へ提出する。また、コーチ・指導候補者の競技経験や指導経験を含めた履歴書（書式の規定はないが、職歴、現住所、連絡方法の記載も必要）を添付すること。学生部委員会で審議し、その結果報告を受け学部長がコーチあるいは指導者として正式に承認する（選定基準を満たさない場合には再検討を要請する場合がある）。
- コーチ・指導者は、このガイドラインを遵守し、活動報告書（様式10.）を大学に提出する。
 <選定基準>
 - ・医科大学における課外活動としての部活動の意義を理解し適切な対応ができる。
 - ・指導する競技あるいは指導内容に精通をしている。
 - ・指導における体罰厳禁を厳守できる。
 - ・学生指導の経験をもつことが望ましい。
 - ・住所、勤務先、連絡先が明確である（緊急の連絡ができる）。
 - ・報酬（指導料）については部活動宛の領収書に署名をし、必要に応じて税務申告を行う。

9 ハラスメントの防止と飲酒行為等への対応

- パワー、セクシャル、ジェンダー、アルコールなどのハラスメントを十分理解し、部活動内部において、「しない」「させない」を徹底する。
- 飲酒については20歳未満の学生には決して飲ませてはいけない、成人であっても飲酒を強要しない、一気飲みをさせない。これらを厳守すること。酔ったうえでの迷惑行為をしない。
- 部活動の懇親会・歓迎会等に関わる誓約書（様式11.）に署名捺印＜主将＞して年度当初に提出する。
- 新入生歓迎会等については、部員の金銭的負担も踏まえ簡素に行うとともに、参加者の自宅までの時間を考慮し、午後10時までの帰宅が可能な段取りを組む。
- 未成年者が飲酒をしないためのシールの着用を心掛ける。
- 部活・練習・試合後の食事会への出席を強要しない。試験直前の部活動、練習、あるいは試合や演奏会などへの応援を強要しない。

10 部活動において学則に反するような不祥事・問題行動等が起きた場合の対応

- 学則に反するような不祥事・問題行動等が起きた場合は、速やかに顧問及び医学部学務課・保健医療学部事務室に報告することで問題の周知を図るとともに再発防止に努める。
- 大学に属し責任ある行動が求められることへの共通理解のもと、責任ある部活動の在り方、学業優先、ルール重視、顧問への報告・相談体制の確立を徹底する方策を含め、再発防止策を含めた報告書を作成し医学部学務課・保健医療学部事務室を通して学生部委員会へ提出する。
- 部活動への処分（注意勧告、部活動停止、廃部あるいは部活動停止解除など）は学生部委員会における審議によって決定される。処分内容は学長ならびに学部長への報告後、顧問ならびに主将へ通知したのち、告示される。

11 運動部活動における留意点

- 運動部においては、科学的なトレーニングの導入、適切な健康管理の徹底など、合理的で効果的な部活動に努める。
- 新歓練習（新入生に体験させる練習）について、それぞれのスポーツの初心者とは勿論、たとえ経験者であっても、最初から過激な運動はさせず、準備運動、導入練習、部分参加、などの段階を経て通常の部活動練習へ移行すること。また適切な休養日も設けるなど、慎重な対応を図る。
- 各部活動は、東日本医科学生総合体育大会（東医体）の運営本部が作成している、「夏季安全マニュアル（夏季に行われる全競技）」と「冬季安全マニュアル（スキー、アイスホッケー競技）」を遵守する。これら各種マニュアルは各年度の東医体ホームページからダウンロード可能である。内容的には、全部活動共通の安全マニュアルと各部活動（種目）独自の安全マニュアルとがある。さらに、頭部外傷に伴う脳震盪の対応に関しては日本臨床スポーツ医学会学術委員会 脳神経外科部会で作成している「頭部外傷 10 か条の提言」を参照する。これも日本臨床スポーツ医学会のホームページ（<https://www.rinspo.jp/>）からダウンロード可能である。これらのマニュアルを部員全員が必ず精読する。
- 熱中症予防の対策については、東医体が作成した「中断マニュアル」を参照する。東医体の基準はWBGT（湿球黒球温度）の計測による試合の中断あるいは中止基準であるが、各部活動は試合だけではなく、練習においてもこの基準を遵守する。競技ごとに基準は異なるが、熱中症に対して全部員が十分に理解し、その対策を講ずる必要がある。このマニュアルも各年度の東医体ホームページからダウンロード可能である。
- 各競技の練習あるいは埼玉医科大学施設で開催される試合については、開始直前の時点で気象庁の雷注意報※1）、各種警報※2）または各種特別警報※3）が発令されている場合には屋外で行う部活動は中止する。部活動（競技）中止の対象となる警報の発令地域は、毛呂山町（毛呂山キャンパス、川角キャンパス）、日高市（日高キャンパス、50 周年記念総合グラウンド）とする。グラウンドのコンディションが不良な場合には、上記警報が出ない場合でも自主的に練習を中止する。その他、50 周年記念総合グラウンドでは、管理室から中止の指示があった場合には必ずそれに従うこと。
※1）雷注意報が出た場合には屋外で行う部活動の各競技を中止する。情報収集には「雷ナウキャスト」のサイトを参照する。警報が出ていない場合でも、雷鳴が聞こえるときは、練習を中断し、安全なところに避難する。
※2）警報とは大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、雷警報をさす（授業の休講基準とは一部異なる）。
※3）特別警報とは大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をさす。

- 参 考
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30 年 3 月
 - ・「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために一スポーツ庁長官メッセージ」平成 30 年 6 月 15 日 スポーツ庁
 - ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」：文化庁
 - ・「埼玉医科大学学生便覧」2019 版 P92～P93
 - ・日本臨床スポーツ医学会ホームページ（<https://www.rinspo.jp/>）
 - ・東日本医科学生総合体育大会の運営本部作成の安全対策マニュアル（URL は各年度の主管校ごとに変更される）

ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

インターネットにおけるホームページ(World Wide Web: WWW、WEB)ならびに LINE、Facebook、X、Instagram などのソーシャルネットワークサービス(SNS)は大変便利なコミュニケーションツールですが、その不適切な利用が倫理的さらには法的に問題となる場合があります。そこで、WEB や SNS のサービス、さらに PC やスマートフォンなどの通信デバイスの取り扱いと個人情報保護の遵守をもう一度確認してください。とくに、大学の名前やロゴを使用してソーシャルメディアで発言してしまうと、閲覧者は貴方の個人的な発言を「埼玉医科大学の発言」として受け取るかもしれません。本ガイドラインを参考にソーシャルメディアの利用の注意事項を十分理解し遵守しましょう。

【スマートフォンやアカウントの利用において遵守すべきこと】

他者のスマートフォンや SNS を無断で使用することは「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」によって処罰されることがあります。

1. 不正アクセスされないよう、スマートフォンや SNS のアカウントのパスワードは他者に知られないようにしてください。
2. 他者のスマートフォンを許可なく使ったり、のぞき見る行為はやめましょう。
3. 他人のアカウントを奪うおよび無断で使用する「なりすまし」行為は絶対に行ってはいけません。
4. 安易な気持ちでアカウントを他者に預けることもしてはいけません。「なりすまし」に悪用されないように心掛けてください。
5. パスワードは「強力なパスワード」（十分に長く複雑なもの）を設定してください。
6. パスワードの「使いまわし」（様々なサービスで同一のパスワードを設定すること）は行わないでください。

【WEB や SNS での情報発信について】

以下の内容を発信しないように注意しましょう。

1. 他者を誹謗中傷する内容
2. 他者のプライバシーにかかわる内容
3. 公の秩序または善良の風俗に反する内容
4. 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想などに関する差別的な内容
5. 教育および研究上で秘密保持が必要な内容
6. 自分および他人の住所、電話番号などの個人情報

【WEB や SNS への投稿について】

WEB や SNS 上は公の場なので一時の感情で投稿することはとても危険です。

1. 一度投稿してしまうと、複製されたコメントや写真が異なるサイトに無断で掲載され拡散する恐れがあります。
2. 安易な気持ちで投稿した内容が他者を傷つける場合があります。さらには、名誉毀損など法的な措置をとられることがありますので、慎重に投稿しなければいけません。

3. 投稿された内容によっては、自分自身の将来に影響が及ぶことを理解しましょう。

【秘密保持と個人情報保護について】

臨床実習中の病院および患者の情報に関して、守秘義務のある内容や個人の特定が可能な情報を WEB や SNS 上で発言あるいは掲載することは絶対に行ってはいけません。

さらに、学生、卒業生、教職員およびその関係者の個人情報保護にも務めてください。

個人が特定できる情報には写真や動画も含まれます。これらを WEB や SNS へアップロードするなどの行為は思わぬトラブルを引起す恐れがあります。

1. 個人が特定できる写真などを無断で WEB や SNS に公開してはいけません。
2. むやみに写真などを撮影・記録してはいけません。また、写真などを撮る場合は、第三者が写り込まないように配慮しましょう。
3. 講義室、実習室そして研究室などにおいて写真などの撮影・記録がどうしても必要なときは、担当教員や指導教員の許可を得る必要があります。

【WEB や SNS の不正使用または不適切使用について】

WEB や SNS の不正使用または不適切使用が行われた場合には、それが犯罪行為と見なされ、法的な措置がとられる場合があります。不正使用または不適切使用が行われた場合には、学則による処分の対象になることがありますので十分注意をしてください。

ソーシャルメディアを利用する際には他者に敬意を払い、発言内容には責任をもつように心掛けてください。間違った内容を配信してしまった場合は、それを認め、迅速に訂正することが賢明です。自分自身を守るため WEB や SNS、さらに PC やスマートフォンを正しく便利に使用しましょう。

VIII 教員一覽

Ⅷ 教員一覧

埼玉医科大学保健医療学部 オフィスアワー制度

本学部では、「オフィスアワー制度」を導入しています。

オフィスアワーとは、学生と教員のコミュニケーションを充実させるために設けられた時間帯のことです。この時間帯には、授業や学業に関することはもちろん、学生生活や進路に関する個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機していますので、気軽に研究室をお訪ねください。利用する場合は、原則 シラバスに明記してある手段でご利用ください。なお、臨時の会議や出張などにより担当教員が不在の可能性もありますので、事前に電話・メールなどで連絡をとることをお勧めいたします。

1. 専任教員

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
茅野 秀一	学部長	病理学					医 師	40年

専門教育部門

看護学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
千田 みゆき	学科長 特任教授	地域看護学					看護師 保健師	1年 3年
大賀 淳子	特任教授	精神看護学					看護師	2年
大森 智美	教 授	母性看護学					看護師 助産師	5年
丸井 明美	教 授	老年看護学					看護師	14年
本谷 久美子	教 授	成人看護学					看護師	9年
横山 ひろみ	教 授	基礎看護学					看護師	10年
粟生田 友子	客員教授	成人看護学					看護師 保健師	6年
大澤 優子	准教授	精神看護学					看護師	14年
金子 優子	准教授	生理学						
櫻庭 奈美	准教授	成人看護学					看護師 保健師	15年
鳥谷 めぐみ	准教授	老年看護学					看護師	5年
土師 しのぶ	准教授	小児看護学					看護師	12年
藤村 博恵	准教授	母性看護学					看護師 保健師 助産師	10ヶ月 10年
山路 真佐子	准教授	地域看護学					看護師 保健師	7年
青木 君恵	講 師	成人看護学					看護師 保健師	5年
大野 美佐子	講 師	心理学					公認心理師 学校心理士	6年 16年
川合 美奈	講 師	小児看護学					看護師	6年
櫻井 蘭子	講 師	地域看護学					看護師 保健師	3年
関根 由紀子	講 師	基礎看護学					看護師	7年
奈良 かな子	講 師	基礎看護学					看護師	30年
西岡 ひとみ	講 師	地域看護学					看護師	17年
松坂 充子	講 師	母性看護学					看護師 助産師	1年 6年
村田 美穂	講 師	成人看護学					看護師 保健師	9年 8ヶ月
山崎 美智子	講 師	基礎看護学					看護師	10年
内田 久子	助 教	地域看護学					看護師 保健師	8年
大木田 亜衣	助 教	精神看護学					看護師 保健師	14年 7ヶ月
加古 幸子	助 教	基礎看護学					看護師	22年
梶原 貴宏	助 教	成人看護学					看護師 保健師	8年
上西 由美	助 教	母性看護学					看護師 助産師	1年 8年
川端 泰子	助 教	地域看護学					看護師 保健師	3年 18年
工藤 岳夫	助 教	成人看護学					看護師	17年
齋藤 美奈子	助 教	小児看護学					看護師	14年

看護学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
穴戸 裕子	助 教	基礎看護学						
高橋 梢	助 教	小児看護学					看護師	14年
塩見 直子	助 教	基礎看護学					看護師	27年
鳥海 美穂子	助 教	基礎看護学					看護師	10年
野田 万里	助 教	地域看護学					看護師 保健師	3年 17年
篠原 清美	助 手	成人看護学					看護師	26年
高橋 裕里子	助 手	老年看護学					看護師	11年

臨床検査学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
小野川 傑	学科長	免疫学、免疫検査学、 輸血検査学					臨床検査技師	
飯野 望	教 授	遺伝子検査学、臨床血液学					臨床検査技師	27年
木下 勇一	教 授	病理検査学、細胞診断学					臨床検査技師	26年
藤原 智徳	教 授	生理学						
山岸 敏之	教 授	解剖学						
小野 公嗣	准教授	解剖学					第一種衛生管理者	
黒田 真代	准教授	病理検査学、細胞診断学					臨床検査技師	
酒井 純	准教授	細菌学					医 師	13年
与五沢 真吾	准教授	公衆衛生学						
内田 康子	講 師	生理機能検査系実習					臨床検査技師	4年
大村 一之	講 師	臨床検査系実習					臨床検査技師	8年
高橋 祐介	講 師	基礎臨床化学、臨床化学					臨床検査技師	10年
伴場 裕巳	講 師	生化学、栄養学					管理栄養士	
水谷 諭史	講 師	臨床検査系実習					臨床検査技師	2年
森 幸太郎	講 師	遺伝子検査学					臨床検査技師	4年
山本 晃司	講 師	病因生体防御系実習、 生物学実習					臨床検査技師	2年
山本 梓司	講 師	機能系実習					臨床検査技師	
小峰 伸一	客員講師	臨床検査学、検査管理学					臨床検査技師	7年
川田 真衣	助 教	形態検査系実習					臨床検査技師	
古川 敏基	助 教	臨床検査学、検査管理学					臨床検査技師	7年
山賀 貴	助 教	公衆衛生学					臨床検査技師	
竹内 慶太	助 手	微生物学					臨床検査技師	10年

臨床工学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
宮本 裕一	学科長	医用工学、医用光学						
笠松 直史	教 授	医用工学、光量子エレクトロ ニクス						
下岡 聡行	教 授	生体工学						
若山 俊隆	教 授	メカノフォトニクス、 光計測						
山下 高生	教 授	情報工学						
山下 芳久	客員教授	血液浄化学、臨床工学					臨床工学技士 臨床検査技師	26年
奥村 高広	准教授	生体機能代行技術学、 機械工学					臨床工学技士	9年
川邊 学	准教授	血液浄化法、 医療機器保守管理					臨床工学技士	5年
白石 直子	講 師	生体機能代行技術学					臨床工学技士	5年
SUKO BAGUS TRISNANTO	講 師							

臨床工学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
中島 孔志	講師	脳情報学、情報システム学						
三輪 泰之	講師	血液浄化法、医療機器保守管理					臨床工学技士	13年
本塚 旭	講師	臨床工学					臨床工学技士	8年
脇田 政嘉	講師	生化学、生物物理						
梅澤 奈菜	助教	医用工学、医用光学、免疫					臨床工学技士	7年
齋藤 文	助教	情報工学						

理学療法学科

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
高倉 保幸	学科長	神経理学療法、義肢装具、医療統計					理学療法士	23年
赤坂 清和	教授	筋骨格理学療法、スポーツ理学療法					理学療法士	8年
新井 智之	教授	運動学、介護予防・高齢者の理学療法					理学療法士	5年
國澤 洋介	教授	職業倫理職場管理学、がんの理学療法、医療統計					理学療法士	18年
大久保 雄	准教授	スポーツ理学療法、筋骨格理学療法、バイオメカニクス					理学療法士	3年
時田 幸之輔	准教授	解剖学、物理療法学					理学療法士	6年
金井 欣秀	講師	発達障害理学療法、障害福祉サービス					理学療法士	7年
小関 要作	講師	運動学習、義肢装具学					理学療法士	11年
澤田 豊	講師	理学療法学、骨関節疾患の理学療法					理学療法士	8年
服部 寛	講師	スポーツ理学療法、運動器理学療法					理学療法士	11年
三浦 佳代	講師	理学療法学基礎実習、神経・筋系理学療法学演習					理学療法士	5年
森田 泰裕	講師	介護予防、高齢者の理学療法					理学療法士	14年
師岡 祐輔	講師	骨・関節疾患の理学療法、義肢装具学					理学療法士	5年
姉帯 沙織	助教	人体の構造と機能（解剖学、比較解剖学）					理学療法士	10年
甘利 貴志	助教	代謝系理学療法学					理学療法士	9年
清水 夏生	助教	中枢神経系理学療法学、義肢装具学、理学療法教育学					理学療法士	10年
飛田 和基	助教	呼吸循環系、内部障害、心臓リハビリテーション					理学療法士	12年

共通教育部門

氏名	職名	専門領域	居室No.	外線No.	内線No.	E-mail	免許	実務経験
田邊 一郎	特任教授	内科学、消化器内科学					医師	42年
嶋崎 晴雄	教授	内科学					医師	36年
辻 美隆	教授	外科学					医師	36年
間山 伸	教授	英語、医学英語						
池田 将樹	客員教授	内科学					医師	37年
上滝 圭介	講師	英語、医学英語						
是村 利幸	講師	医療安全、情報科学					看護師	15年

2-1. 非常勤教員(学内)

氏名	担当科目名	学科	学年
青地 英和	人体の構造と機能実習(構造系)	理学療法学科	2年
秋山 貴弘	臨床支援技術	臨床工学科	2年
朝倉 博孝	ヒトの病気Ⅰ	臨床検査学科	2年
	疾病の成り立ちⅡ	看護学科	2年
	ヒトの病気Ⅰ/ヒトの病気Ⅵ	臨床工学科、理学療法学科	2年
味原 さや香	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
足立 佳也	麻酔学	臨床工学科	2年
天野 博明	ヒトの病気Ⅰ	臨床検査学科	2年
新井 久稔	精神疾患	理学療法学科	2年
石井 優花	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
石川 聖	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
石田 明	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
	ヒトの病気Ⅲ	臨床検査学科	2年
	ヒトの病気Ⅰ/ヒトの病気Ⅵ	臨床工学科、理学療法学科	2年
市村 辰太郎	臨床微生物学実習	臨床検査学科	3年
市村 拓哉	麻酔学	臨床工学科	2年
伊藤 大輔	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
稲田 博輝	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
井上 快児	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年
岩佐 健介	薬理学	臨床検査学科	2年
岩崎 寛之	理学療法管理学	理学療法学科	3年
	中枢神経理学療法学演習Ⅰ	理学療法学科	3年
	中枢神経理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
内田 賢太郎	麻酔学	臨床工学科	2年
梅田 真梨子	放射線医学概論	臨床工学科	4年
海老原 弘剛	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
及川 洋一	ヒトの病気Ⅲ	臨床工学科、理学療法学科	3年、2年
大賀 公子	看護倫理	看護学科	2年
大金 佳菜	臨床微生物学実習	臨床検査学科	3年
大久保 裕也	中枢神経理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
大崎 成美	精神看護学概論	看護学科	2年
大谷 伸生	検査システム学	臨床検査学科	3年
大塚 砂織	小児看護学活動論	看護学科	2年
大間 陽子	生物学	臨床検査学科	1年
岡井 公志	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
岡田 吉隆	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年
奥泉 孝広	看護管理学	看護学科	2年
小澤 千恵	母性看護学概論	看護学科	2年
小野 誠	感染看護学	看護学科	2年
小野寺 亘	医療経済学	看護学科	4年
小山 優子	在宅看護学活動論Ⅱ	看護学科	3年
梶原 健	生殖医療と看護	看護学科	2年

氏名	担当科目名	学科	学年
加島 聡美	看護学概論Ⅰ	看護学科	1年
加藤 順子	生殖医療と看護	看護学科	2年
金田 光平	疫学	臨床検査学科	3年
	人体の科学入門	臨床検査学科	1年
樺澤 寛二	臨床工学	臨床工学科	4年
釜田 峰都	麻酔学	臨床工学科	2年
上村 永	精神疾患	理学療法学科	2年
鴨下 文貴	感染看護学	看護学科	2年
川俣 郁馬	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年
川村 勇樹	生物学実験	臨床検査学科	1年
川村 利江子	検査システム学	臨床検査学科	3年
神林 宏汰	理学療法評価学Ⅰ	理学療法学科	2年
	理学療法評価学入門	理学療法学科	1年
岸田 全人	救急救命論	臨床工学科	4年
	救急救命論	臨床検査学科	3年
北島 俊輝	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
北原 智康	ヒトの病気Ⅶ	理学療法学科	3年
北村 晶	麻酔学	臨床工学科	2年
木村 拓誠	呼吸循環理学療法学演習	理学療法学科	3年
久喜 啓誉	理学療法評価学Ⅰ	理学療法学科	2年
	理学療法評価学入門	理学療法学科	1年
日下 卓万	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
久慈 一英	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年
栗崎 知浩	人体の構造と機能実習(構造系)	理学療法学科	2年
栗田 浩樹	ヒトの病気Ⅱ	理学療法学科	2年
栗原 進	ヒトの病気Ⅰ	臨床検査学科	2年
	ヒトの病気Ⅲ	臨床工学科、理学療法学科	3年、2年
小窪 亜理紗	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
小棚 雅寛	臨床微生物学実習	臨床検査学科	3年
児玉 圭太	臨床工学	臨床工学科	4年
	循環機能代行機器	臨床工学科	2年
	機能代行機器実習Ⅱ	臨床工学科	2年
小林 明弘	社会福祉論	看護学科	2年
	社会福祉論	臨床検査学科、臨床工学科	2年、1年
小鮒 美穂	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
小山 幸枝	臨床微生物学実習	臨床検査学科	3年
齋木 実	在宅看護学活動論Ⅱ	看護学科	3年
斎藤 哲	放射線医学概論	看護学科	2年
斎藤 悠生	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
佐藤 達也	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
椎名 雄樹	ヒトの病気Ⅶ	理学療法学科	3年
椎橋 実智男	統計学	臨床検査学科	1年
式田 秀美	生理検査学実習Ⅱ	臨床検査学科	3年

氏名	担当科目名	学科	学年
四宮 愛弓	救急看護論	看護学科	4年
柴崎 智美	疫学	臨床検査学科	3年
	人体の科学入門	臨床検査学科	1年
清水 泰輔	ヒトの病気Ⅰ／ヒトの病気Ⅵ	臨床工学科、理学療法学科	2年
清水 直樹	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
	精神疾患	理学療法学科	2年
庄野 伸幸	臨床心理学演習	理学療法学科	2年
	学生心理相談	全学科	全学年
神野 剛史	臨床支援技術	臨床工学科	2年
菅沼 雄一	発達理学療法学演習Ⅰ	理学療法学科	3年
	発達理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
鈴木 翔太	中枢神経理学療法学演習Ⅰ	理学療法学科	3年
	中枢神経理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
鈴木 正	数学	臨床検査学科	1年
	物理学実験	臨床検査学科	1年
	物理学実験	理学療法学科	1年
鈴木 康文	医療情報学	看護学科	2年
	情報科学	臨床検査学科	1年
	検査学特論	臨床検査学科	4年
須田 裕子	看護管理学	看護学科	2年
関口 淳裕	麻酔学	臨床工学科	2年
関根 達朗	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
高木 敏之	呼吸循環理学療法学演習	理学療法学科	3年
高野 和敬	人体の構造と機能実習(構造系)	理学療法学科	2年
高橋 幸子	人体の科学入門	臨床検査学科	1年
	母性看護学概論	看護学科	2年
高橋 秀寿	リハビリテーション医学	理学療法学科	1年
高橋 美保子	疫学	看護学科	2年
高橋 洋介	呼吸循環理学療法学演習	理学療法学科	3年
高平 修二	救急救命論	臨床工学科	4年
	救急救命論	臨床検査学科	3年
高山 絵里	呼吸循環理学療法学演習	理学療法学科	3年
田口 宣行	情報科学実習	臨床検査学科	1年
塚本 功	臨床工学	臨床工学科	4年
辻田 美紀	麻酔学	臨床工学科	2年
土田 敦子	化学Ⅰ	臨床検査学科	1年
	化学実験	臨床検査学科	1年
常深 祐一郎	ヒトの病気Ⅲ	臨床検査学科	2年
戸澤 直登	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
富永 信子	環境論	看護学科	1年
	保健医療福祉総論	臨床検査学科	3年
内藤 茜	救急看護論	看護学科	4年
中川 秀之	麻酔学	臨床工学科	2年
中澤 賢	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年

氏名	担当科目名	学科	学年
鍋嶋 泰典	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
西元 淳司	理学療法評価学Ⅰ	理学療法学科	2年
	理学療法評価学入門	理学療法学科	1年
根本 学	救急救命論	臨床工学科	4年
	救急救命論	臨床検査学科	3年
	救急看護論	看護学科	4年
能美 隆臣	麻酔学	臨床工学科	2年
長谷川 元	ヒトの病気Ⅰ／ヒトの病気Ⅵ	臨床工学科、理学療法学科	2年
長谷部 優弥	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
林 健	救急救命論	臨床工学科	4年
	救急救命論	臨床検査学科	3年
原嶋 弥生	看護管理学	看護学科	2年
原田 舟	精神疾患	理学療法学科	2年
樋口 駿太	臨床支援技術	臨床工学科	2年
百留 悦子	情報科学演習	理学療法学科	1年
深谷 大地	ヒトの病気Ⅰ／ヒトの病気Ⅵ	臨床工学科、理学療法学科	2年
古谷 峻介	物理学	理学療法学科	1年
	物理学実験	理学療法学科	1年
前田 卓哉	ヒトの病気Ⅳ	臨床工学科	3年
蒔田 潤	ヒトの病気Ⅳ	臨床検査学科	2年
牧野 好倫	薬理学	看護学科	1年
	看護総合セミナー	看護学科	4年
松浦 紘一郎	放射線医学概論	臨床工学科	4年
	放射線医学概論	看護学科	2年
松岡 孝裕	精神疾患	理学療法学科	2年
松川 大樹	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
松田 帆	ヒトの病気Ⅲ	臨床検査学科	2年
松本 絵美子	日常生活活動学演習	理学療法学科	2年
	中枢神経理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
三志奈 賢司	検査システム学	臨床検査学科	3年
三島 智	物理学実験	理学療法学科	1年
三村 優子	生理検査学実習Ⅲ	臨床検査学科	3年
宮島 剛	骨・関節疾患総論	理学療法学科	2年
	骨・関節疾患各論	理学療法学科	2年
宮野 恭平	疾病の成り立ちⅠ	看護学科	2年
武者 育麻	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
村上 元	化学	理学療法学科	1年
本木 麻莉菜	病理検査学実習	臨床検査学科	2年
本島 由紀子	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
守岡 義紀	発達理学療法学演習Ⅰ	理学療法学科	3年
	発達理学療法学演習Ⅱ	理学療法学科	3年
森口 武史	化学実験	臨床検査学科	1年
	化学Ⅱ	臨床検査学科	1年
森本 貴之	理学療法管理学	理学療法学科	3年
守屋 信昭	救急看護論	看護学科	4年

氏名	担当科目名	学科	学年
谷木 夏妃	精神疾患	理学療法学科	2年
安田 重光	ヒトの病気Ⅰ	臨床検査学科	2年
	疾病の成り立ちⅢ	看護学科	2年
矢部 慎一郎	疾病の成り立ちⅡ	看護学科	2年
山崎 雄一郎	理学療法評価学Ⅰ	理学療法学科	2年
	理学療法評価学入門	理学療法学科	1年
龍野 康弘	放射線医学概論	臨床工学科	4年
横田 成子	看護管理学	看護学科	2年
吉川 圭介	薬理学	臨床検査学科	2年
吉川 祐司	ヒトの病気Ⅶ	理学療法学科	3年
吉原 みき子	感染看護学	看護学科	2年
米岡 裕美	人体の科学入門	臨床検査学科	1年
渡邊 典之	臨床微生物学実習	臨床検査学科	3年
渡邊 裕輔	疾病の成り立ちⅡ	看護学科	2年

2-2. 非常勤教員(学外)

氏名	担当科目名	学科	学年
Onyeausi Nwabialu Biola	英語Ⅰ	看護学科	1年
	英語Ⅰ	臨床検査学科	1年
	英語Ⅰ	臨床工学科	1年
	英会話	臨床工学科	4年
	英語Ⅱ	看護学科	1年
	英語Ⅱ	臨床検査学科	1年
	英会話	臨床検査学科	1年
Giglio Emanuele Davide	哲学	看護学科、臨床工学科、理学療法学科	1年
	哲学	臨床検査学科	1年
	英語Ⅰ	理学療法学科	1年
	英語Ⅱ	理学療法学科	1年
Markus Alexander Heinrich Freiherr von Freyberg	ドイツ語	看護学科	1年
	ドイツ語Ⅱ	臨床工学科	4年
	ドイツ語Ⅰ	臨床工学科	3年
	ドイツ語	臨床検査学科、理学療法学科	1年
相澤 康平	循環機能代行機器	臨床工学科	2年
	機能代行機器実習Ⅲ	臨床工学科	3年
	機能代行機器実習Ⅱ	臨床工学科	2年
	臨床支援技術	臨床工学科	2年
相嶋 一登	臨床工学	臨床工学科	4年
青木 啓子	英語Ⅰ	看護学科	1年
	英語Ⅰ	臨床検査学科	1年
	英語Ⅲ	看護学科	2年
	英語Ⅱ	看護学科	1年
	英語Ⅱ	臨床検査学科	1年
赤羽 睦弘	医用超音波工学	臨床工学科	3年
秋元 敏雄	動物実験学	臨床工学科	4年
浅井 澄代	看護政策論	看護学科	4年
姉帯 飛高	人体の構造と機能演習Ⅱ(構造系)	理学療法学科	1年
尼子 充久	英語Ⅰ	理学療法学科	1年
	英語Ⅱ	看護学科	1年
	英語Ⅱ	臨床検査学科	1年
	英語Ⅱ	理学療法学科	1年
新井 成俊	薬理学	臨床検査学科	2年
	ヒトの病気Ⅴ	理学療法学科	2年
飯島 若子	在宅看護学活動論Ⅱ	看護学科	3年
市原 千里	産業看護論	看護学科	4年
伊藤 真知子	在宅看護学活動論Ⅰ	看護学科	2年
植田 俊太郎	法学	看護学科、臨床検査学科、臨床工学科	1年
	日本国憲法	看護学科	2年
大久保 美香	カウンセリング論	看護学科	2年
大濱 和也	臨床工学	臨床工学科	4年
大堀 薫	遺伝子・染色体検査学	臨床検査学科	3年
梶原 順子	看護倫理	看護学科	2年

氏名	担当科目名	学科	学年
勝浦 一雄	数学	臨床検査学科	1年
	物理学実験	臨床検査学科	1年
	物理学実験	理学療法学科	1年
勝野 有美	社会学	看護学科	1年
	社会学	臨床検査学科、臨床工学科	1年
加藤 巳佐子	看護関係法規	看護学科	1年
	保健医療行政論Ⅰ	看護学科	2年
	保健医療行政論Ⅱ	看護学科	2年
	老年看護学活動論	看護学科	3年
加納 隆	医療機器安全管理学Ⅱ	臨床工学科	2年
	臨床工学	臨床工学科	4年
鎌田 尚子	学校看護論	看護学科	4年
菊池 チトセ	公衆衛生看護学活動展開論Ⅰ	看護学科	3年
来住野 修	検査システム学	臨床検査学科	3年
	生理検査学実習Ⅰ	臨床検査学科	2年
	生理検査学Ⅲ	臨床検査学科	3年
見目 恭一	臨床工学概論	臨床工学科	1年
	臨床工学	臨床工学科	4年
古泉 一久	スポーツ科学	看護学科、臨床工学科	1年
	スポーツ科学	臨床検査学科	1年
小北 悟	衛生管理学	臨床検査学科	3年
後藤 遼佑	人体の構造と機能演習Ⅰ(構造系)	理学療法学科	1年
	人体の構造と機能演習Ⅱ(構造系)	理学療法学科	1年
小林 直樹	基礎工学実験Ⅱ	臨床工学科	3年
	医用工学概論	臨床検査学科	2年
駒崎 一郎	技術英語	臨床工学科	2年
小山 紀子	神経筋理学療法学演習	理学療法学科	3年
齋賀 康宏	物理学	臨床検査学科	1年
	物理学実験	臨床検査学科	1年
斎藤 健一	生体工学実習(実験動物管理含む)	臨床工学科	3年
齊藤 太吾	ヒトの病気Ⅲ	臨床工学科、理学療法学科	3年、2年
齋藤 智之	リハビリテーション工学	理学療法学科	4年
坂本 雄二	労働衛生法規Ⅰ	臨床検査学科	2年
	労働衛生法規Ⅱ	臨床検査学科	2年
佐藤 大喜	循環機能代行機器	臨床工学科	2年
佐藤 舞	発達心理学	看護学科	1年
佐藤 正夫	病原微生物学／病理・微生物学演習	看護学科、理学療法学科	1年、2年
佐藤 祐美	小児看護学活動論	看護学科	2年
澤 律子	衛生管理学	臨床検査学科	3年
椎名 孝夫	衛生管理学	臨床検査学科	3年
芝本 隆	臨床工学	臨床工学科	4年
白石 恵子	在宅看護学活動論Ⅱ	看護学科	3年
関澤 浩一	遺伝子・染色体検査学	臨床検査学科	3年
田垣内 義浩	教育学	看護学科	1年

氏名	担当科目名	学科	学年
田口 亜紗	文化人類学	看護学科	2年
	ジェンダー学	看護学科	2年
田中 俊之	体育実技	看護学科	2年
種池 良太	リハビリテーション工学	理学療法学科	4年
土居 浩	社会学	理学療法学科	1年
戸井田 昌宏	電磁気学	臨床工学科	1年
	電磁気学演習	臨床工学科	1年
	医用画像機器	臨床工学科	3年
	医用工学概論	臨床検査学科	2年
	医用音響工学	臨床工学科	2年
	基礎工学実験Ⅱ	臨床工学科	3年
	生体工学実習	臨床工学科	3年
	放射線医学概論	臨床工学科	4年
長島 佳歩	生活環境学	理学療法学科	2年
長島 浩	保健統計学	看護学科	3年
	環境衛生工学	臨床検査学科	3年
	薬事関係法規	臨床検査学科	4年
	医療法規学概論	臨床工学科	1年
	公衆衛生学実習	臨床検査学科	3年
中野 克己	義肢装具学演習	理学療法学科	3年
名和 大輔	義肢装具学演習	理学療法学科	3年
野寺 誠	公衆衛生学実習	臨床検査学科	3年
	保健社会学	臨床検査学科	4年
野々村 伊純	倫理学	臨床検査学科、臨床工学科	1年
芳賀 祥子	文学	看護学科、臨床検査学科	1年
長谷部 悠葵	筋骨格理学療法演習Ⅰ	理学療法学科	3年
	筋骨格理学療法演習Ⅱ	理学療法学科	3年
長谷部 有莉	生活環境学	理学療法学科	2年
原 有心	臨床運動学	理学療法学科	3年
日笠 志津	健康食品総論	臨床検査学科	3年
日笠 志津	食品学	臨床検査学科	2年
樋口 まち子	国際看護論	看護学科	4年
平岡 仁美	がん理学療法	理学療法学科	3年
深山 美樹	英語Ⅰ	看護学科	1年
	英語Ⅰ	臨床検査学科	1年
松尾 公裕	日常生活活動学演習	理学療法学科	2年
丸谷 康平	生活環境学	理学療法学科	2年
	保健医療福祉学	理学療法学科	2年
万治 淳史	リハビリテーション工学	理学療法学科	4年
宮崎 孝	公衆衛生学実習	臨床検査学科	3年
村本 良三	検査学特論	臨床検査学科	4年
森田 俊光	リハビリテーション工学	理学療法学科	4年
柳澤 裕之	環境論	看護学科	1年
矢野 裕也	ヒトの病気Ⅲ	臨床工学科、理学療法学科	3年、2年

災害・事故・事件等発生の際の連絡先

◎日高キャンパス事務室 042-984-4801

◎川角キャンパス事務室 049-295-1001

※夜間及び祝祭日

◎国際医療センター内 警備センター 042-984-4110